

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内 十一

(自安政三年四月十七日至六月晦日)

〔扉〕

公私控

安政三年辰四月十七日ヨリ 十一月  
六月晦日迄

(紙數百拾三枚)

四月十七日

一九時分罷出御目見仕候て、左之通御伺事等申上候、  
 一三原藤五郎持登り候南都東大寺江有之候吉貴公より御  
 寄附被遊候掛板之文字不相分様相成、別て相古ひ候付、  
 先年来度々御修覆之儀願出為有之由候得共、是迄為何  
 儀も不被仰渡との段々書面等有之、入 御覽候処、何

れ御捨置にも難被遊、夫共何程可被為御入備哉、今一  
 往問越候ニとの 御沙汰奉伺候、

一高輪掛り御広敷番仁禮仁平太事、近々出府之賦候処、  
 初登りにて彼是此涯之処難行届候ニ付、中西水之丞よ  
 り暫之内同宿被仰付被下度願承候ニ付申上候処、御許  
 容被遊候、

一有川直次郎事被留置候得共、代り出府仕候ニ付ては過  
 上ニ相成申候付、此涯出立可被仰付哉之伺ニ付申上候  
 処、同通被仰付との御事ニ付、朱書入を以豊後殿へ相  
 渡ス、

一幾嶋便にて

右府様より被仰越候は、  
 篤姫様より 御養女被為濟候御儀ニ付ては、御同人様  
 より

禁裏江 御進献も不被遊候ては不相成、左候得は 亦  
 御拝領物も被為在事之由被遊御聞候、猶亦私江相談し  
 候様幾嶋江被遊 御沙汰候得共、致出勤候ハ、面会可  
 致との趣申通置候様承知仕候、左候て相下り候上幾嶋  
 へ致面会候処、右御進献物之義は勿論、万事御世話不  
 被遊候ては不被為濟との 御沙汰も被為在、就ては御

進獻品之義は、何れ

右府様御世話不被遊候ては難被為濟候ニ付、右御代料は村岡より伊集院太郎右衛門方江申遣候様可致、其趣太郎右衛門へ口合申候処、左候ハ、私方より頭御証文申越候様ニ御口合申上呉候様ニとの事候旨、幾嶋より承申候ニ付、明日仕立町便差立貰候様承候、太郎右衛門江之問合仕出し可申事、  
右は別冊問合留ニ留置候、

一 御家老座其外御役座御取立被遊

思召ニて、絵面〔図説カ〕は向々江御下ケ被置候との

御沙汰奉伺候ニ付、御礼申上置候、

一 鳥羽沖ニて逢難船候大船滞船ニ付、藤堂様より御家来を押掛ニ為見ニ被遣候由ニて、右之御挨拶被仰進候書面西筑右衛門より差出候ニ付、入 御覧候処宜との御事ニて、直ニ御下ケ被下候ニ付、同人江渡給候様半田江相渡置候、

一 御手船是迄毛頭行衛不相知候処、宇和嶋深浦へ漁船参り候て挽付、帆柱は三本共折候得共、船は少しも痛無之候由、彼港番人より御当地迄註進之書面被相添、今日伊達様御直書を以御しらせ被進候由にて、書写し則

皆々江為見候様ニとの御事ニて、御書も御下ケ被下候付、書写し蒲生其外へ致一覽、尤御家老兼江も申出候様申遣候、右ニ付ては伊達様井上庄太郎を被遣、彼御方より飛脚御差立被下候様、尤庄太郎、私よりも当地之御役々江何篇御都合向頼、御手船乗組方江も申越候様被仰付候、

一 橋口今彦より鶴之渡ニ有之候五敷五間之土蔵、殊之外相痛候ニ付、解毀困置候様可被仰付哉申出候由、然処右土蔵之義は

宰相様御廻り被遊候節、高輪ニは御用も不被為在との御沙汰被為在候由ニ付、此御方様江被遊御沙汰置候様為申人も有之候旨承候ニ付申上候処、芝之土蔵段々大痛ニて御用立不申のも有之候ニ付、御用立候ハ、御引可被遊候ニ付、為致吟味候様 御沙汰ニ付、折節森川孫太夫相見得候間、右通相達候、

一 右之同所ニ板蔵一軒有之候由、是も

宰相様ニも御用も不被為在と

御沙汰も被為在候様ニ覺居候者有之候由、是も此

御方様御用被為在義も難計奉存候処、高輪女中駕籠部屋地震ニて相崩候ニ付、当分は

勝姫様御駕籠部屋一緒ニ入込、出入ニは疵も付可申候

付、右板藏女中駕籠部屋江被仰付度、同所御込敷御用人より申出有之候由承候ニ付申上候処、右は其通取計宜との 御沙汰被為在候ニ付、今彦江申遣候事、

一 八ツ後大坂八日仕出幸便にて相届候由にて、徳尾より之間合等左之通三原方より相廻候事、

一向井新兵衛より一封、右は伏見にて伊集院太郎右衛門江出会にて被仰付候綴織切々之義、并永井清左衛門御金方被仰付候てはいかゝと、自分考付之筋を以濱村并森本江相達有之候由之処、兩人共至極致同意悦之由申来候、

一大船遅着ニ付ては、御金繰にも掛候事ニ付、自分考を以御留守居へ二三万兩位は御借入可相調哉と申候処、追々新砂糖着にて御払代金之儀は四万程御返金ニ相成候訳合も有之候付、何れ御借入ならては相成間鋪旨返答之由見越之義申上、何共恐入候得共、其段は宜合置呉候様申来候、

一 近權事家を出、行衛不相知候趣ニ付一封、  
一 藍玉代銀一条ニ付、洋田<sup>マ</sup>兵衛より申出候書付、

三月廿三日

一 深浦御番人より申越候は、久良浦御台場番人より手越田中江異国船相見候趣致注進候ニ付、出張見分候処、日之丸御印相立候ニ付異国船ニは有之間敷、且難船之体ニ付罷越<sup>略カ</sup>味之処、薩州様御船にて、御家来応対之処、此度從

公義御船式艘御造立御頼成就ニ付、右為警固過ル十七日出帆之処、其夜暴風ニ出合致難船、

公義兩艘之行衛不相知、右警固船沖之嶋江流寄、又々廿一日夜暴風ニ出合心配之処、折柄深浦漁船参り、水先相頼、右浦迄乗込、然ル処帆柱三本共不殘折如何共いたし方無之ニ付、深浦湊へ乗込度趣ニ候得共、未風波強船遭難出来ニ付、和浪次第漕船可差出趣ニ候得共、不取敢相達候之旨委細来状御番所支配被相達候事、

右之通宇和嶋より注進有之候由にて

<sup>[伊達系城]</sup>遠江守様より御直書を以為御知被進候ニ付、今晚井

上庄太郎御使を以御挨拶旁、尤右御手船乗組之者江一封遣度候間、御飛脚御差立被下候様被仰進候処、被遊御承知候との御返答被為在候由、

四月十八日

- 一 前文通之儀ニ付、私より以手紙爰元御役々江何篇頼越候様被仰付候ニ付、御手船乗付居候見聞役福嶋新二郎江遣候一封も遣し給候様、宛御用人中様と相認為持遣候処、返答相応ニ申来候、右仕出し候後無間御手船之船号申遣候様被仰付候旨、井上庄太郎御取次にて承知仕候ニ付、承天丸と御付被遊候間、右様相心得候様別紙を以福嶋江一封差遣候ニ付、又々伊達様御方江懸合候処致承知候旨、深澤傳藏より返答有之候事、
- 一 鳥羽沖にて逢難船候御用船之船号は、田中仁右衛門江相達置候間、浦賀迄差遣、夫より船便有之候ハ、鳥羽迄可遣との事ニ候、
- 一 深浦にて致修覆候ニ付ては、金子無之候ては相成間敷候付、大坂にて見賦、見聞役にて為持相廻し候様被仰付候付、今日京都江之町便序を以伊集院太郎右衛門迄申遣、夫より大坂へ差越候様太郎右衛門江問合いたし候事、
- 一 今十八日夕、以町便伊集院太郎右衛門より差越候間合左之通、
- 一 鷹司様関白御辞退ニ付

御許容被為在、就ては九條様江関白被仰出候思召之由

旁ニ付て、書面一冊水口近江介より差出候由、

一 伯耆殿事去ル十二日京都着にて、十四日

近衛家江參 殿御使者被相勤賦之由申来候、

右達 御聴候事、

一 今日日半町便取仕立幾嶋より京都江差上候文箱壹通又拙者より伊集院太郎右衛門へ返答旁申越候、委細は問合留ニ記置候、

一 豊後殿より伯耆殿京都着にて御使勤等之書付、伯耆殿

より被相廻候由にて被相廻候ニ付達 御聴給候様、

御小納戸江口含有之候様、有馬仁左衛門へ申遣候事、

一 大坂御藏本払総一冊

一 辰二月より四月迄大坂御藏本払考総一冊、

一 大野原山野并田畠開ニ付地面一紙総、

右三行 御覽相濟、四月十九日豊後殿江相渡候、

四月廿日

一 今夜中京都より之急飛脚到着にて、伊集院太郎右衛門より

篤姫様御養女御一条ニ付、伯耆殿御使勤首尾能相濟候

由申越候、委細は問合留ニ記置候、

一御詠草御返しニ相成、相届候付、四月廿一日御小納戸を以差上候、

一井上庄太郎より申出ニは、今度御用之大船大痛候ニ付ては、蘭書ニ基キ御調被遊度思召候付、松木弘安隔日ニ罷出候様被仰付度との御事にて、折節筒井佐次右衛門殿御入来之節、庄太郎より御尊父肥前守様江右通被仰上被下候様御頼申置候处、被申込候处、御使者ニは不及候得共、一寸手控被遣候ハ、夫を掛之向江被相廻候ハ、銘々御口合ニも不及と被仰候由、其趣佐次右衛門殿より承候付、手控出来入 御覽候处、思召奇不被為在と 御沙汰被為在候由、右ニ付御留守居方へ筒井家江致持参候様承候ニ付、立花直記江右手控相渡候、

四月廿一日

一有川直次郎交代前にて御暇被下置候得共、御手許御用被為在候ニ付、当秋迄定式ニ不拘可留置との 御沙汰被為在候、山田壯右衛門御取次にて承知いたし候付、仰出為認入

御覽、豊後殿江相渡候、

一肝付清右衛門櫻田御屋敷御普請ニ付ては、相応之御金入払も有之候ニ付、御普請相済迄之内は被掛置候と申仰出為認、入 御覽候て、豊後殿江相渡候、

一金三百兩

右は

篤姫様御用之御取入物代及払底候ニ付相下ケ呉候様、山田壯右衛門より承候ニ付、玄碩江相達、同人差出候付、右之通壯右衛門へ相渡候、

立花直記筒井肥前守殿江致持参候手控留

公義御用船二艘国許にて製造ニ相成、此節廻船之節洋中逢難風、御船は別条無御座候得共、柱并綱類少々相損申候、就ては猶又蘭書ニ基キ取調申度、既ニ廿間御船之方は近々順風次第從志州鳥羽湊浦濱江相廻候て修覆之含御座候間、松木弘安隔日ニ屋敷江招呼、右取調和解被申付度候間御聞置被下候様、薩摩守被申付、此段以使者御内談申上候、以上、

四月廿日

本文通当人へ御達相成候由、井上庄太郎より承候、

四月廿二日

一志州鳥羽湊江滯船いたし居候

公義御用之二十間大船、仮帆柱出来候付、順風次第出

帆之賦ニ志州御国船方片山小太郎より大坂手形所江申

越候由にて、徳尾藤左衛門より来状相添御趣法江向差

越候間合、三原より差出候付、入 御覽、則返ス、

一右帆柱買入候代金致不足候由にて、大坂より被差出候

橋口權左衛門持越候御金之内より式拾兩橋口清之進相

請取候付、藤左衛門より之間合、是も入

御覽、相返ス、

一四月十四日札和製砂糖御払相成候間合、是も入 御

覽、右同断、

一御願立ニ相成居候琉球御救助ニ付錢鑄方之義ニ付、昨

日御留守居御呼出にて、阿部様より左之通之御書取ニ

て御願書被相下候、入

御覽候、

内意之趣は難被及 御沙汰候、

一金拾兩

右は田町にて箔打方被仰付候ニ付、金取入方等之入用

として竹下覺之丞へ相渡、尤掛り被仰付候付、何篇不

取締無之様申渡置候、

一錦并純子御国元江御取入之義、山田壯右衛門より承候

ニ付、福崎助八へ可申越候、

一御匂粉出来方ニ付、品々御国元御蔵江御格護之由候得

共、不足丈は市中御取入いたし候様、尤しやこふ皮ニ

て宜との事、委細は壯右衛門より御納戸奉行方へ可申

越との事、

一志州鳥羽湊江致滯船候二十間之大船仮柱出来にて、順

風次第致出帆賦之由候得共、若も未滯船有之候ハ、本

之通柱等其外相損候所は取締、成就之上江戸へ相廻候

様、尤材木は先方御役々江致熟談、代料之儀は大坂へ

申越候様案文取仕立福嶋半次郎へ相達、尤足輕被差立

候義迄も相達置候、

四月廿五日

一今日昼時比罷出 御目見仕左之通入

御覽候、

一去年 御大小被遊御拝領候義ニ付、王子以使者御祝義

申上候趣ニ御国元御家老衆より伺ニ相成、伺通被仰付

候趣朱書入御家老衆江差出置候処、今度豊後殿より、

右は御念入候処を以一統申談伺奉候処前文通被仰付、

就ては我々共より奉願候義は不相成候得共、午年致出府候王子兼務にて相勤候様被仰付候ハ、可難有との

趣承候ニ付、其趣申上候処、其義ならば最初左様申上候ハ、可宜と 御沙汰も被為 入候得共、左様申上候

ニ付ては、其通にて可宜との御沙汰被為在候ニ付、相下り候上、以別紙伺通被仰付候趣豊後殿江相達、書面相渡置候、

一 紐屋利七并飼葉屋權兵衛、鳥羽ヤ善右衛門上納方金子之一件ニ付色々之書付、豊後殿より被差出候付 御手許江差上置候、

一 汾陽次郎右衛門大嶋渡海前、嶋元之義ニ付心付之儀は可申上旨被 仰付置候由にて、数通差出候由にて三嶋方杯へ被相下候、吟味等有之候書付も相添豊後殿より被差出候付、長文面ニ付差上置申候、

一 寅年米御仕登せ有之筈御座候処、古米にて入実も不宜、尤当秋之御米も追々相届申候得は、御蔵杯も開き申事ニ付、大坂にて入札払被仰付候ては、何様可有御座候哉、蒲生郷右衛門より承、算当書請取候ニ付入 御聞候処、伺通被仰付候、右数通之書面等は 御手許江差

上置申候、伺通被仰付候義は、郷右衛門江申聞置候、

右之書面四月廿一日井上庄太郎を以御下ケ被下候付 三原藤五郎江相渡ス、

四月廿七日

一 今日昼時分罷出 御目見仕候て、

北小路刑部權少輔此 御殿江罷上候節之御次第御手当書入 御覽候、就ては何れ御普請御成就之上ならて

は被招呼候義も御出来難被遊候様御座候ハ、其比はおのつから御玄喚御使者之間も御成就相成可申筈御座候ニ付、御客間二階子涯之義は手狭ニ御座候事故、御

使者之間へ為控申候ハ、可宜哉奉存候旨申上候処、宜との御事御座候ニ付、御使者罷出候節

御前様方は御逢は不被遊との 御沙汰ニ御座候ニ付、相下り候上右様豊後殿江御達申置、御次第并色々之書面御渡申置候、

一 篤姫様表向被仰渡候上御名順之義も取調候様被 仰付置候、御記録奉行より差出候、

篤姫様御別被遊可然哉と調へ相見得、御内輪のみ之義候ハ、夫にて可御宜候得共、脇方様杯江被遣候書面、

依事候ハ、御一緒ニ無之候ては不相叶書面も可有之候

ニ付、先年之 淨岸様などの節は

太守様より御上ニ御名順為有之哉ニ

御取覚被遊候付、猶又為致吟味候様

御沙汰被為在候付、私ニも書面などにて見申たる義は

無、御沙汰通御上ニ御立被為在候との粗承置為申事御

座候間、今一往致吟味候様相達可申旨申上置候、

一御広敷番門松源左衛門事、未年功は無之候得共御用相

立、尤悴覺兵衛御代官格横目勤被仰付置候旁ニ付、御

勘定方小頭御役被仰付度、石見殿より御内伺有之申上

候処、伺通被仰付との御事ニ御座候、

一御国元より之式日未到着不仕候ニ付、当月之式日被延

置、日限之義は追て可申上旨伺ニ付申上候処、伺通被

仰付候ニ付豊後殿江書付相渡候、

一近比飛脚毎も延着ニ相成候間、とふかいたし様無之哉

と 御沙汰被為在候ニ付奉畏、猶又御家老江申聞候

様可仕旨申上置候、畢て相下り候、

一徳尾藤左衛門より御趣法方三人へ申越候鳥羽滞船去ル

十一日致出帆候処向風ニ相成、矢張本滞在いたし候近

辺へ走帰り候由旁ニ付問合入 御覽、右書面蒲生江差

返候、

一明日御登 城之義山田壯右衛門を以奉伺候処、御頭瘡

にて御登 城御断之御沙汰被為在候由、同人より致承

知候ニ付、則御家老座へ右之仰出為差出候、御届書之

義も大迫藤十郎へ相達候処、今夕ニ候ハ、少し御手数

ニも相掛り候申事之由承候ニ付、明朝御差掛り之処ニ

も可宜と申置候、然処当座江は御帳面等も無御座候ニ

付、芝江差越認方いたし、明日も草稿を以差上候様可

仕との事ニ候、

一松木弘安事、此御方ニても御用有之候ニ付招呼候様仕

度との事、手控を以先日立花直記筒井家江差掛差出置

候由之処、調所出役方へ表向書付不被差出候ては運兼

可申候ニ付、一寸出役方へ被差出候様志賀〔金〕八郎殿よ

り之書取、筒井佐次右衛門殿持参にて被申候由、八郎

御取次いたし候由にて申出候ニ付、右は井上庄太郎案

内之事候間、右へ口合其上取計可致趣同人江申聞候、

右ニ付立花直記江罷出候様御用申遣置候、

一嶋津淡路守殿参上有之御出会申候処、一昨日御在所江

之御暇被仰渡、且近々御出立ニ付右吹聴、且亦御発足

ニ付御機嫌伺をも被申上候御口上故、庄太郎を以達



御聴候処、七ツ時分より奥へ被成御通候、御案内庄太郎也、

一金五百疋

右は金子宗耕罷出御用相成候付相下ケ呉候様、井上庄太郎より承候付同人江相渡ス、

四月廿八日

一牛根銀山出銀無之候ニ付休山被仰付度豊後殿より被差出候書面、今日井上庄太郎を以御下ケ被下候、右江御書取を以被 仰下候は、山子共は出水方江遣共亦金<sup>本</sup>山ケ野之方へ遣共吟味次第仕候様ニ被仰付候事、  
一紐屋利兵衛外式人御金上納方筋之義ニ付諸書付豊後殿より被差出候付、先日 御手許江差上置候処、今日井上庄太郎を以御下ケ被下候、

一錫三斤

右御用ニ付、芝より取寄呉候様新納軍悦より申出候ニ付、蒲生郷右衛門・田中仁右衛門へ申越候、

一明日仙臺様御家来片倉小十郎初田町御台場等拝見として参上ニ付、御茶屋末明方并御数寄屋、茶、煙草盆手当等申越候、

一立花直記江御用申遣置候処罷出候ニ付、先日筒井家江

同人より差上置候書面、昨日筒井佐次右衛門殿持参にて、表向調所出役方江差出候様、志賀權八郎殿<sup>(金)</sup>より筒

井家江書取を以被申越候由ニ付、今日調所へ持参いたし差出候様相違、書面并志賀殿より之書取も渡置候、

一門松源左衛門御勘定方小頭御役被仰付度、石見殿より伺之趣有之申上候処、 御許容被遊候付、 仰出今日

石見殿江相渡ス、

一是迄琉球江守衛方ニ付、御家老座菅人ツ、被差出候得共、御軍役方書役も菅人差越候事故、御家老書役<sup>(書脱カ)</sup>之義は御引取被下候ては何様可被為在哉と豊後殿より被相伺候ニ付申上候処、最早可宜との 御沙汰ニ付、

御沙汰書相認入 御覧候て、右之趣を以石見殿江相渡候、

一先日より 御頭瘡被遊候ニ付、今日御登 城御断被仰上候、

一今日山口直記・三原藤五郎出勤有之候、

一今日松平大和守様江御書被進候、中小姓持<sup>マ</sup>故御使番座書役江伊東正兵衛より為引渡候、

四月廿九日

一 今日四ツ半過罷出 御目見仕候て何事等左之通、  
一 近衛様為御使諸大夫北小路刑部權少輔御引受之節、

御前様

篤姫様

御直答不被遊候節は御不快之筋ニ取繕、前以御広敷御  
用人より演説可致置と有之候得共、是は御逢は無之候  
ニ付、御直答之申処

御返答之儀は御年寄より申達てといたし置候て宜との  
御沙汰ニ付、相下り候上右之趣伊東正兵衛ヲ以迫田甚  
藏江為達置候、

一 横目之者共昨日此御屋敷江引移候御届申上置候、

一 御長屋今一軒明キ申候ニ付、御留守居付役召移可申旨  
申上置候、左候て相下り候上西筑右衛門江相達候、永  
田正兵衛可引越との事候由承候、

一 中小姓太鼓打河内仙之進事初旅にて出府いたし候処、  
上御屋敷之方誰も世話方いたし候者無之、此御屋敷江  
門人相詰居候ニ付、其宿ニ押懸致着候て同宿いたし居  
候処、御聴ニ不入候て不宜と御目付被申事ニ付、何  
承召置被下度内意之趣、当人より直ニも承候付申上候

処、置との 御沙汰ニ付篠崎彦十郎江前文通達し有之  
候様相達候、永田正兵衛引移之義も右同人江達置候、  
一 安藤平八一条之趣ニ付ては外ニ存候者も有之候半、糺  
見候様 御沙汰ニ付、肝付清右衛門江糺方いたし候様  
相達置候処、外ニは誰も存候者無之一己之取計方ニ候  
旨為申事之由、蒲生郷右衛門より承候ニ付、其趣申上  
置候、

一 昨日御城にて南部様御留守居より西筑右衛門へ面会ニ  
て申候は、遠江守様御事御脚痛にて御登城御断被仰上  
候得共、御当分之御事ニ被為在候付、若御尋共被為在  
候ハ、宜申上置呉候様承知候由、左候て御狭箱長革当  
御時節柄ニ付、御引取被遊度御掛り江御聞置之御届被  
成候由、右之通申上呉候様筑右衛門より承候ニ付申上  
候処、前以御聞置被遊候との 御沙汰被為在候、

一 原田才輔より此節幾嶋出府ニ付、被召附候面々最早御  
用相済候御届申出候、左候て御暇被成下事候ハ、二日  
三日之内立日限被仰付被下候様、内々伊東正兵衛迄申  
出候由承候ニ付申上候処、才輔義は暫御用被為在候ニ  
付可留置被仰付、其外は御暇可被下との御事ニ付、三  
日ニ出立いたし候義共 仰出、正兵衛を以迫田甚藏へ

為渡候、

一 淨岸院様御事竹姫君様ニテ被為入候節之御名順、御記録奉行へ相糺候処、

上様御頭ニ御立被遊候由書面伊藤彦介差出候ニ付入御覽候、左候ておのつから調へ書差上可申段も承届置申と申上置候、

一 銀山方御金拝借有之事之由ニテ、嶋村手代之者被頼候由ニテ、森川孫太夫へ致咄候由、右を蒲生郷右衛門承付、就てはおのつから御承知も可被為 在候得共、不申上置候もいか、敷候間申上吳候様ニとの事ニ付、書面入 御覽候処、是は迎も済は不致候得共、そふ申ならは手を付ても宜、御前ニは御構不被遊との 御沙汰ニ候、乍然金山方之御前借不相濟内は不宣との 御沙汰ニ付、蒲生郷右衛門江申聞書面は相渡候、

一 昨日立花直記より調所へ松木弘安一条ニ付、手控同様成御願書差出候由之処、先日当人江御達相成候との事ニテ御付札不及相濟候由、右首尾書西筑右衛門より差出候ニ付、御小納戸を以差上置候、

四月晦日

一 今日昼罷出御目見仕候て、

篤姫様御名順御記録奉行再調へ并御家老衆之添書入御覽候処、是ニテ御相当可被為在、表向御縁組被仰出候上は

太守様御頭ニ被成御立候方宜との  
御沙汰被為在候、右 仰出認相濟候ハ、入御覽候様被 仰付候、

一 御広敷番欠跡有之、相良小矢太江豊後殿より伺書被差出入 御覽候処、御許容被遊候ニ付、伺之通可為旨朱書入いたし、右書面御同人江相渡候、

山田 壯一郎  
伊地知龍右衛門  
隈元 敬一郎

右は学文稽古被仰付度  
思召ニテ当分御吟味被為在候処、壯一郎儀は新番ニ付六人賄料稽古方ニ被下候例も無之筈と 御沙汰被為在候ニ付、

思召ニ御座候ニ付ては何も不苦義と奉存候得共、豊後江相談仕見可申旨申上候処、其通為致との 御沙汰ニ付、直ニ豊後殿へ御口合申候処、 思召候ハ、一向不

差支義と御即答承候付、猶亦御吟味被下候様申上置候、  
一三原藤五郎より来月節句迄之勘総書差出候ニ付入 御  
覽候処、無程金山御前借も被為濟候御事ニ付、其節五  
千両位御下ケ可被遊との 御沙汰承知仕候事、

一大砲船より相届候桶根板并柞薪之内大成木柄は差逃置  
候様、左候て櫓木売払候場所にて御払相成候て可宜と  
の 御沙汰ニ御座候、尤御払相成候代金御国元へ差下  
し候ハ、最初之程御利潤も無之筈候得共、追々とは  
御益ニも可相成との御内話奉候候、

一錫御本手金は迄御差下しニ不相成候ニ付、其事申来候  
付、五千両位は御下しニ不相成候ては不相成との  
御沙汰奉候候、

一 日高六右衛門

限元敬一郎

右は定御供被仰付度豊後殿より伺書被差出候ニ付申上  
候処、敬一郎義は学問稽古方為願出由候処、御家老座  
にて拒候由御間通被遊候ニ付、御吟味被遊候上學問稽  
古方被仰付 思召ニ付、余人を吟味いたし申上候様被  
仰付候、尤六右衛門義は何通被仰付との御事ニ付、右  
旁之儀伺書ニ朱書入いたし、書面豊後殿へ相渡ス、

一足立梅景聞合方いたし、左候て三人賄料にて医道稽古  
被仰付候段承知仕候ニ付、聞合書石原十兵衛より差出  
候ニ付入 御覽候処、左候ハ、医道方被仰付候段被  
仰付候、

三月式日被召延置四月三日被差立候由にて同卅日  
夕刻到着、左之通相達候、

一御手許御用唐反布并琉製器物御買入川上郷兵衛江被仰  
付越候付、御代払之儀申出候ハ、宜被取計旨福崎助八  
江申越候処、当人未着無之旨返答拙者へ申来候、

一圓順丸 式拾三反帆

船主山川之

河野覺兵衛

積登

砂糖入樽千九百三拾九挺

右卯年九月琉球出帆之筈候処、順風無之故越年辰  
四月朔日山川入津之事、

一大順丸 式拾三反帆

船主

田邊泰藏

積登

安政3年

砂糖三拾四万七千五百八拾六斤

入樽貳千八百三十九挺

一順惠丸 貳拾三反帆

船主

右同人

積登

砂糖三拾貳万九百九拾六斤

入樽貳千五百六拾貳挺

一觀音丸 貳拾三反帆

船主山川之

河野覺兵衛

積登

砂糖三拾七万百六拾貳斤

入樽貳千九百九拾六挺

一御船永松丸 貳拾三反帆

支配人指宿之

濱崎太平次

積登

砂糖三拾五万三拾三斤

入樽貳千八百七拾九挺

一御船來惠丸 拾貳反帆

支配人柏原之

甚兵衛

積登

砂糖九万五千五百七拾貳斤

入樽七百貳拾挺

一御船寶吉丸 貳拾反帆

支配人下町之

佐藤丑之助

積登

砂糖三拾万五百貳拾九斤

入樽貳千四百三挺

一天照丸 貳拾反帆

船主柏原之

田邊泰藏

積登

砂糖三拾万三百三拾九斤

入樽貳千三百六拾六挺

一三神丸 貳拾反帆

船主波見之

重 平兵衛

積登

砂糖貳拾万三百五拾八斤

入樽千六百六挺

一御船松惠丸 拾六反帆

支配人 柏原之

甚兵衛

積登

砂糖拾七万三千六百九拾九斤

入樽千三百八拾挺

右徳之嶋

一御船順通丸 拾六反帆

支配人

田邊泰藏

積登

砂糖拾五万貳拾七斤

入樽千七百七拾五挺

右喜界島

一若榮丸 拾反帆

船主 下町之

別府藤太郎

積登

砂糖九万五千八拾斤

入樽七百六拾七挺

一榮寶丸 拾反帆

船主

右同人

積登

砂糖九万五千七拾三斤

入樽七百六拾八挺

右之通入津之段福崎より山口・拙者へ向申越候、

一下波戸御台場拾六番より貳拾番迄六部通相濟候付、当

月中ニは御成就可相成段、掛り郡奉行樋口休八・郷田

源八・山口九十郎より申出之書面相添、福崎より拙者

へ申越候、

一諸縣郡吉田出産之名倉石之義申遣置候処、吟味にて取

方いたし、上方之石ニ競候処、同位之由申出候ニ付、大

廻船富安丸より百挺可差登旨助八より拙者へ申来候、

一諸郷之米相場之義、福崎・中村より山口・拙者江申来

候、

一市中米相場見聞役より申出候書面、助八・新介より山

口・拙者へ向ケ申来候、

一泡盛三拾本

但五十盃入

一太白砂糖千斤

一砂糖漬一色五拾斤ツ、

右御買入等にて暑中前迄相届候様

一蒲葵团扇 式百本

内百本 常形

百本 一昨年御注文相成候形替

右志布志出来方

一籠火鉢 百六拾

内三拾ツ、 大中

百 常程小

右奥御茶道方御用ニ付御代払相成候様

右之通 御手許御用相成候付、御買入等にて陸地又

は廻船便差上候様御問合之趣委曲本ノマいたし、向々相糺候

処、泡盛之儀は都て御蔵御在合有之、大白砂糖之義は

六百斤御在合有之、右不足丈は御買入取計申候、尤砂

糖漬之義も御蔵御在合無之市中細々為致探索候処、乍

漸張紙之通御買入相調、当夏琉球登船入津いたし候得

は過分持渡も可有之候得共、此節は右通御買入にて近

々大廻船富安丸出帆ニ付、右へ積入候筋取計申候、右

ニ付ては不足分は当夏御買入等を以差上候様可仕哉否

其内承知仕度、且亦蒲葵团扇之義は早速地頭方江申渡

候処、当三分所役之内々人出府いたし居候段申出候ニ付、

猶又口達を以一昨年御調文之形替等無間違細々申合、

早目出来候様可申渡旨分て達置候付、出来次第差上候

様可仕候、籠火鉢御代払之義も是又都合能取計可申候、

此旨御報旁申越候、以上、

四月三日

福崎助八

豎山武兵衛殿

右へ張紙を以左之通、

一天門冬漬 拾六斤

一冬瓜漬 貳拾六斤

一生姜漬 拾貳斤

一九年母漬 五拾斤

四月四日御国元式日より相届候御家老衆御問合之大

頭控

一山之内庄之丞物奉行見習御内用伺駿河殿より

一 谷村九郎右衛門御作事奉行へ御役替、織屋掛是迄之通と御内用伺駿河殿より

一 横目面高與藏、右同助時任源左衛門事、子又は弟不丁寧之聞得有之との一条ニ付駿河殿より御問合

一 山之内庄之丞物奉行見習へ被仰付度御内伺

一 宰相様歳暮御内書被相渡候ニ付御勤事

一 末川近江殿下屋敷江鉄砲場自分ニ取建申度伺

一 遠嶋三ヶ年田中七右衛門家来吉國宗次郎、致欠落大坂御屋敷江帰参いたし候一条

一 蔵方目付永吉藤右衛門御断ニ付て之書付

一 樺山伊織殿湯治差越之問合

一 嶋津登殿御能并御葉園御数寄屋掛り旅跡被仰付候一条

一 之問合

一 諸御役人并書役小役人転役昇進等之申立ニ付て之御問

一 合

一 中性院住職付、初入峰ニ付御賄料等ニ付て之事

一 駿河殿琉球其外掛り被仰付て之事(候ニ付脱カ)

一 伊東正八郎一往拘下人萬次郎、盗物之上欠落大坂へ致

一 帰参候ニ付、遠嶋三ヶ年被仰付候ニ付て之事

一 大野多宮養母座敷内召入候ニ付て之事

一 蔵人殿船中不順ニ候ハ、中國路罷通度との事

一 又次郎殿在所御暇被下候との事

一 奏者番謁之書付

一 蔵人殿三男博多富次郎物馴召列罷登候ニ付て之事

一 風俗聞合差越候との事

一 三次郎殿湯治御暇付て之事

一 金百両中性院入峯ニ付、右之通御取替被仰付候問合下

一 總殿より

一 一包之内

一 内諸内意事并音信物等之義ニ付て之書面四卷、御添

一 書宅通

一 一質素節儉は勿論、出立ニ付餞別之義ニ付て之書面

一 二冊、御添書宅通

一 平田桑衛嫡孫甲突川流し候一条ニ付て之事

一 去月三日長崎へ北垂米利幹船壳艘渡来ニ付、御使勤之

一 儀染川喜三左衛門へ被仰付旨ニ付て之事

一 御兩殿様江渡名喜親方并右同与力より進上物ニ付て之

一 事

一 去月二日於吉野原六組人数砲術并騎兵隊調練

一 宰相様被遊御視候御都合向并人数書相添一包



一 用意方筆者板良數里之子親雲上事、去ル辰年以來異人逗留且異国船渡来ニ付精勤候ニ付品能被仰付候ニ付て之事

一大紙包之内

一 佛国船より所望品留帳一冊

一 折田平八上国被仰付候付て之一冊

一 佛国人転宅并約定取交し印為押候ニ付て之一冊

一 逗留佛人俗文教具候様ニとの義ニ付一冊

一 住家絵図二枚

一 琉球式拾六人逢難船候節異国船より被助候御届書式通

并御添書 五月四日御日付

一 去年佛朗西人住家別所江転宅いたし候義ニ付御届書

并御家老衆御添書 五月四日御日付

一 紙包之内

一 船絵図五枚

一 提督若狭町通行いたし候節之行列一卷

右之問合都て五月朔日、二日両日ニ懸ケ

御手許江差上候事、

五月二日

一 今日四半過罷出御目見仕左之通御伺等申上候、

一 幾嶋へ被召付候土師庄十郎・水野武一郎・足輕三人・

人足沓人明日日出立仕候ニ付、為骨折金子被下方申上候

処、伺通被仰付候との御事ニ付正兵衛を以為引渡候、

一 篤姫様表向御縁組被仰出候上は、此様相用御順

太守様御頭と御記録奉行調替候趣を以、仰出認替候て

入 御覽候

一 二十間之御用大船逢難風帆柱折候ニ付ては船と柱不致

相応哉、浦賀にて魯西亞国船帆柱造替之節、頭ニ杉を

出候処、杉は不宜と申候て松にて拵候由、左候ハ、固

木之方可宜と 思召候間、けやき・松など致吟味候様

被仰付候付、折節田中仁右衛門罷出居候ニ付、三原杯

何分被申談候様達置候、

一 今日田中仁右衛門事内之浦地頭職被仰付候ニ付罷出御

礼申上之、

五月三日

一 田中仁右衛門出殿序ニ私江平田伊兵衛滞坂中御用封沓

封持参にて相請取候、

一 二十四間御用之大船、阿州より兵庫江着帆いたし候処

ニ、拙者より差遣候阿州にて彼御役人江致示談修覆いたし候様申遣候処、最早兵庫へ入津いたし修覆之賦候処、右通拙者より到来いたし候付、亦々阿州江乘戻候様可致との趣大坂御留守居江長崎勘助より申越候由にて、其趣御留守居候ニ付入 御覽候処、兵庫江入津いたし居候ハ、同所にて修覆いたし候様可申越旨被仰付候付、則三日半仕立町便を以右之次第徳尾藤左衛門まで申遣候事、

五月四日

一二十間之御用大船逢難船檣折候ニ付、神名川・生麥又ハ羽田辺にて修覆被仰付度御伺ニ相成候、右三ヶ所何方ニても御勝手次第御座候様、阿部伊勢守様より御留守居御呼出にて御書取御渡被成候事、

一阿州江滞船いたし居候二十四間之御用大船修覆被仰付候処、兎角急埒不致哉被成御察候ニ付、御勘弁被下候様無屹と御差出ニ相成居候処、阿波守様へ御達有之候旨御書取を以御差図有之候、

一右御書取ニ付ては、亦々阿州へ乘戻彼地にて修覆いたし候様可申越旨被 仰出候ニ付、則今五日仕廻町便を

以大坂御留守居并乘組長崎勘介江申越候事、

五月六日

一今日御目見仕候節、左之通御書取を以致吟味候様被仰付候ニ付、三原藤五郎など申談可致吟味事、

趣法用人

趣法方吟味役 五人賦位

表方御金方

内用方御金方

但御金方江は見聞役兩人ツ、も付候様、御国元之義も同様吟味いたし候様被仰付候、

一端午ニ付

公方様より嶋山・小野嶋・村岡へ銀壹枚ツ、拝領被仰付候由、御用部屋へ被申出候付、御直ニ申上置候、

一先達て 御沙汰ニ、公辺御金取扱ニ付ては御勘定奉行杯は金取扱は無之嚴重成者之由 御聞及被遊候間聞合候様被仰付、西筑右衛門江申渡置候処、左之三通同人より差出候ニ付入 御覽置候、

一已前御勘定吟味方改役并当分無役山本源左衛門殿より筑右衛門承候趣左之通、

一 諸国御代官より御年貢金相納候節は、何国当辰年御年

貢金何千両、御金納日前御代官より御金奉行江掛合

金は金座、掛屋方より持参、其節御代官手附手代之内  
銀は銀座江、

出役右御金包相済、掛屋江預置納日ニ右金銀御金蔵江

持参、御代官調印之書面御金奉行宛ニて相納、請取書

御金奉行連印ニて差出、其節御勘定奉行支配向共立会  
等無御座候事、

一 御年貢米何千石 此俵何俵

但何斗何升入

右御米御蔵納之節、納候前御蔵奉行江掛合御蔵江積置、

御蔵奉行立合相納、請取書御蔵奉行連印ニて差出候事、

一 諸役人其外共御金蔵より金銀請取候節は、御勘定奉行、

同吟味役裏判ニて請取候事、

辰四月

一 御金蔵御金納高取扱之義、上納金等相納節御勝手掛り

御月番江御金高納之御届等有之、右御届書御勘定奉行

江御下ケ被成、奉行より御金奉行江相達ス、御金蔵ニ

て其役人請取相済、其段御金奉行より御勘定奉行江達

迄ニて、御勝手掛り并御勘定奉行ハ改る事も無之由、

一 御收納高ハ、御代官又は御預所有之所より御勘定奉行

江納高等之届有之、納相済、其段御勘定奉行より御勝

手掛江申上ニ相成候由、

一 御金蔵御金納高御入用高、毎月晦日差引勘定之上、残

り御有高等御勘定奉行より御勝手掛り江申上ニ相成候

由、右出迄入之御金は蓮池御金蔵計ニ御座候由、

西筑右衛門承候趣左之通

一 御金出入之節、御勝手掛り、御勘定奉行衆現ニ立会等

有無之義承合申候処、御金納り方之節は何筋之御金ニ

ても、納り候向より御掛り御老中様江御届差出候も有

之、又は直ニ御勘定奉行衆江、何々ニ付て之御金何程

相納候旨之御届申立候得は、右納書面江奉行連印之裏

書相成、其向へ被相下候得は、納定日前ニ右書面突合

ニ御金蔵江差出、突合為相済置候上、納日ニ持参候て

納高并右裏書相成居候書面相添差出候得は、御金奉行

列席ニて役々立会、金銀座人共も罷出、御金包改方有

之候上ニて、御金奉行より請取書被相渡候儀ニて、全

御勘定奉行衆立会等無之相済申候、左候て何々筋之御

金、何方より何程相納御蔵入相成候段、御金奉行衆よ

り御勘定奉行衆江御届被申出候事之由、御勝手掛、御

勘定奉行衆支配は被致候得共、御金出入ニ付立会等毛

頭無之、納候向より届裏書調印被致候て納方相済、御金奉行衆より被相届候て引結相成候由、左候て月末々出入差引御勝手掛り御老中様江御届被申上候事之由承届申候、

一二十間之御用船志州鳥羽沖ニて逢難風、櫓吹折れ浦賀湊江入津いたし、就ては此内右修復場所等之義は、神名川・生麥・羽田辺ニて被遊度趣御伺ニ相成居候処、御勝手次第場所宜処を御見立被成候様ニとの御書取、一昨四日御留守居御呼出ニて相下ケニ相成候、就ては誰ぞ遣、宜場所見計引入置候様被仰付候処、昨五日御登城之上阿部様江御逢ニて、右之義共御伺被遊候由御帰殿之上承知仕候、尤被遣人柄は相良彌兵衛・船頭中村源八・足輕菅人可被遣哉、山田壯右衛門を以奉伺候処、其通ニて宜との御沙汰被遊候由承知仕候付、右之通手当有之候様三原藤五郎江申遣候、然処御修復用木木屋場所之義も

公義御構之御賦之由、委細之儀は藤五郎へ可被遊御沙汰候間、明朝罷出候様被仰付候旨壯右衛門より承候ニ付、右通藤五郎へ申遣候処罷出候付入御聴候処、昨日御途中ニて

御沙汰ニは、右一件ニ付川路殿江御使相勤候様被仰付候由嘉藤次罷出承候、右ニ付ては何れ御場所并櫓は勿論材木等取調へ不致候ては何分被仰上かたき事ニ付、嘉藤次御使勤候趣、追て場所并材木等取調へ之上申上候様可仕候間、前広此段申上置候との趣可然申談相成候、左候て藤五郎ニも御船御修復場所等之義差趣致吟味候様被仰付候付、今日より直ニ差趣可申、又嘉藤次義は御使相勤可申旨御直ニ申上候、

一北小路刑部權少輔より

篤姫様表向御縁組被仰出候上は、君号被遣賦ニ有之、左候て幾嶋事は

篤姫様御附老女被仰付賦ニ付、其節は御普請中御混雜ニ付、御年寄より相達候賦ニ御家老衆伺有之入御覧候処、此通ニて至極宜との御沙汰被為在候、外ニ以別紙本文通申上候得共、芝御屋敷ニて右之御書付北小路より御家老より相請取、左候て御年寄より申上又は相達候ハ、何様御座候哉伺有之、是も入御覧候処、是方猶宜との御沙汰被為在候ニ付

御意之趣朱書入為致候、首尾は能勢權之助ニて候、一君号御付被遊候上は、御両敬様且又外様向ニ被遣候書

面ニは、御方とか何とか申事を吟味いたし置候様、尤近衛様江は御振合も可被為 在候ニ付、豊後より打合候様ニとの

御沙汰承知仕候、

右ニ付豊後殿より之何跡ニ留置候、

一 今日御城中之口江御留守居御呼出ニ付、立花直記罷出候処、御勘定奉行川路左衛門尉殿御初其外御役々御列席ニて、左之通御達相成候由、

一 御領分金山稼方手当拝借金願之通ニは難相整、出格之訳を以此度金貳万両御前貸被仰付、返納之義は来巳年より酉年迄五ヶ年賦一ヶ年金四千両完吹金御買上代を以、差継返納いたし、万一吹金出方不進候節は正金差足年限通り返納可被致候、

右は阿部伊勢守殿被 仰渡候間可被得其意候、

右御金明七日金座より請取方有之候様被仰渡候ニ付、おのつから表向立花直記より可申出候得共、手当向有之候様蒲生郷右衛門問合いたし候事、

一 右御金之儀ニ付今夕刻重久玄碩を以御書取御下ケ被下候、左之通、

二 万此方江本立いたし候上五千両表江可差出、跡五千

両は 富印之方ニ振向ケ壹万は先用意ニ可致置事、尤来月は壹万之内表より申出次第ニは相渡可申渡候、

一 篤姫様

近衛様御養女御熟談被為濟候ニ付ては、

近衛様御方より高家衆江書付被差出候事之由候付、此御方様より

公辺へ被差出候御届書書写北小路へ相渡、彼御方御書付相調候ハ、尚又得と御都合向申談、高家衆江前廉内見等之義も有之候ハ、其通ニて 御双方御一所ニ被差出候様申談可仕哉、

一 君号被遊

御拝領候節は、御使者澁谷御屋敷勤方之節於大奥御年寄御折紙相請取差上候て、御受御礼御年寄より申達候様可被仰付哉、

一 幾嶋儀

篤姫様御附老女被仰付苦之由、是又右同日勤濟北小路より幾嶋江申達候様可被仰付哉、

右之通可被仰付哉、左候は北小路江は右之趣内々達置候様可仕候、此段奉伺候事、

右へ別紙ニて左之通、

本文之通ニ候得共、当分大奥向御普請にて御座差支候付、北小路より差上候筋を以於芝御家老<sup>マ</sup>相請取、大奥江差上候様内談仕候ては何様可有之哉、幾嶋申渡之義も其向ニ取計候様可被仰付哉、

辰五月五日

右豊後差出之、

五月七日

一四月十六日辰ノ刻佐多沖より山川沖江向ケ異国船壹艘乗来候付、為差引野村彦兵衛・御家老座書役田中治右衛門山川江被差越、然処佐多・嶋泊又は尾波瀬沖三里程之所折乘いたし候ニ付、所役浦船へ乗行候、迎合上陸不相成本船へ帰候様致手様候処、鷄五羽呉候様手様を以相望候付遣候処、烏賊之浦渚涯より一町余相隔礙を卸候得共、十八日日出時分致出帆候由、右ニ付御届之義は追て飛脚被差立筈候得共、其内申上候との趣下總殿初御同席御連名御問合、四月廿日付にて五月七日ニ相届候事、

一長崎表江異国船渡来にて段々所望品被遣候処、何之訳も無之出帆いたし候由、長崎御奉行衆より御違有之候

由にて、染川喜三左衛門より御国元御家老衆江申上越候由にて染川より相廻し候帳面一冊、右江下總殿初御添書有之、

一阿波へ致漂着候御用之二十四間大船、逢難風樺杯相損候義御国元江相知候由にて、右一条之御問合菅通駿河殿より豊後殿江之<sup>マ</sup>

右今七日入 御覽可差返旨伊東正兵衛へ申聞置候、

一阿波江致漂着候御用大砲船之義、福崎助八よりも拙者并三原藤五郎宛にて申越候、是も入 御覽候処、則御下ケ被下候、

但日付は四月廿日付にて今七日相届候事、

五月七日

一今日御目見仕候て伺左之通、

一当御屋敷江罷在候横目、御作事江相詰候様可被仰付哉

之伺、豊後殿より被差出候付申上候処、伺通被仰付候、

一仁禮雪庵来ル十五日立日限申上度との趣、并右へ御国

許より罷登居候大工式人被召附候趣申上候処、伺通被

仰付候、

一金五両

右之大工式人江骨折として可被下哉奉伺候処、伺通被仰付候、

一金五両

永田藤之進

右は淺山流劍術致出精伝授可致との事候処、困窮者にて自力ニ難調候ニ付御取替被下度、御徒目付より承候趣有之、達 御聴候て肥後與右衛門江引渡候事、

五月八日

一 鳳瑞丸浦賀江入津いたし居候付、右御船へ為足固積入相成居候品々、爰元へ参居候神恵丸を被遣、右之御用物色々積移し致着候段、御軍役方御家老座書役より御用部屋宛にて問合相達候ニ付、当番山田壯右衛門を以入 御聴、則右書面被相下ケ候、

一 御金百両

右は

晴雲院様御住居御用被遣候内御趣法方より相廻候ニ付当番山田壯右衛門を以小の嶋へ相渡候事、右之請取相請取置候旨、有馬仁左衛門より承候事、

五月十日

一 今日御目見仕候て龜山甚之丞転役之義申上候処 御

許容被遊候付、左様御座候ハ、当月式日永江休之丞迄申越候様可仕旨申上置候、

一 鎌田十太郎横目助豊後殿より伺相成申上候処、伺之通被仰付候、

一 禁裏御徙移ニ付、御国許より蒲葵御伝を以御献進ニ相成候ニ付、女房奉書相渡相届居候ニ付、榎本新兵衛江才領被仰付度豊後殿より伺有之申上候処、伺之通被仰付候、

右朱書入いたし伊東正兵衛を以、迫田甚藏へ為引渡候、

一 五月中大圓寺

御参詣月ニ付申上候処、十六日、廿日之間

御参詣可被遊との御事ニ付、廿日ニ御朱を入、伊東を以迫田江為相渡候、左様御座候ハ、其砌猶又前日御伺申上候様可仕旨申上置候、

一 丹羽様御留守居より半田江申聞候趣は、左京大夫様御父子様御遠被遊候義御願立ニ相成候処、去年御願濟にて越前守様ニは度々御出も被為在候得共、左京大夫様

ニは越前守様之様ニ〔難脱カ〕は被成候間、此

御方様御模様御内々相伺呉候様ニとの事之由ニ付、半田より申上呉候様承候付申上候処、御願濟ニ付ては御出被成候て可御宜、左候て御休場所之義釜屋并萬年屋などは不<sub>レ</sub>宜候付、神名川本陣和中散生麥辺之御建場杯様之所ニ候得は、

御自分様ニは不<sub>レ</sub>苦との 御沙汰ニ付、右之趣半田江申聞置候、

一 大和ヤ和助組より砂糖入札之義は、先休札申上置候得共、亦々已前通入札被仰付被下度願之趣有之、先便大坂御留守居并森本半左衛門より、御免被仰付候方至極可宜との申上候付差上置候処、先日迫田甚藏迄徳尾藤左衛門より追訴を以申越候ニ付、先達て差上置候書面御下ケ被下度申上候処、右は先達て被遊御下ケ置候との 御沙汰ニ付、夫は定て私格護先取違へ為申義にても御座候半申上、就ては御免可被仰付哉申上候処、御免可被仰付との御事ニ付、迫田へ參候書面ニ口達書相添、正兵衛を以右同人へ為相渡候、

一 水野土佐守殿より二十四間大船之入目料賦書被願候ニ付、差遣申候て宜御座候哉、田中仁右衛門より申上呉

候様ニとの承候旨申上候処、夫は先日御廻し被遊候との

御沙汰被為在候ニ付、相下り上田中氏江口合候処、右は占総迄之賦ニ候間、銘々代料いたし呉候様ニとの事之由承候、夫形ニ召置候、

一 養女御整之上御家老御使者之義取調申候処、其節は御番頭御使ニ相濟御家老御使者無之候ニ付、石見事仕廻次第御暇可被成下哉申上候処、伺通被仰付候付、

仰出伊東を以迫田氏へ為相渡候、右ニ付ては仕廻次第出立被仰付と申事候得共、御足痛之義有之候間、少も御閑無之御都合次第出立御座候て宜との御事候間、其趣石見殿へ申上給候様迫田甚藏江申置候、

一 当分は三原藤五郎も旅行にて、隔日ニ罷出候て跡差支申候ニ付、逸作・直記繰廻しニ被仰付候ては何様可被為在哉と奉伺候処、伺通被仰付候ニ付、能勢權之助御暇之上直記江申置候様申含置候事、

一 水野土佐守殿事、此内より御両敬之御取結被成御願之趣有之候付、御家老方江相達御留守居より彼御留守居へ申合候様ニとの 御沙汰被為在候ニ付、豊後殿江申上御同人より御留守居江御達被成候様ニと、迫田甚



藏より可申上旨同人へ申置候、

一熊野御<sup>[不明]</sup>銀御拝借当月限又は来月迄之二株有之候処、

御繰廻し不宜候付、月延之義掛り之向へ立花直記より

申込置候処、弥御月延相済申候付、御利足は被成候て

証文は書替候様ニとの事之由、尤脇々之御振合ニ候ハ

八疋万両御月延之節は本金二千両位は御上納有之事候

得共、此節は無御抛御訳柄ニ付夫ニは不被及との由、

立花より玄碩へ申出候由、玄碩より承候、右ニ付、御

勘定奉行初御掛之向立花へ先方より差出候由、又玄碩

方江は長岡より高野周輔を以被遣候品位迄先規之振合

を為知候由、右ニ付玄碩へ直記より引合承候様被申渡、

左候て当時之御吟味形之処両度取調へ被差出候様、半

田嘉藤次江相違置候、

一有田圓吉悴并中村小兵衛悴狩野家江入門之願并其節之

仕向筋書付候書面、玄碩より請取置候、右御都合を以

入  
御聴呉候様ニとの事ニ候、

五月九日<sup>[マ]</sup>

一金三両余

右は幾嶋道中旅籠人馬賃錢等之殘金として差出候付

右は幾嶋へ被下候て可宜旨申上候処、伺通被仰付候

ニ付、其通原田才輔へ遣し同人江届可申旨為相違置

候処、今日引渡候旨、才輔より承届候、

五月三日<sup>[マ]</sup>

一平田伊兵衛着坂にて、御金方并安田屋内意等之義御留

守居へ打合候旁之趣申越候ニ付、則書面 御手許江

差上候、

一山川御台場御造築替ニ付、大砲之義は式拾四封度以上

御居付相成候様被仰付置候得共、何封度より何封度迄

何挺も御居付相成候段は承知不仕候、奉伺

御内慮度との趣田原直助より三原藤五郎迄申越候間合

入 御覽候処、庄太郎を以左之通被相下ケ候ニ付、三

原へ申遣候事、

八十ポント 二挺

三十六ポント 四挺

其外二十四ポントホウキッスル等取交

十二挺

キユスト台ニ不及候事、

五月十二日

一 明十三日阿部伊勢守様江御内用向被為入度候間、御逢之義今夕御留守居を以御申込可致旨、山田壯右衛門御取次にて承知仕候ニ付、則半田嘉藤次へ申渡候事、右ニ付、明十三日八時御供揃と 仰出豊後殿江相渡ス、

一 篤姫様御事

近衛家御養女被為成候様、先達て御内意通御双方御熟談被為 在候御届書御案文、御内々阿部様より御廻し被進候書面被相下ケ、右を北小路へ為見、左候て

近衛様より被差出候書面写し貰らひ、左候ハ、北小路方何日比ニ差出可申哉、右比合之義も承候て明朝迄申上候様壯右衛門御取次にて承知仕候、豊後殿御退出後ニ付右之趣則申上越候様山口喜三左衛門江相達置候、<sup>「マヤ」</sup>一 幾嶋事御内々北小路迄御使ニ可被遣候間、何日比差支無之哉承越候様、是又右同人御取次にて承知仕候ニ付、山口喜三左衛門より豊後殿へ申上候様相達置候事、

右は

御先手  
稻葉金之丞殿

廣大院様江御奉公申上候紫雲院と申仁より、御出入御願申上具候様小野嶋被相頼被入

御聽候由之処、明キ無之ては不相濟候ニ付差出置候様御沙汰被為在候由、是も壯右衛門より承候付則半田江相達置候事、

一金五拾両

右は重久玄碩より暫取替具候様承候ニ付、御普請金之内より相渡置候、首尾合之書役能勢權之助にて候、

明日阿部様へ御出ニ付、八時御供揃之

仰出豊後殿江相渡ス、

一 昨十一日大奥御用幾嶋<sup>マヤ</sup>などのより京都迄四日仕立町飛脚被差立候付、致手当候様被仰付、八ツ時前仕出し候、右ニ付ては拙者より添書いたし候、且亦伊集院太郎右衛門江

篤姫様御用段々御注文品被為 在候付、先達ても申越置候得共、村岡などより代払等之義も候ハ、大坂へ申越候様宜被取計旨、猶又問合いたし候、尤幾嶋より村岡江之紙封文箱も有之候、

一 前条通北小路江幾嶋御使ニ參候義問合有之候処、何日にて何時にて差支無之候段、山口喜三左衛門より申

越候付、御小納戸を以達

御聴候様能勢權之助へ相達候、

一阿部様より

篤姫様御事

右府様御養女被為成候儀、御双方御熟談御整被遊候御

届之御願書北小路江為見、左候て北小路は何日比高家

衆江被差越候哉尋越、何分之義明朝迄差上候様ニとの

御事ニ付、山口喜三左衛門江相達、同人より豊後殿江

申上越候処、暮過より豊後殿より拙者へ右被致懸合候

処、明日高家衆江被差越筈、右ニ付幾嶋義は夕刻にて

も参具候との由にて御問合相達候ニ付、山田壯右衛門

を以入

御聴候処、高家衆へ被差越候義は見合被申候様、且亦

幾嶋義は明後十四日四ツ過相立差越候筈之義も申越候

付、其趣亦々豊後殿江御懸合いたし候処、松元を以申

達候様可致との御返答被遊候、尤北小路相勤候節之御

願書豊後殿より被相廻候ニ付、是又壯右衛門を以差上

候処、御留被遊候由同人申越候、

一公方様

本壽院様

姫君様方

一松榮院様

溶姫君様

末姫君様

晴光院様

誠順院様

精姫君様

線姫君様

右之通り

田安

一中納言様

御簾中様

一ツ橋

一刑部卿様

御簾中様

徳信院様

清水

一恭眞院様

右之通り

松平

一越後守様

同

阿波守様

一公方様御附

御老女

萬里小路

歌橋

やち

岩岡

濱岡

瀬川

瀧山

高辻

表使衆

三人

御祐筆頭

しか野

一本壽院様御附

類瀬

岩尾

瀧浦

八重の

右之通り

五月十三日

一

用意方筆者  
板良敷里之子親雲上事  
大灣親雲上

右は去ル辰年已来異国人逗留一件ニ付、骨折致精勤候  
付品能被仰付度趣之書面外ニ御届書、并松尾江住家之  
絵図面等、

一琉球逗留佛人久米村之内松尾へ引移候一件ニ付て之帳  
面二冊并御家老衆御添書

右式行八郎を以御下ケニ相成候ニ付、御家老座書役堅  
山郷之丞江引渡させ候、取次能勢也、

五月十三日阿部伊勢守様江御内用之義ニ付、御退  
城後八時御供揃ニて被為入候、御持可被遊候付、

左之通認差上候、

一茂姫君様

近衛家御養女被為成候義ニ付、御双方御熟談被為整候

御内願書并右之御書面御差出ニ付、前以より之御手続書差上候、

一今朝西筑右衛門北小路へ差越候処、今日之御出は何方江可被為入哉被尋候付、阿部様江被成御出候旨被申候処、左様ならば私より御伺被下候様ニ御願申上候義は恐入候得共、豊後殿より御願被下候義は相叶間敷哉之旨被申候由、就ては表向被仰渡候御比合、又御引越御当日御婚姻可被為在哉、追て之事ニ被為在哉、左候て御引越之節は此御方様より御供にて御座候哉、又公辺より御迎ニ被進候哉、公辺より御迎ニ被參事候ハ、北小路菅人御見送可仕哉、御用人も御見送仕候事候ハ、早々京地江申上越候様仕度との事、筑右衛門より承候趣正兵衛相認、書面を以御直ニ申上候処、丁度宜候間御持參可被遊との 御沙汰奉伺候事、

五月十四日

右書面五月十三日阿部様江御退出後被為入、其節御打合被遊候由にて、左之通御書取を以承知仕候ニ付、豊後殿江申上候様伊東正兵衛を以、迫田甚藏へ為申置候、

一北小路より差出候書面勢州江相渡候処、其内返答可申聞、御用人之義は早々取調之上返答可致と被申候間、外之儀は差掛ならては返事有間鋪、御用人之事は近日何とか可申来と存候、

五月十四日

一金山御前借御願濟候ニ付、御掛り之向々江御仕向有之、右御用ニ相成候晒布取入方ニ付ては地合も宜、又直段本文ニ付、晒布取入方相濟候由にて、売上書并殘金有之、五郎も宜との事、早川五郎兵衛より重久玄碩方へ申出有之兵衛より玄碩方へ相廻候由にて、同人より当座へ差出候ニ付、候由、就ては大概代金にて拙者相廻し給候ハ、玄碩方右手形且殘金も蒲生江差廻候様正兵衛へ申渡候事、五月十六日へ引渡、追て売上書相添可相廻旨口合置候処、今日金子百四十七両郷右衛門より相廻候ニ付、五郎兵衛方へ相廻候様ニとの趣を以玄碩江引渡候、首尾仁左衛門也、

一今日罷出御目見仕伺事等左之通、  
一長崎助左衛門江御刀番被仰付候義、同通被仰付との御事ニ付、 仰渡拙者より迫田甚藏江相渡ス、  
一水野土佐守殿より御両敬被願候ニ付、半田嘉藤次へ打

合候由、御取結之日限明十五日・十六日・十八日と彼方より被申越候書面、豊後殿より以添書被相伺候ニ付、入

御覽候処、何日ニても宜との 御沙汰ニ付、左候ハ、明十五日ニ取極可申旨申上置候、左候て伺通被仰付候旨、朱書入を以迫田甚藏へ相渡ス、尤半田嘉藤次江も右之趣相達置候事、

一金五千兩

右は御前借被遊候二方之内より玄碩引合為御普請方為御用、蒲生郷右衛門江為持相廻し候事、

五月十六日

一先度 御手許江差上置候駿河殿より進物沙汰并衣服等之儀ニ付御問合、御当地ニても差出候様ニとの 御沙汰ニて、今日御渡被下候ニ付、正兵衛へ為持、山口喜三左衛門江為引渡候、

一四月十三日於調練場大砲打試御家老衆御見分之節、宰相様中村御茶屋江被為入候節、御序ニ御視被遊候ニ付、射手名前并御次第書一冊、

一知覽江異国船体之者沖ニ通船いたし候得共難見分、右

式之儀は御届ニも不及先例多々御座候との御問合忝通  
一三月十六日尾波瀬鳥賊嶋等へ致漂着候異国船一条御問合忝通・御家老衆御添書忝通

一川上萬之助宗門方横目并川村七兵衛右同助被仰付度伺忝通

一藤安吉次郎事近權方へ取替有之ニ付、御物へ致上納候様ニとの書付、右江豊後殿より御返答書忝通

一湯地八左衛門御趣法方書役被仰付度との御問合忝通

右之通今十六日入 御覽候処、直ニ私江御下ケ被下候ニ付、伊東正兵衛を以山口喜三右衛門江為差返候、

一安藤平八事御物御金取扱候一件ニ付諸書付、并豊後殿御添書并御同人初御趣法方御用人差控伺可仕との書忝通入 御覽候処、此分は御留置被遊候、

一下部伊三治御拘之一条 御沙汰有之、尤水府御暇被下候節之御書付御渡被下候、何分豊後江打合可申旨申上置候、就ては助教被仰付、校合方ニ被仰付候との御事ニ候、

一山田壯一郎別勤之義申上候処、校合方之別勤宜との御沙汰奉伺候、

一昨日鑓柄木削候鉋四ツ、砥石四ツ、右は諏訪八郎次方

へ相下ケ、已前右ニて削方いたし候様被仰付候付、今日申遣罷出候ニ付八郎次江引渡候、左候て被罷下候節は、跡相詰候人江慥ニ次渡置候様相違置候、

五月十六日 御書取被下候、左之通、

一 船造立拝借之儀云々尤之様ニ相聞得候へとも、初發依願致造立候上は最初より代金見当も可有之処、取付央にて難及自力申立前後不勘弁之申出、実は不屈之事にて取揚候義ニは無之筋合と存候、其うへ先年大船造立入用之義相糺賦書取置申候、右江引競候得は過当之様ニ有之、殊ニ最早造立取付候段書面ニ有之候間、千両余可及入価訳合無之候旁不勘弁之趣ニ存候、且又宮古しま下之船にて大切成よしニ有之候得共、夫より大切成軍艦も時節柄取止メニ相成候上、人足雇金迄も減少申付候ヤニ薄々承り候時節、大切成船とは乍申当然之吟味とは不被存候、弥右船無之候て難計事ニ候ハ、御物にて廿三反壹艘ニても造立申付、支配人江相渡候方可然、何分此度之拝借之吟味我々ニおゐては不承知ニ存候間、弥難及自力候ハ、取止候様申付可然と存候、其余已来之處も拝借等申付候て造立申付候よりは、船

不足之節は御物より造立ニて支配人申付候方可然と存候、此節別紙ニて承候進物沙汰之為ニも、第一か様之道無之様ニ可戒事と存候、是迄大船造立其外町人共拝借等之事ニ付ては、毎々進物沙汰承及候義も有之、此節も少々承及候趣も有之候間、折角念入候方と存候間、序ニまかせ此段も申達候事、

右御筆を豊後殿江被成御拝見候様相違、左候て御国許江は右御筆之写御廻し被成候様御達申候て書面御引渡申候、山口直記江も拝見致させ置候、五月十七日之事也、

一 先達て於御前拝見被仰付候学文武芸御覗被遊候御次第御代筆を以井上庄太郎御取次ニて御下ケ被下候ニ付、毎之御振合を以御通達被成候様、豊後殿江申出御書付相渡申候事、

但山口直記江も拝見為仕置候事、尤右は来月より御覗可被遊との御事ニ付、其義も豊後殿江御口合申置候、

五月十八日

一 駿河殿より御伺ニ相成候進物沙汰之御問合、今日庄太

郎を以御下ケ、尤右へ段々御書入置被遊候ニ付、能見  
と 御沙汰被遊候段も承知仕候ニ付、則權之助・仁  
左衛門江書留置候様申聞、書面相渡ス、

五月十八日

一 元久様御上洛被遊候義被為在候哉、文明之比ニても候  
哉御尋ニ付、昨夜御記録方江問合置候処、今朝榎本新  
兵衛參、御家譜三冊差出候て申候ニは、  
元久様修理進様と申上、後ニ陸奥守様と御改名被遊候  
得共、修理充様とは不申上との事にて、其趣井上庄太  
郎を以申上候処、決て

元久様御事ニては有之間敷哉、書間違ニても有之候半  
との 御沙汰被為在候由、就ては御暇之節同人御記  
録奉行江致面会、否可致口合との事故、右之趣大頭榎  
本・伊藤江申遣置候、左候て右之御系図三冊共為持差  
返し候、

五月十八日

一 今日嶋津式部殿御入来にて、先達て御鉄砲拜借被致御  
礼被申上、左候て御自分家来下曾根家方へ被差出候得

共、多人數之門弟にて思之通指南方も整兼候付、此  
御方様にて末々之者調練稽古之節、被召加稽古方被仰  
付被下度旨被相願候由達

御聽可然哉、井上庄太郎より相談承候ニ付、御差支之  
義有之間敷旨及返答候処、直ニ達

御聽被申候処、宜との 御沙汰被為在候由、右ニ付式  
部殿へ可申上旨届承候、右家来稽古方ニ罷出候ニ付て  
は、御軍役方江相達呉候様同人より承候ニ付、有馬仁  
左衛門へ、帰宅之上田中仁右衛門江可相達旨申聞置候、  
一 二十間之御用船鳥羽へ滞船之節定御丁寧ニも為預答候  
付、御挨拶も不被遊候ては相成間敷との 御沙汰被為

在候付、御軍役方右へ乗組、橋口清之丞江何分可申出  
旨懸合為有之由にて、橋口より之返答三原藤五郎より  
差出候ニ付、則御挨拶之義吟味有之候様御使番江相達  
置候処、御用船之義故御挨拶等も及間鋪旨、本城源七  
郎より申出候得共、唯々ニても相濟間敷存候ニ付、右  
之趣豊後殿へ御吟味御座候様申出、橋口より之書面も  
御渡申置候、

一 日下部伊三治被召拘候義も豊後殿江御打合置候、  
一 山田壯一郎事校合方江被懸度との



御沙汰承知仕候ニ付、右へ別勤被仰渡旨當番頭方江致問合候、

五月十七日

一本金三百両

一利金六拾七両貳歩

右は

勝姫様御用金にて、先年友野市助御取伝を以近江屋權兵衛へ相成居候処、同人事去冬所帯方困窮成立致閉店候ニ付、上納方御断申出候ニ付奉伺候処、右之通別段可被遣との御事にて徳尾藤左衛門江申越置候処、当春向井新兵衛通坂之砌引渡候旨申遣候問合差上置候処、今日御下ケ被下候付、書面正兵衛江下置候、

一徳尾より三原・田中江向ケ大砲船難船ニ付聞合方可致との問合、今日御下ケ被下候付、芝江差返し候様正兵衛へ申聞相下ケ候、

一土州様へ御交易ニ相成候藍玉代金百九拾貫四百八拾弍匁五分三厘、右近權方江取込不納ニ相成居候一件、徳尾藤左衛門より問合管通今日御下ケニ相成、正兵衛へ下ル、

一徳尾藤左衛門より辰四月八日付を以申越候近權方へ催促方旁ニ付申越候問合、今日御下ケ被下候付、正兵衛へ相渡置候、

一近權上納方不相調候付、同人親類之者より上納方有之候様、徳尾藤左衛門より御奉行所江之願書老通、今日被相下候付正兵衛へ相渡置、

一近權手伝之者より永井清左衛門へ藍玉一条ニ付て之手紙一通、右同断、

一洋田休兵衛より權兵衛方引受永年ニ同人より上納方被仰付度、左候ハ、權兵衛悴も罷在候事故、往々は致出精上納為仕候様可致との願書老通豎紙ニ候、是も正兵衛へ相渡置候事、

五月十九日  
一今日罷出御目見仕、左之通同事等申上候、  
一 日下部伊三治 仰出之草稿入  
御覽候処、 思召寄不被為 在候、就ては中山次左衛門を以致内達、其上申渡相成候方宜との 御沙汰被為在候、

一上村良節事、先御役より廿九ヶ年相成申候付十人賄料

被仰付度申上候処、伺通被仰付候、

一有田養圓悴并中村小兵衛悴事、勝川殿方江入門被仰付被下度玄碩申出ニ付申上候処、伺通被仰付候間、御沙汰之趣玄碩へ相達置候、

一曰下部事は三日計も過候て助教被仰付宜との 御沙汰ニ御座候、

一安藤平八一条ニ付品々書付差上置候処、今日御直ニ御下ケ被下候、

一去年伊集院甚五右衛門親類中より為折檻致打擲候処、急所ニ当候哉ニて相果、右ニ付子并親類中押隠し候義相頭、御仕置之伺有之候処、少々軽く可有之哉の 御沙汰ニ付、御国元江御問合越しニ相成候処、此節右例書等參候処、先年

宰相様御家督中右同様之伺有之、御同様成

御沙汰被遊候処、其節も例書通終ニは被仰付候由、此節も右之趣申上候処、伺通被仰付候ニ付、正兵衛を以御家老座江為相下候事、

一今日蒲生も出殿ニて候事、

五月廿三日

一今日被為 召候ニ付、罷出御目見仕候処、山田壯右衛門事、

篤姫様御道具取調へ方は迄岩元太右衛門へ被仰付候得共、菅人ニて運ひ兼候付、右へ壯右衛門義も被懸置候、就ては御用多ニ付、別勤被仰付との御事ニて御書取御渡被下候ニ付、罷下り候上左之通書付を以当人江申渡候、

一 山田壯右衛門

右

富印御用ニて当分之内別勤被仰付候事、

一金百両宛

菊池藤助

山田壯右衛門

右所帯方差迫御心付向之願申出候付、沖永良部嶋御利潤金之内より右之通申付候様ニとの事、

但今日御家老衆御出殿無之候付、蓑田傳兵衛へ書付相渡候、

一茂姫君様御一条之砌

御部屋様御取扱向之書拔三通御記録奉行差出候由、豊後殿より御差出被成、尤御同人より之御添書も有之、

入 御覽候処御留被遊候、

一 琉球人渡唐之節、唐にて押々壳渡候葉種壳捌ニ付て之御願書、長崎にて之御吟味余程御都合宜段、染川喜三左衛門より彼是之書付、豊後殿迄差上越候由にて御同人より被差出、就ては御当地にて御手を被入度との趣ニ付申上置候、書面は持下り候、

一 日下部伊三治御取扱ニ相成候義、中山次左衛門より当人方へ内達申越候処、直ニ同人処へ参候由申上候、就ては 水戸様杯へ御響も有之候事故、金五十兩程は不被下候ては相成間鋪との 御沙汰も被為 在候、

一 安藤平八今日出立之義御咄之様ニ申上置候、  
一 篤姫様御事御近親其外様江

御名認之義、先日豊後殿へ御吟味有之候様御達申置候処、御留守居并御使番御右筆等之調へ被差出候ニ付入御覽候処、

上様ニも丁度此通りニ 思召候、乍然猶又北小路江尋候様ニとの 御沙汰被為 在候付、是も裏田江達置候、尤豊後殿江被申出候様ニ申置候事、

五月廿五日

一 今日豊後罷出御目見仕候て、伺事等左之通申上候、

一 豊後殿より北小路申候ニは、高家衆宮原様当月御月番ニ付来月ニ相成候、外之方月番御代合ニ付、宮原様ならては御用弁不致候間、何そ一寸成共当月内発言いたし置候ハ、夫ニ付て之御用筋は来月迄も御持越ニ相成、別て御用弁ニも相成候得共、外之方にては込候と

被申候由、豊後殿より被仰候ニ付申上候処、左候ハ、不遠内ケ様之賦と云事を申置候て宜、左候ハ、上様よりも宮原様江被仰遣候との御事ニ付、右之通北小路へ申入候様ニとの

御沙汰承知仕候、今日は豊後殿御出殿無之候ニ付、迫田甚藏江右之趣御同人江被申上置候様達置候事、

一 北小路事、御内々御茶屋江御招被成御逢可被遊との御沙汰ニ付、豊後殿江御達申置候、  
一 今廿六日昼後罷出御目見仕、伺事等左之通、

一 稻葉金之丞殿・大久保喜右衛門殿御用頼之伺言通入御覽候処、吟味通被仰付との御事ニ付、正兵衛へ相渡候て御家老座江為指出候、

一 松平大和守様より蘭書御借用被成度被仰進候旨、西筑衛右門より被申出候にて申上候処、右は諸所より御所

望被為在候得共、此御方にて御用之書ニ付御断申上候様ニとの 御沙汰ニ付、其趣同人江相達候、

一八郎事、今廿六日御小納戸江御役替御刀番御膳番奥之番被仰付候ニ付、同席を以御礼申上候得共、御前江罷出候ニ付御直ニも申上候、

一豊後殿より承候ニは、北小路申ニは当月中宮原家御月番ニ付、何ニても鳥渡御用筋申出置候ハ、来月ニ相成候ても持越ニて御用弁宜、外之方ニてハ御用弁不宜と申候由承候付申上候処、左候ハ、不遠ケ様義有之との趣申込可然、左候ハ、

御前よりも宮原家江被仰遣との

御沙汰奉伺候ニ付、相下り候上迫田甚藏江、右之趣豊後殿江申上給候様申置候、

一君号被遣候義は、御日取撰申候ハ、何日ニて可御宜哉、豊後殿より被相伺候付申上候処、是は表向御発之上と御沙汰被為 在候、是も右同人江申達置候、

一北小路事来ル廿九日飯後被罷出候様可相達旨被 仰出候付、是も同人江相達置候、其節は

篤姫様ニも御逢可被遊との

御沙汰も承知仕候、

一御作事下目付伊集院才之丞四人賄料同有之申上候処、

同通被仰付との御事ニ付、御書付正兵衛江為持迫田江為引渡候、

一金貳百両

御用部屋御払用

一金三百両

山田壯右衛門江相渡ス

右は

篤姫様御用御取入物等之御代払用として、重久玄碩へ申達差出候付、右之通ニ候、

五月廿七日

一今日昼時分罷出御目見仕候、

一北小路刑部權少輔余り御疎遠ニ

思召候ニ付、明後廿九日御茶屋江被為召被遊 御逢との 御沙汰ニ付、相下り候上、豊後殿江御達被成候様、御家老座書役江相達候処、御請申出候由ニ付申上置候、

五月廿八日

一五時御供揃、御馬にて大井江被為入候、

御帰殿暮過、

五月廿九日

一御台式御造次御客間御大名様方御控席、同二之間御旗本衆等御控席、三之間之義御使者之間、

右之通相唱候様被仰付候 仰出、御家老座へ差出候事、

一 九ツ半時分より北小路罷出候付、中之口より御客間二

之間江御取次番案内にて差通ス、左候て八ツ時比より

豊後殿并半田嘉藤次・三原藤五郎同道にて案内、御庭

方付役いたし御茶屋江被罷通候、暫在て

御前被為 入候ニ付、私御先立仕候て御茶屋へ被為入

被遊御逢候、左候て御吸物・御菓子差上ル、尤北小路

へ 御盃被下御返盃申上候、無程

篤姫様ニも御内々被為入御逢被遊候、

一 仙臺平御袴地式反

一 御肴料三百疋

上様より被遣候、

一 嶋数寄屋式反

一 右同三百疋

篤姫様より被遣候、

暫在て御二方様御入、御跡は豊後殿・私・嘉藤次・藤

五郎亭主振りにて及内話、夜五ツ時分退散之事、

一 北小路は改服にて罷出、

上様御引入之上支度有之、

一 上様ニは御平服御上下被為召候、

一 御国許去ル三日被差立候式日今日到着いたし候事、

一 爰元之式日被召延、日限之義は被相伺との趣承候付達

御聽候処、伺之通被仰付候ニ付、朱書入を以正兵衛よ

り御家老座へ引渡候事、

六月朔日

一 今日御登 城被遊、御帰殿九ツ時比、

六月二日

一 今日昼過罷出御目見仕、左之通伺事等申上候、

一 龜山甚之丞御側役格被仰付候 仰出

一 小野仁兵衛御広敷御用人御役替被仰付候 仰出

一 藤九郎弟伊集院藤助、御徒目付、藍玉掛是迄之通被仰

付候 仰出

右入 御覽、相下り候上豊後殿江差出候、

一元 水戸様御家来日下部伊三治事、無扨訳含有之、水

府御暇首尾能申上、拝領物迄も被仰付候者にて、水

戸様よりも御沙汰被遊候趣有之、今日被召拘御小姓与へ被入置、三人賄料被下候旨被仰付候事、

一右二付

宰相様へ申上られ候様ニとの永江休之丞江問合書通、

一龜山甚之丞御役替被仰付度

思召候ニ付、御内慮御伺永江休之丞へ問合書通、

一和田左一郎御勘定方小頭御役被仰付候

仰出書通入 御覽、豊後殿江相渡候、龜山并日下部之

問合は伊東正兵衛へ明日便より相仕出し候様申聞置候

右相濟一旦相下居候処、豊後殿より末川家并上村十左

衛門一条ニ付被相伺義有之伺具候様承候ニ付、亦々罷

出申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、則御同人へ相

達、書面式通相渡ス、

六月三日

一今日昼過罷出御目見仕、今朝迫田甚藏を以豊後殿より

被差出候末川家・上村十左衛門義ニ付、御国元御家老

衆江御問合式通入 御覽候処、思召寄不被為在候ニ付、

則甚藏へ相渡候、

一今度飛脚便を以、見聞役兩人伺有之候処、先達て鎌田

十太郎江横目被仰付候ニ付、此節は嘗人被仰付候申上〔様脱カ〕候て、伺書御家老座へ為差返候、

一篤姫様御一条御入興迄之義も御運び相付居候由、樂春

院殿より被申上候由、

御沙汰承知仕候、

一小田勘助事下人酒狂ニ付不評判之儀有之候由、新太夫

より被申上候書面御見せ被下候、

一夜五ツ時比山田壯右衛門儀拙宅江被參、今日西筑右衛

門阿部様より御呼出にて、御封書御渡し被遊候由にて

旁御承知被遊候由、就ては來ル七日

篤姫様御養女之儀御双方御熟談御届被差出候付、明日

北小路高家衆被差越、差支之義も無之候ハ、御届書

之文意等被相尋、御双方御差出之手当仕候様、若又七

日差支之儀も有之候ハ、九日右之通御手当仕候様同

人御使を以承知仕候ニ付、御請申上、左候て有馬仁左

衛門參候付、豊後殿江申上越候書面為認差出候処、手

紙之趣承知仕、追て何分可申上との御請書被遣候事、

六月四日

一今朝山田壯右衛門辰ノ口へ罷出候処、

篤姫様御養女御熟談被成候、御届は来ル七日被仰上候様承知之由、未

御聴ニは不達候得共、申聞置との事ニ付、右之趣豊後殿江申上越候、

一右同人より、阿部様より来ル七日御逢被遊候間、六日夕刻猶又御申込被成候様致承知候段も承候ニ付、右之趣西筑右衛門江申越候、

一北小路今日宮原家江被參候処、病氣にて面会不被致候得共、武田家江御談にて御答可被成との由、就てハ明後朝ニ返答可有之義も候半と、豊後殿より被申越候ニ付、山田壯右衛門を以入 御覽置候、

六月二日

一金三十兩

右は禮記方御用として井上庄太郎へ相渡ス、

六月四日

一徳尾藤左衛門より御茶道方御用樂出京師差下し候付、可相廻旨返答申来候、

六月五日 晴、烈風

一今日昼後罷出御目見仕候て、日下部伊三治御取扱 仰出、其為手当金被下候仰出、并厚

思召被為在候て奥御講釈被 仰付候儀も可有之候間、其節ニ助教罷出相勤候様ニとの 仰出入 御覽、比合奉伺候処、未水戸様江御口合不被遊候ニ付今暫待呉候様 御沙汰被為在候、

一岡村より承候は、戸田采女正様今日御着被成候御積被為在候、左候て

親姫様御附御年寄嶋浦事此内隠居被仰付候ニ付、代り御中臈磯江事御向様より申来候ハ、此 御方様にて御年寄被仰付答ニ御座候間、其節は直ニ申渡相成候様手筈ニ被成置候様承候ニ付、仰出認入 御覽候処、

被下方之儀は猶又奥へ承見候様 御沙汰被為在候、外ニ御中臈染多事若年寄格是も右同断、

一刑部卿様御方丸山勝五郎殿より蒲生・三原へ御問合之趣有之、右は小サキ鹿有之候様御聞及被為在候付、一つかい御所望被遊度被仰進候付、不思議成事ながら右南京鹿とて先年

三位様蘭陀〔マ〕より身拔御取寄ニ相成候儀も御座候得共、

当分は無御座、尤生候のも無御座候との趣を以可及返答旨 御沙汰被為在候ニ付、右之通申越候様、伊東正兵衛江申聞置候、

一 先達て北小路より御頼申上、

篤姫様御養女御熟談被為整候御届願文阿部様御差出ニ相成居候処、別之趣ニ付ては来ル七日、九日之間御差出ニ相成候様、御書取を以被相下候由にて御渡被下、御家老座へも写置、本書は御用部屋江御格護仕置候様被仰付候、

御手許江は御写し方被為済候との

御沙汰奉伺候、左候て七日ニは

御前ニも被為入候御事故、御刻限前廉豊後罷出御使相勤候様被仰付候付、其趣則御同人江申上、亦御書取等も北小路江被遣候義迄も申上越候、

一 又外ニ御書取御渡被下、是は

篤姫様御入輿之御比合之儀御勤弁被為在、何比御都合宜と申事不被仰上候ては

公儀御差支も被為在との趣ニ御座候ニ付、就ては何れ御受不被遊候ては不被為叶、七日被為 入候節御持參可被遊候間、御右筆認させ候様ニとの御事ニ付、龜山

甚之丞江申渡置候、出来次第明日入 御覽可申事、

但本文式通之御書取之趣は、公用雜覽留帳ニ記置候事、

六月六日

一 篤姫様御事御入何比にて可宜哉、御勤弁之上御比合被仰上候様、阿部伊勢守様より御書取を以御承知候ニ付、御請可被遊候間、認方為致候様被仰付、則龜山甚之丞へ相達置候処、今朝大迫藤十郎より差出候付、罷出御目見仕入 御覽候処、少々御存寄之儀被為在候ニ付、認替候様藤十郎江相達候、

一 篤姫様江君号被進候上、今度被差出候、御養女御願済之上御弘被遊可然哉、豊後殿より伺書被差出候付申上候処御免被為在候、御当日君号被進候筋取計候様被仰付候、左候得は其翌日君号被進候御届可被仰上との

御沙汰、豊後江御達申置候、

一 明七日期阿部様江豊後被致持參候

篤姫様御養女御熟談被為整候御書面入

御覽候、

一 御用之大砲船之櫓其外、遠州榛原村御代官領打寄候由



にて、本多加賀守殿へ御届相成候処、此御方之船具ニ候得は可相請取旨御差函有之候由、其趣此御方へ懸合候ニ付誰ぞ被差遣、弥無相違候ハ、焼捨可仕旨御届可仕旨伺并御代官方より相廻候絵図面等入

御覽候、

一御宝藏御入付金五拾万之内五万両此節

篤姫様御一条ニ付、先年十万両御積金ニ相成居候処、

大方表方江御取替ニ相成居、其上地震ニ付別て御金御

差支相成候ニ付、大砲着岸いたし代金相下り候上は御

入付可相成候間、右之通差登せ候様、町飛脚可申越旨

被仰付候、尤大船代金相下候ハ、当年式万計は屹と

入付候様被仰付候付、則豊後殿へ御達申置候、

一萬印御暇相止候一条、豊後殿より永江休之丞へ被仰遣

候処、同人より被達

御聴候処、御都合御宜相濟候由、且亦来春は正月末、

二月初 御発駕可被遊との事休之丞より申越候由ニ

付、其趣達

御聴具候様承候ニ付申上置候、

一阿部様へ御逢申込之義は、今夕半田嘉藤次罷出候積、

又明朝豊後殿被罷出候義も同人より申上賦、左候て、

明日御供之義も同人相勤可申等申上置候、

一明七日六半時御供揃にて阿部様へ被為入候仰出、豊後殿江渡ス、

一御宝藏五十万之内古金有之候ハ、御引替ニ可被差出候付被差登せ候様 御沙汰被為在、其段伯耆殿へ御達

申置御問合ニ相成候処、古金は無御座旨御返答有之候書面可被遊御覽との御事ニ付被差出候様、蓑田傳兵衛

へ有馬仁左衛門を以口合させ置候、

一明日阿部様江御持參被遊候

篤姫様御入御比合之儀被仰上候書面取直し、大迫藤十郎より差出候ニ付差上候処、宜候間明朝日拳之節差上

候様承知仕候、

伺留

一金式百五拾両ツ、

西 筑右衛門

野 元 一 郎

右沖永良部嶋代官之場引替

一金百三拾三兩余ツ、

菱 刈 左 之 助

徳 尾 藤 左 衛 門

東郷藤兵衛

平嶋平太左衛門

高崎喜兵衛

河野助市

岩正次郎兵衛

福永仁右衛門

篠原伊右衛門

伊集院隼衛

兩人相中

藁田傳兵衛

相良彌兵衛

兩人相中

右琉球付役名代勤伺

右之通豊後殿より被差出、六月六日請取置候、

右九人沖永良部嶋付役之場御心付

右は諸御役人勤功并江戸詰等にて難渋いたし候者は、

沖永良部嶋代官并付役名代勤被仰付来候処、御仕向替

にて代官壹人金五百付役三人〔兩脱カ〕壹人前四百兩ツ、御心附

可被成下旨被仰渡置候付、当年順年御座候間、右之通

可被仰付哉、皆共当務致精勤御用立者共御座候付申談

此段奉伺候、以上、

但御小納戸頭取御小納戸之内江百兩ツ、被成下候旨

被仰付、当年岡田半七・菊池藤助・山田壯右衛門

江被成下候旨被仰出候付、其通取扱可仕候、

辰六月

島津豊後

一御小姓与番頭町田主馬事来々午春琉球在番之伺

一大嶋代官

郡奉行

村田源右衛門

一右同見聞役

重田市兵衛

鳥丸六左衛門

一右同付役

御代官所書役

山口吉五郎

御勘定所書役

平田茂八郎

畠山主計

高奉行所書役

一喜界嶋見聞役

林 正之助

一沖永良部嶋代官

山奉行

御趣法方調掛

本田孫次郎  
川上五後右衛門

吉川源右衛門

一右同付役

一右同見聞役

地方検者

松永清右衛門

本田村右衛門

清水源兵衛

郡方書役

一右同付役

福島直次郎

三嶋方書役

一徳之嶋代官

大迫清右衛門

郡奉行見習

御船手書役

大橋九兵衛

永吉藤助

一右同見聞役

右は来巳春交代前ニ付、銘々当務持越ニテ右之通渡海  
可被仰付哉と申談此段奉伺候、以上、

吉田清十郎  
町田仙藏

但喜界嶋代官之義は富山次郎左衛門致病死候付、

一右同付役

先達て春山休兵衛渡海被仰付置候、

地方検者

村田龍藏

六月九日

大坂手形所書役

伊地知清右衛門

一今日は調練稽古御視ニ被為入、御二度御膳ニ御帰り被  
遊候ニ付、御膳被為済候て罷出御目見仕、左之通伺事

等申上候、

一北小路御使勤之節進られ物有之、亦是

君号被進候義御養女之御願被為濟候、前以豊後殿直ニ被請取候て可然哉、御品柄も右同人より被差出候ニ付入

御覽候処、夫にて宜との 御沙汰被為在候、又其時

分は御殿も御出来ニ可相成哉とも御内話相伺候、

一御養女御願濟之翌日君号被進候、

一金五千兩

右之通御趣法方江相廻し候、

一同五百兩

右は

篤姫様御用御取入物御代払として、山田壯右衛門江渡ス、

右式行金山御前借式万兩之内より玄碩相下候事、

六月十日

一昼時分罷出 御目見仕、左之通入

御覽候、

一大船未 公義江御差上ニ不相成候得共、去冬大地震

にて御屋敷毎ニ及破損、且亦

御内意被仰出候御品も有之旁御難決被為及候付、大船代料半方御下ケ渡被下候様ニとの御願書、早川五郎兵衛より認方いたし相廻し候ニ付入 御覽候処、是にて宜候得共、猶又代料・員數之義能取調可申旨被仰付候、

一篇姫様御事

近衛様御養女御願之通被為濟、并御同所様より君号被進候御祝義事ニ付て之 御書面、

一篇姫様御事

近衛様御養女御願之通被

仰出、君号被進候ハ、月次御礼罷出候面々御両殿様江御祝義、諸土は当日又は御精日間御帳ニ相付大奥江も兼て御祝義申上来候面々毎之通可被仰付哉、且亦御養女御願之通被仰出候翌日、御国許江急飛脚差立候様可被仰付哉、又京都江之御使者肝付左門并梶原清右衛門義は被仰渡より兩三日之内出立可被仰付哉、左候て其内御願通被仰出候段は京都御留守居御使者を以

近衛様江可被仰上哉、於其儀は右飛脚便京都御留守居へ申越候様可仕哉、

右三行伺之通被仰付候、

一來ル晦日

蓮相院様拾七回御忌被為當候付、大圓寺より申出ニ付御先例之通御内々より銀五枚被相渡

御靈屋御法事寺役可被仰付哉之旨、豊後殿より被相伺候ニ付申上候処、伺通被仰付候、

右三行正兵衛へ相渡、首尾為致候事、

六月十二日

一御目見仕

篤姫様御養女御願濟之上御届被仰上候

書面一通

一右御同所様君号被進候御届書一通

一御養女御願濟ニ付

太守様御初御礼御献上物之伺一通

右三行ニ付御口演書一通

右阿部様江御内伺之義申上候処、山田壯右衛門御使ニて御廻可被遊との 御沙汰候ニ付、右之書付は差上置候、

一大船未着帆は不仕候得共、地震其外旁之御申立ニて八万六千四百両余之内半方御下ヶ渡被成下度御願書入

御覧候処、右は御留守居を以阿部様御勝手江相廻入御内見、夫より表向差出宜との 御沙汰奉伺候、左候て右迄通写し差上候様被仰付候付、御右筆大迫江申渡置候、

六月十三日

一今日毎之通致出勤候、

一今日山口直記致出勤候、

一先日豊後殿より沖ノ永良部并琉球在番付役等伺被差出候得共、拙者ニは段々差合候名前前之候ニ付、直記より入 御覧候、

一三嶋渡海御人撰之名前も有之伺之内、清水源兵衛・吉川源右衛門義も相見得候得共、右兩人は事は 思召之義被為在候付、余人を致吟味候様 御沙汰被為 在候由、直記より右之趣は豊後殿江申出被致候、

一琉球在番町田主馬名前を被相伺候得共、是も思召被為在候付、余人を致吟味候様 御沙汰被為在候由、

一昼過罷出 御目見仕候て何等左之通、

一平田清右衛門御作事奉行一篇之伺一通、

但伺通被仰付候、

一 山口彦五郎

宰相様御方掛り被仰付候御間合一通入

御覽候、右ニ付ては跡代り不被仰付候ては相濟間敷奉  
存候間、思召は不被為在間敷哉之旨奉伺候処、諏訪  
八郎次事慥成者之由ニ付、右を可被仰付候間、豊後江  
申聞見候様被仰付候付、相下り候上右御同人江相達候  
処、随分可御宜との御請ニ候、

一向井新兵衛・福崎助八之内菅人佐土原掛り被仰付度、

左候ハ、跡御差支ニも相成可申候ニ付、平田直之進・

汾陽次郎右衛門之内ニても可被仰付哉伺ニ付申上候処

平田伊兵衛大坂交代も可致候付当前之事候間、伊兵衛

可然

思召候間、豊後江申聞候様被仰付候付御達申候処、右

は毛頭存付不申、御沙汰之通別て可御宜奉存候と

申事ニ候、

一 梶原清右衛門跡江諏訪八郎次引越躰致指南候様、左候

て来春御供ニて八郎次致出立候節は、誰そ余人吟味之

上致出立候様被仰付候、追て八郎次江右通達可申事、

一 成田彦次郎・榎本九八郎交代いたし罷下候様、左候て

又之代りニは菅人致出府、長崎源五致交代候様被仰付

との御事ニ候、

一 成田事御軍賦役被仰付当前之義と 思召候との御内話

承知、乍然親正右衛門御役は何様可有之哉 御沙汰ニ

付、若正右衛門御役低く候得は、正右衛門を道奉行杯へ

御引上被遊候ハ、何も差支之義も有之間敷旨申上候、

一 琉球在番、町田主馬を伺有之候得共、余人を申上候様

直記江 御沙汰被為在候由、私罷出候節も右之 御沙

汰ニ付、左候ハ、今一往御国許江吟味申越候様可仕旨

申上、其趣豊後殿江御口合申置候、

一新納八郎太事急病ニて死去仕候旨申上置候、右宜者ニ

ては無之哉 御沙汰ニ付、左様ニ御座候、何分惜敷者

ニても御座候と申上、何分跡代り之義は吟味仕可申上

旨申上置候事、

一 今度御出来ニ相成候御座、豊後殿初書役迄拜見被仕と

の 御沙汰ニ付、御庭より相廻り拜見仕候、

六月十四日

一 今朝大船入目料半方御下ケ渡被下候様ニとの御願書、

半田嘉藤次を阿部様江被差出候、然処山田壯右衛門を

以御内慮御伺相成居候処、今朝藤田與一兵衛より壯右

衛門迄申越候趣は、御願書差上候処御願書文言之内逢

難船と有之候を逢難風候とか、乍去最早御差出ニも相

成候ハ、夫ニて宜、強て之事ニては不被為在との書面

ニ候付、壯右衛門より為見候、就ては書替跡越ニは相

成たる事候得共、御引替願候方宜と壯右衛門申談、則

御右筆江認方申渡出来候ニ付、永田正兵衛を以西筑右

衛門江差越申談、誰ニても御使被相勤候様相達候、重

久より閑山手伝を以河内守殿江被差出候書面同様ニ付

引替之筋可宜と玄碩へ相達、認替候書面引渡候、

一篤姫様御座御成就ニて明十五日御移徙ニ付、豊後殿初

御趣法御用人并御側御用人被仰付置候、御留守居又御

側役八ツ半時比より被為召候旨、山田壯右衛門を以承

知仕候ニ付、右人数江申遣候、右ニ付ては進上物仕度

山田申談、御内々壯右衛門より達 御内聴被呉候処、

御嶋台ニても相中より進上いたし候て可然致治定候ニ

付、手当向右同人江頼置候、

一右御移徙ニ付前田筑前守六半時罷出御清メ仕候様、尤

御供物等も有之候ハ、書付可申出旨申遣候事、

一今日蒲生郷右衛門出勤ニ付、金相場替候書面差返候、

六月十五日

一今日 御目見仕候て、豊後殿より被相伺候御人撰ニて、

嶋渡海被仰付候内、吉川井清水事は思召被為在候ニ付、

余人致吟味候様、先日山口直記より書面入 御覽候節

御沙汰被為在候ニ付、右代り山口九十郎・坂元廉四郎

調へ替之書面、迫田甚藏より拙者へ差出候ニ付入 御

覽候処、無滞御承知被遣候ニ付、迫田江書面朱書入を

以相渡候、

一琉球在番、町田主馬被相伺候得共、是も 思召被為在

余人を致吟味候様被仰付、其趣豊後殿江相達置候処、

今一往御国許江調へ方いたし申越候様可被仕旨被申上

候書付被差出候ニ付入 御覽候処、伺通被仰付候付、

迫田甚藏へ相達置候、

一当年も蔵方引替金子可被下との 御沙汰ニ付、五六百

両之処可宜と存申候間、三部金之内被差出候方可宜哉

ニ豊後殿江申出置候、迫田江も同様申置候、

一今日豊後殿・藏人殿并私・山口直記・半田嘉藤次・蒲

生郷右衛門・三原藤五郎・早川五郎兵衛新御座江被為

召候付、七半過より御鈴通ニて表使案内ニて罷通候処、

大守様御初 御窓容様被為入御揃被遊候、狩野・勝川

殿被罷出居候、左候て御酒・御吸物・御取肴・御菓子御品々頂戴被仰付候、且亦

篤姫様より於御前黒縮緬杏葉牡丹御紋御染地御裏并御綿拝領被仰付候、外之御人数も同様ニ候、

一勝川殿御席画相初望候様被仰付候付、罷出雪中柳ニ八鳥之画相願直ニ認方相濟、外ニも同断、外ニ御広敷御用人福永仁右衛門・入江市郎左衛門・梶原清右衛門

も罷出候、御医師は宗澹・玄悦・泰玄・玄徳罷出候、

外ニ玄碩・養眞も罷出候、山崎拾も罷出候、

一御膳頂戴被仰付、畢て小の嶋を以御暇申上相下ル、

一御前様

篤姫様 暁姫様御杓にて御酒頂戴仕候、御用部屋江相下り候処五ツ半時分ニ候、当番御小納戸岩元太右衛門

江相付御礼申上候、

一明日嘉祥ニ付御登禮之城可被遊哉奉伺候処、不被遊との御沙汰ニ付、御疝積積之氣之

御病名にて御断書認有之候様大迫藤十郎江相達候、尤当朝御差出ニ相成宜段も半田嘉藤次江達置候、

六月十六日

一北小路刑部權少輔より御直ニ申上度義有之候ニ付 御

目通被願、今日被罷出候様御達ニ相成候処、四時被罷出候ニ付、中之口より御取次番御使者上へ案内、拙者挨拶いたし候、引続玄碩・壯右衛門・原田才輔ニも致面会候、畢て達 御聴候処、

御前御客間江被為入候ニ付、拙者引進メ罷出、暫御内用之義共被為入候て御引入、尤幾嶋江も御用有之、小野嶋江も致面会度との事にて候処、未仕廻方も不調候ニ付、其内此節御出来之御座被致一覽候との 御挨拶

も被為在候付、無程拙者并玄碩・壯右衛門同道いたし得と拝見有之、左候て本之控席江復座之事、夫より御

広敷へ被相廻候ニ付、其節は拙者不差構候、

一磯江御年寄、染多若年寄格被仰付、

親姫様へ被附置候との 仰出蓑田傳兵衛へ相渡候間、

豊後殿へ申上候様達置候事、

一豊後殿并三原藤五郎横濱船普請木屋場所為見分被差越

候事、

六月十七日

一今日罷出 御目見仕候て、左之通入 御覽候、



一 諏訪八郎次御供目付被仰付候

仰出、并平田清右衛門御作事奉行一篇被仰付候 仰出、

鮫嶋正八郎御用部屋書役被仰付候事書之 仰出 御覽

濟之上、豊後殿江為持相廻候事、

一 戸田様にて

親姫様御附御中臈相勤候磯江事、御年寄此御方にて被

仰付、本之通御附被仰付候義、并右同相勤候染多事若

年寄格被仰付候 仰出 壹通御覽濟候事、右本書は昨日

豊後殿へ差上給候様との趣を以、蓑田傳兵衛江相渡候、

一 橋口今彦より承候

宰相様御庭内へ、地震之節御迎し御木屋被召建候御場

所寫印より被申上越賦之由、就ては此御方様江被召建

候御座拜見被致候由にて、御模様御しらせ被下候様願

ニ付申上候処、玄碩へ承見れとの 御沙汰ニ付、同人

江承候処、雖方も有之候間、両日中ハ掛り可申との、<sup>〔脱カ〕</sup>

夫にて可然と申置候事、

一 志州鳥羽にて難風ニ逢候大船、漂着之砌段々御領主様

より御丁寧為之由、就ては御挨拶向致吟味候様被仰付、

豊後殿江申出置候処、御使番調へ御同人より被差出入

御覽候処、些<sup>マ</sup>輕<sup>マ</sup>き候間調へ替候様被仰付候、長崎助

左衛門江相達、書面も相渡候、右ニ付豊後殿より之御

添書は拙者方へ留置候、追て指返し可申事、

一 今日吹金御上納ニ相成候処、代金は明日御下ケ渡ニ可

相成候間、請取方ニ罷出候様御達有之候由、尤来巳年

より四千兩ツ、御上納之賦ニ付右通之事候ハ、明日

御下ケ渡ニ可相成との趣尚又御達有之候由、右之書面

見置候様ニとの事にて玄碩より相渡候由にて、能勢致

持參候付致一覽、則同人江相渡指返し申候事、

六月十九日

本文ニ付事書之仰出、六月十九日御家老座書役山口喜三左衛門

江相渡ス、

一 今日罷出御目見仕、早川五郎兵衛事御手山方御用表掛

り不被仰付候ては違ひ不宜候付、

仰出取仕立入 御覽候処、其通無之ては不相濟との

御沙汰被為入、<sup>マ</sup>左候ハ、付役も菅人掛り申付候方宜と

の 御沙汰承知仕候付、人柄取調へ可被申出旨五郎兵

衛へ申越候事、

本文之書付六月十九日御家老座書役山口喜三左衛門へ相下ル

一 薬種御売捌方別段御願ニ付、黒川織三郎殿より内々し

らせ有之候書面入 御覽候為、則持下ル、

本文之書付六月十九日御家老座書役 相下ル、

一大坂御留守居より豊後殿江申上越候砂糖入札之書付、  
是亦入 御覽、直ニ持下ル、

一福岡助八より豊後殿江申上越候三万兩御下し金一条之  
書付并考総御抔杯之帳面差上置候、

六月廿日

一御元五月廿九日式日之場中急到着ニて、左之通相届  
候、

一学門并蘭学稽古方懇望之者も有之候ハ、可差上被仰付

候間、福岡江問合置候処、申渡候得共、何分懇望之者  
も相少く、三人計も有之候得共、急速揃兼候ニ付、又  
々諸向江申渡置候旨申越候、

一常平倉御困米一条ニ付、福岡・中村より問合登通

一混純繻子

右御手許ニ付御納戸奉行御小納戸等江井上庄太郎より

申越候ニ付、御代払申出候ハ、可宜被取計候様福岡江  
申越候処、承知之返答申来候、

一市中之米相場書付福岡・中村より問合一通

一関白様より

近衛様御伝を以蒲葵葉御所望被成候段、原田才輔へ被  
仰達候由、尤右は

宰相様より被進候ハ、御都合可宜旨も申出候由、伊

集院太郎右衛門より為申越由ニて、向井より問合一通

一諸郷米相場之問合福岡・中村より申越候、

一宰相様来春正月中

御発駕ニて三月初旬 御参府被遊可御宜との趣、永江

へ問合いたし候処、承知ニて

宰相様江申上候旨返答申来候、

右八行六月廿一日入 御覽候、

一昨年琉人共持渡候唐葉種、今般長崎ニおひて御売捌御  
願立之儀ニ付、長崎会所ニて御奉行御進達書致入手候  
由ニて、染川喜三左衛門より豊後殿江相廻し候書面、

御同人より被差出候ニ付入 御聴候処、御覽濟六月廿

三日被相下候付、蓼田傳兵衛へ相渡候、

六月廿三日罷出 御目見仕、同事等左之通、

一中原尚介学門問合為稽古致出府度申出候儀ニ付、三原江福

崎より問合入 御覽候処、御暇被下宜との 御沙汰ニ

付書付相渡、伊東正兵衛掃便之上三原藤五郎江右之趣  
相達候様申聞置候、

一城恐院難洗ニ付御心付之義、川畑清右衛門より豊後殿

江申上越候由にて、御同人より被差出候ニ付書面入

御覽候処、いか、可致哉との 御沙汰ニ付、豊後殿ニ

は麻布御響合も御座候事故、何分難被捨義ニ付、金百

両にて被遣方可然哉申候間、私ニは年々廿五両ツ、

被遣候ハ、老体故長き事も有之間敷哉ニ申事ニ御座

候と申上候処、とふか其方可御宜御模様ニ御座候、就

ては爰元御国元方之字付之被下方相糺候様、正兵衛江

申聞置候、

一佐土原大豆本手金之儀ニ付、柏原之權次郎大坂迄差越、

同所御銀主共江取替之相談いたし候由之処、相對にて

は相談難出来候付、当所迄參、佐土原御役々江願之由

にて、御役々より之継書等有之候書并御趣法方御用人

よりも添書有之、右は先御内々山田壯右衛門より入

御内聽候処、随分宜との 御沙汰被為在候由承、尤最

初豊後殿より被差出候ニ付、書面ニ付御趣法方掛御用

人申上通と被仰付候て可御宜哉申上候処、伺通宜との

御沙汰ニ付、御家老座江相渡候様伊東正兵衛へ相渡候、

一学問稽古方願出候者は先便五人位ツ、被仰付置候得共  
五人不揃迎も御免被仰付候方宜候付、其趣申越候様被  
仰付候、

一筑後殿・登殿より豊後殿へ、騎兵隊稽古方指南人共家

柄之面々ニ付ては、斟酌も為有之筋ニ被見受候ニ付、

誰ぞ指南人被仰付度被申越候由、右書面山田壯右衛門

を以被達 御達候由にて御見せ被下候、右ニ付ては

指南人は兎角登ならてハ外ニ人柄も、左候ハ、筑後も

出席いたし候由ニ付、騎兵隊掛被仰付可然との

御沙汰被為在候、早速右之通致取扱候様ニとは 御沙

汰不被為在候ニ付、猶又追て可奉伺事、右之通成田方

相放候事候ハ、成田は小銃、田原は大砲師範人と被仰

付、左候て調練稽古等打交候て宜との 御沙汰ニ候、

是も早速御取扱致せとは無之候ニ付、追て御都合次第

之事ニ候、

一御使番問合之佐竹様御用召之為御知有之候問合、并戸

田様今廿三日御參勤之御礼被仰上候様、御奉書御到来

之御知せ有之候旨御使番問合、入 御覽候て正兵衛へ

相渡候、

一今朝橋口今彦入来にて、井上次兵衛事無御抛御用被為

在候間、又出府被仰付共此涯御差下しニ相成候様、永江休之丞より申越候旨承候付申上候処、当分御老中牧野様御頼之鉄砲張方被仰付、最早御濟寄ニ相成居候ニ付、濟次第早々御差下し可被遊旨致返答候様被仰付候間、正兵衛江為認今彦へ申越候、

一松木弘安出役被仰付候儀も、未御国許へ不被仰上候ニ付申上越候様被仰付候、畢て相下り候上御鈴口にて幾嶋江逢、用談いたし候、相濟候ハ、可罷出旨承知仕候付罷出候処、

近衛様よりいか様被仰越候との御事にて、御書拜見被仰付、其趣は北小路御入興迄は、此御方様より御頼之筋にて御留メ被下候様、外之者御用便不致候ニ付、右之通御頼被成度、右通ならては外江之響も不宣との御趣ニ候、就ては豊後江為見、北小路江も相達候様可申旨被仰付候、

天神下之御注進也

一御入興御一条ニ付、明日勢州・但州江掛り被仰付、役所てハ金惣彦〔考カ〕之積り、尤追々今老人助被仰付候積、一体天親證院之御例にては平三人之処、右は不可然御例ニ付、御吉例

廣大院様之御例ニ寄、平二人助一人被仰付との御模様ニ承込申候、右之通相成候上

御養女御手續都て御手輕之仕義御留守居江勤弁被仰付見込申立候上にて被仰出候答候事、

右六月廿三日拜見被仰付、豊後江も為見との 御沙汰にて御渡被下候事、

一暑氣増加難凌候、弥御揃御安康候条珍重ニ候、尚承度存候、嗚々日々何角目出度賑々〔整脱カ〕事と察入存候、扱極内々申入候、先達来北小路刑部少輔差下候処、其内願濟万端無滞不遠帰京と存候、然処追々御調何かと両地往〔返〕反も在候事、御縁組ト申込にては、又々家来下向致させ候事故、他人にては甚々用便如何ト案し候得共、更ニ下向之事故、他人江申付候ては如何と存候儘、其御方ニても又々他人ニ相成候へハ、御勝手も御不便哉と存候儘、何卒其御方にて御用便之為北小路ヲ御差トメ、最早御縁組もつゝ候事故、甚申かね候得共、実ニ其御方御用便ニ御差トメ万端引受候様、本人江も御申聞ケ、此方江其御方より御頼ニ相頼候様致度、私より申入候儀ハ極内々にて何卒御含置、万端相濟候迄御トメニ相成候様、他之人体にては今度下向之者ハチト埒明

かね候半と存候儘、何卒御含御トメ希候、右申入置度  
早々是のみ荒々申残候也、

御端書相除候、

六月十五日

即御しらせ可申との事、

六月廿五日

六月廿五日

一 今日罷出御目見仕候て伺事等左之通、

一 戸田淡路守様より以御使者御館入御願被成度被仰進候

由にて、書面等豊後殿より被指出候付、御統柄之義ニ

も被為在候間、御両敬被仰合無之ては難被為濟 御

沙汰ニ付相下り候上、右通 御沙汰被為在候ニ付、御

日柄之義は今一往御吟味之上被仰上候様、御朱書入を

以御家老座江伊東正兵衛を以為相下ケ候、

一 誠恐院之方所帯難波ニ付御救之義、川畑清右衛門より

豊後殿へ申上越候ニ付、形行は先日申上置候故、百両

可被下哉、又は年々式十両ツ、可被下哉奉伺候処、式

十両ツ、之方為致との 御沙汰被為在候、

一 御養女一条ニ付、半田嘉藤次より加藤惣兵衛殿へ尋越

候処、別紙之通御掛被仰付候得共、何分御取調向不致

急埒候ニ付、可成丈早く取調可有之候付、相分候ハ、

御留守居

佐野日向守殿

御勘定奉行

松平河内守殿

御普請奉行次席

御目付

鶴殿民部少輔殿

御広敷御用人

中澤主税助殿

御留守居番次席

御勘定吟味役

立田岩太郎殿

御目付

一色邦之助殿

御納戸頭

深尾善十郎殿

篤姫御方御広敷江

御入并御婚礼御用取扱可申候、

右於羽目間伊勢守様御申渡、列座無之、遠藤但馬守様侍座、

御賄頭

阿部伊勢守様

山本新十郎殿

遠藤但馬守様

同格

本郷丹後守様

御膳所御台所頭

右御三方は六月廿三日

伊庭久右衛門殿

御内達被為在候由、

御細工頭

梅田三郎右衛門殿

山田清之助殿

同断御用取扱可申候、

右於土圭間遠藤但馬守様御申渡、列座無之、

一松木弘安先達て出役被仰付候一件、未

宰相様江不申上候ニ付申上越候様被仰付候付、永江休

之丞江之間合相認させ入

御覽候処、宜との 御沙汰御座候、

一福崎より申越候波戸之御台場、御出来方御成就ニ相成

候得共、砲床之儀は未御治定無之と申来候ニ付入 御

覽候、

一篠原伊右衛門事、当秋交代之筈候得共、

宰相様御<sup>(勉)</sup>狗御用ニ付、来春迄は詰越候様

伊集院太郎右衛門より申出之書并豊後殿より添書を以被指出候ニ付、達 御聴候処、伺通被仰付候間、朱書入を以伺通被仰付候旨、伊東正兵衛を以迫田甚藏へ為

指出候、

一梵鐘之義ニ付、拙者より寺社奉行江致問合置候処、未

返答不相達、余り長く相成候事故今一往懸合候様、勿

論事高く不致取調置候様、御下之上御沙汰可被遊候間、

右之趣可申越旨被仰付候、

一福崎より豊後殿江申上越候御国許御用三万両、何れ御

下しニ不相成候ては不相濟候付、御当地江可相廻答之

壹万両も可有之候間、追々差下し候様

御沙汰被為在候、

一北小路刑部權少輔より明廿六日罷出度候間、御差支被

為在間敷之旨申来候ニ付、此方より可及返答旨申遣置

候旨申上、手紙入 御覽候処、丁度宜御用之義相分

候ニ付、此御方様より被仰遣 思召候故、此前之刻限

より罷出候様可申越旨被仰付候、正兵衛へ為認手紙仕

出し候、

一金四千兩

右之内千両は櫻田御普請御用ニ付、被相廻候様

右之通今日蒲生郷右衛門江口合置、左候て三原藤五郎

・肝付清右衛門宛ニて相廻し候事、

一金五百足

右

公義御大工方中村八郎右衛門、此内御上段之御欄間彫

物一条ニ付、世話被致候ニ付為御挨拶被遣候付、玄碩

江引渡候、

六月廿六日

一今日北小路四ツ後罷上り候ニ付、於御客間被遊 御逢、

御用談被為濟候上御引入被遊候、

六月廿七日

一今日肝付左門初其外御役人并書役小役人等、乗馬被遊

御視度名指ニて被仰出候ニ付、則芝同席并左門・御供

目付等江申越候、七ツ時比迄ニ相揃候様被仰付、七半

過比より御馬見所江被為入、御視被遊候、仰出は四十

九人ニ候処、病人等有之十人位は相減候、

一席詰御側役・御小納戸・御側目付・御供目付・奥医師

・奥御茶道相勤候、

六月廿八日

一〔側カ〕如側出勤いたし候、

一今日蒲生氏も出殿有之、

一四ツ後罷出御目見仕、日喜遠壽寺住職被仰付候 仰

出、并森岡萬左衛門番之頭勤被仰付候 仰出、仁左

衛門御暇便より御家老衆へ相廻候、

一北小路事

御入輿迄は致滞在具候様、先日豊後殿より打合有之候

付、御同人より京地之諸大夫江右之趣被申越候御問合

宍通入 御覽候処、無滞相濟候、

一早川五郎兵衛事

親姫様御方掛被仰付候書面入 御覽候て、山田壯右

衛門江名代為承候、

一御留守居方書役時任諸右衛門事、御手山方へ被掛置候

間、何篇早川五郎兵衛得差図取計候様被仰付候事書之

仰出入 御覽、仁左衛門御暇便を以御家老衆江相廻

し候、

一末川家井上村・福永・市來等之間合書、豊後殿より被差出候付入 御覽候処、御差図被為在候付、仁左衛門御暇便を以右同断、

六月廿九日

一 如例致出勤候、  
一 今日山口直記出勤有之、  
一 四ツ過罷出御目見仕、左之通書面入 御覽候、

一 知覽御役替被仰付候付、御国元御同席方并周防殿へ相談之間合入 御覽、則迫田甚藏江相渡ス、  
一 大坂へ屯居候錫二十目位ニ候ハ、売払御国元江差下候様被仰付候ニ付、御留守居并福岡助八江大頭迄問合、委細は玄碩より可申越と申遣候書面入 御覽、今日式日より仕出候、  
一 誠恐院之方難義之由被聞召通候付、年々二十兩ツ、御内々可被下との趣を以、名越彦太夫江之間合入 御覽、今日便より仕出し候、  
一 筑後殿江騎兵隊掛り被仰付候間、登殿申談宜取計候様、

且登殿義騎兵隊指南方被仰付候

仰出一紙之事書、正兵衛を以迫田甚藏江為相渡候、尤御覽は相濟候、

一 今日式中急飛脚之場にて壹人、足輕壹人被差立候、  
一 宰相様へ御書被進候ニ付、御家老座へ相廻し候、中小姓持ニ候、

近衛様へも御書被進答候処、被遊御失念候付、近日之便より可被遊候間、夫迄は今日被差出候御品、伊集院太郎右衛門方江控置候様、山田壯右衛門を以被仰出候由、能勢權之助參候て承候、

一 御国元不時被差立候飛脚、来月二日被差立候様可被仰付哉、豊後殿より被相伺候ニ付申上候処、三日ニ差立候様 御沙汰ニ付、朱書入を以、書付甚藏へ相渡候、

六月晦日

一 今夕 公義御用之大元丸品川冲着帆之由にて、三原氏夜五ツ時分比 御殿江御届ニ被罷出候前、暫立寄り候て、右之義共承候、



安政3年

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内 十二

(自安政三年七月朔日至八月卅日)

〔扉〕

公私扣

安政三年辰七月朔日ヨリ

八月卅日迄

(紙数八十六枚)

十二

七月朔日

一金五百兩

右は

富印御取入物用として玄碩より相請取、山田壯右衛門

江相渡ス、

一金貳百兩

右は

富印御用として玄碩より御用部屋江相請取候、

一 今朝大元丸品川沖江着帆ニ相成候御届相成候ニ付、松

(須賀寄付)

平阿波守様江御挨拶之御使相勤候様、西筑右衛門へ御

城ニて被仰付候由ニて、首尾書筑右衛門より差越候付、

入 御覽候様ニと御小納戸江差出候、

七月二日

一 今朝御出御召替被仰出罷出居候処、被為召候付罷出候

処、昨晚水野土佐守様御方より金五千兩御内々御取替

被遣、則山崎拾持帰り 御手許江差上候由、右は極々

御内分ニ付、表江不相響様ニとの趣ニ被仰進候由、左

候て内貳千兩は壹割利ニて、三千兩は無利足ニて候由、

右ニ付証文之義は山崎拾・岩元太右衛門名前ニて被差

遣置候由、 御沙汰承知仕候、

当暮迄ニて御返済之御約定之由ニ

候、

一 先日

當中松平阿波守様より被仰候趣は

廣大院様御続柄ニ付

宰相様御家督中より御兩敬被仰合度思召候間、御差支之儀不被為在候ハ、御留守居を以御留守居御引合被成度御直約ニ付、被応其意候間、此御方より以御留守居御向様江御日柄等引合候様被仰付候事、

一宰相様御家督中被仰出置候質素節儉等之義ニ付被仰出置候処、兎角程過候ハ、〔様カ〕綖セニ相成候条、猶又被仰出置候通相守可申との

御筆仰出御渡被下、豊後江為渡との  
御沙汰承知仕候、

一青山大膳亮様より御兩敬被仰合度との義、猶又壯右衛門へ承申候処同人より申上候処、御留守居より御留守居へ引合候様被仰付候儀〔儀カ〕ニ承知仕候由承申候ニ付、則豊後へ相逢置申候旨、尤淡路守様御兩敬御願と御一緒ニ付、全淡路守様計と心得申候段申上置候、

一当年之暑中御機嫌伺いか、可被遊哉、御出も御統被候〔遊儀カ〕ニ付、御使者被進御宜は不被為在間敷哉、嘉藤次も左様申居候旨申上候処、夫にて宜との 御沙汰ニ付、左様御座候ハ、五日御使者させ可申旨申上置候、

一先達て山口直記より差上置候沖永良部島代り被仰付度豊後殿より之伺書御渡被下候ニ付、此通可被仰付哉奉

同候処、伺通被仰付との  
御沙汰奉伺候事、

但此書面最初拙者相請取候得共、段々差合候名前有之候ニ付、山口より差上置候故同人名前を以御朱書入、豊後殿江相渡ス、

一夕刻西筑右衛門より申越候は、昨日北小路江公義御広敷より

篤姫様杏葉牡丹之義御尋問有之候処、今日迄も返答無之御用差支にも相成候ニ付、早々被差出候様通達可給旨、御広敷番之頭榊原喜右衛門殿より御留守居三人宛にて被申越候ニ付、早々御紋本相廻具候様との事ニ付、則八郎当番ニ付書役權之助を以、右通ニ付御年寄江引合、御本紋相下候様口合可申旨申遣引合候由之処、御年寄中ニは今日迄も御紋吟味いたし候得共、皆少々ツツ相替候事故、山田壯右衛門承知にて有之候半と被申事故、權之助、壯右衛門江差越候処、壯右衛門にも毛頭不存候得共、是迄廣大院様之御長持杯相下り候処都て相替居候ニ付、是迄之御紋本押手を以都て御塗調ニ相成義ニ候得は、今更右不宜と申事ニ候ハ、大混雜にも相成候事故、北小路へ差越押手之御紋にて済具候

様可致相談との趣、同人入来にて承候ニ付、夫にて至極可宜旨相答候処、北小路面会有之、右承置候通にて相極候由、跡<sup>マヤ</sup>之權之助參承候、就ては西方へ喜右衛門殿より被遣候問合并御紋本、壯右衛門より西江直ニ相渡候由承居候、

七月三日

一昨日御下ケ被下候

御筆仰出之内御内用向御書付有之候ニ付、山口直記罷出候序ニ差上候事、

一豊後殿より御伺ニ相成候来ル十日御寺御參詣之義ニ付

右同人より入

御聴候処、盆兩日之内被遊

御參詣との御事ニ付、右同人取扱にて候事、

一今日は三原藤五郎ニも御用にて罷出、

御前江罷出候由之処、福崎助八より藤五郎江申越之御

金三万兩御国許江被差下度趣有之、就ては兎角御下し

ニ不相成候てハ不叶候ニ付、壹万兩丈は平田伊兵衛江

被仰付置、通坂之砌右之員數位は随分繰合出来候旨申

上越候ニ付、右を御国元へ差下し、又壹万兩は御宝藏

御格護五万兩可被差統旨被 仰付置候ニ付、右之内

より右之通御国元江召仕、残り壹万兩は御手許より爰

元之御趣法方江被相下候ニ付、三千兩余は爰元定式之

内より御国許差下し候様、又六千兩は大坂江小竿錫相

屯居候ニ付、片付次第追々御国元江差下し候ハ、三万

兩之都合ニ可相成候ニ付、其通取計候様ニと御沙汰被

遊、御書面私へも為見置候との御事にて拝見仕候、

一昨日豊後殿江御達申置候松平阿波守様御兩敬被仰合ニ

付、此御方様より早く御留守居ヲ以被仰込候様 御

沙汰之趣之処、右不相運内今朝阿波守様より御兩敬被

仰合度御留守居を以被仰進候由、豊後殿より被仰進候

趣ニ可被応哉之伺壹通、并御跡越ニ相成候ニ付最初此

御方様より御使者被進候筋取計可仕との伺之通、且西<sup>モカ</sup>

筑右衛門より之首尾書壹通、何れも文箱ニ入付入

御覽候処、何も伺通にて被相下候、然処豎山郷之丞拙

宅へ參居候ニ付、右書面三通共右同人へ相渡候事、

一夕刻御広敷御用人より、明後五日

御前様江

公方様より暑中為御尋御拝領物被為在候御積之由被申

出候ニ付、則以御小納戸可達

御聽旨有馬仁左衛門江為持差出候事、

一御国元より不時飛脚被差立被留置候得共、今日被差返候、右便より

近衛様江御書壹通被進候付芝江相廻候、右は先便より御品々被相添被進等候処、其節御書之儀は御失念被遊候ニ付、御品々義は扣置候、伊集院太郎右衛門江申越置候ニ付、今日被進候 御書ニ相添近衛様江相廻し候様、猶又右同人へ申越候、首尾書役は正兵衛ニて候、

七月四日

一差向御内話之品も御座候間、御<sup>〔練カ〕</sup>操合今夕明朝之内御光駕之程奉待候事、

一加藤總兵衛殿より別紙之通手紙到来仕候間、差越致面会候処、別紙御箇条通御内定ニ相成候由、尤明日上之御伺ニ相成筈之由、太分御伺之通可被

仰出御事之由、末箇条ニ御礼御治定ニ不相成との義は表立

太守様御登 城之上御礼可被 仰上方ニも可相成哉と被申候、明日欵明後日之内阿部様より右御箇条御内達ニ可相成由、七日ニ

御養女被 仰出候得は

御三家様 御三卿様江御内達ニ相成候由、

右之通極密御内話承申候間、別紙相添小頭を以差上申候、以上、

七月四日

半田嘉藤次

豎山武兵衛殿

追て申出候、豊後殿江は別紙を以申上置候、此段も申出候、

一御養女御願濟明日、明後日之内御治定ニ相成、七日御達ニ可相成事、

一御広敷江

御入十一月上旬之事、

一御附女中五人被召連候方ニ候事、

一御入之節御方角并御道筋御都合御宜方と御達ニ候事、

一御養女被仰出候御礼之有無未夕御治定ニ不相成候事、

右之通半田嘉藤次より申越書付等差出候ニ付、則文箱ニ入付、御小納戸を以御手許江差上候事、

一右之書面翌五日御下ケニ相成候事、

七月五日

一 奥御右筆上倉彦左衛門殿御内用御頼之義申込候様、早川五郎兵衛江可申越旨、山田壯右衛門を以御書取被下候ニ付、則五郎兵衛江申遣候処御請被申出候、左候て初て御内用頼申込候節は、御贈物并自分より之贈物も御物御計を以被遣又は相送候事候間、右之義御家老衆江申出置呉候様申来候ニ付、能勢を以迫田甚藏江為口合置候事、

一 大奥より京都江つゝ、れ帯之御注文有之候ニ付、仕立町飛脚を以仕出し、右は京都迄之筈ニ候処、御国元迄候、金一条ニ付御国元迄も大坂より継飛脚を以被遣との趣承申候、

七月六日

一 豊後殿御出殿にて、北小路より 君号并御名字入箱一、受台相添被相請取候由にて被相渡、左候て明七日北小路四時御使相勤候筋ニ心得可罷在と申候由、右君号被進候ニ付、

太守様  
御前様  
篤姫様江

右府様より被進物有之、被差出候相請取候、右は八ツ後御膳後罷出入 御覧又は申上候処、被進物は 御養女御願濟之上御使有之候筋との 御沙汰被為在候ニ付、右通豊後殿江御懸合いたし候、

一 北小路御使勤之義は現事無之候得共、御帳留等ニも相成候事ニ付、

御客間へ 御出座にて御逢被遊候筋之御席絵図、御家老衆方より被指出相請取候、是亦入 御覧少々取直し等いたし、蓑田傳兵衛迄差越候様、有馬仁左衛門江申達置候、

一 右府様より被進物之覽書は入御 覽置候、

一 君号并御名字被進候御入付箱共御下ヶ被下候ハ、御記録奉行方江御格護可被仰付哉之伺ニ付申上候処、右は御持上り可被遊候間、御国許江御格護仕置候のは、写しを以其訳相認御格護いたし候様被仰付候付、則大迫藤十郎へ為写置候、追て御家老衆江は委細可申事、一 明日弥御養女御願濟被為在候ハ、御承知之上表方以御使者御受被仰上、左候て翌日御礼勤向御差出ニ相成申候処、夕刻御留守居呼出にて御付札を以、老中之宅江可被相越との御差図にて、其翌日御廻勤被遊候、明

後日は愈御養女御願之通被仰出候ハ、御礼御勤事之御伺并為御礼御献上物之御伺、且君号被進候御届、夕刻ニ可被差出哉又は明後朝可被差出哉奉伺候処、明日夕刻御指出相成候様、尤御礼御勤事之御伺ニは例刻相添可申旨被仰付候、左候て

君号被進事ニは被為在候得共、是又御伺被遊候方御宜は被為在間敷哉と申上候処、君号之義は

近衛様より被進候御事ニ付、彼御方御振合ニ被順押付可被遊思召候得共、御伺ニ相成候ハ、無此上と之

御沙汰ニ付、御指出之筋ニ御極被遊候、且亦御先例御帳留入

御覽候との御事ニ付、則持参仕入

御覽候処、何篇此節之義先例ニ相見得候との御沙汰被為在候、

一明後朝 御廻勤被遊との御事ニ付、御口上書龜山甚之丞より差出候ニ付入

御覽候処、思召寄不被為在候、左候て御供揃ニ付ては、御先例ニは御登 城前御申込にて御見舞被遊候筋相見得申候、御逢にても為被遊御事御座候哉、其儀は相知れ不申候得共、とふか御逢被遊候様ニ相見得申

候旨申上候処、是は御逢は不被為在候得共、御登 城前ニ候ハ、其日ニ御持出ニ相成候事故、右通御申込為相成と思召候との御沙汰ニ候、尤明日は

公義御精進日ニ付、御廻勤被遊宜敷事とも弁へ不申候間、九日御登 城前御見舞被遊候方ニ御治定被遊候ハ御宜は被為在間敷哉、勿論明日夕刻御挨拶ニも相成申事候得共、何分御都合向分り兼申候と申上候処、左候ハ、九日朝御見舞も被遊、左候ハ、阿部様江は御都合次第御逢被遊御用弁も被遊度、畢て 水戸様江も久敷御見舞不被為在候ニ付、御礼旁々御見舞可被遊との御治定ニ被仰出候、

七月七日、晴

一七夕ニ付御例刻御供揃にて御登 城被遊、九時御帰殿被遊候、

一昨夕阿部伊勢守様より、御家老老咄人被指出候様御達ニ付、豊後殿被罷出候処、別紙之通伊勢守様御直ニ御詔渡被成候由、八ツ後被罷帰澁谷江被罷出、右書面左之通私へ被相渡候ニ付、則罷出入 御覽、左候て御当人様其外様江は、御年寄より申上候様可仕旨申上置、小

島江右之趣致演説御書付相渡候事、

一亦候罷出、弥九日朝御廻勤被遊御治定奉伺候、

一七ツ過致退出居候処、〔郡山藩主〕松平時之助様御家来御内用ニ付

致面会度、拙者木屋へ向瀧内藏之進と申仁參候処、八

郎方客来有之座席差支候ニ付、御殿江為致案内置直ニ

出殿致面会候処、私義時之助様御留守居相勤、全体重

役御用人之内罷出可申等御座候処、皆共当惑いたし居、

夫故私罷出候義ニ御座候とて、御口上之趣は去月中旬

頃より茂之丞様御事御不例ニ被為在候処、追々御差重

ニて終ニは一昨日御内実は御事切ニ被為在候、就ては

〔重孝公〕眞華院様并御重役とも別て御当惑又は驚人申候事、何

共御込入被遊候付、阿部様・遠藤様・本多様江表向御

届被遊候て可宜哉、又は御内輪ニ被召置可宜哉之旨被

仰進候処、得と御勤考之御挨拶ニ被為及と申御事候得

共、未何之御挨拶も不被為在、就ては昨夜此 御方江

は被仰上等御座候処遅方ニも相成、又今日は節句ニ付

早く罷出兼、夫故甚遅方ニ相成申候得共、宜御差図御

願被成候との御事ニ候間、則御目通仕申上候処、最早

御承知も被為在候との 御沙汰奉伺候、左候て何様御

返答仕宜御座候哉奉伺候処、右通御三方様へ被仰入置

候ニ付ては、何れ御三方様より御挨拶被為在候通被遊

可御宜との趣を以可及御返答旨被仰付候ニ付、御使者

瀧内藏之進江申述候事、

七月八日

一四半過罷出 御目見仕、昨日御廻勤被遊候御口上入

御覽置申候処、御右筆差急相認候故御礼の文字不相見

得、文言等も不宜様ニ跡更心付申候ニ付、認替申候間

是ニては何様可被為在哉之旨承候て、書面相請取又々

奉入

御覽候処、無御滞御覽濟ニ相成候ニ付、則龜山甚之丞

江相達、御口上書相渡候事、

一御養女被為濟候ニ付、御礼事之義ニ付早川五郎兵衛よ

り申上候由之処、何様ニても宜阿部様御方江御礼願

書被差出候て可宜哉、又不被差出候て宜御座候哉御尋

可被進との御沙汰被為在候由五郎兵衛より承候、就て

は私罷出候節も 御沙汰被為在候は、か様之義は一

向御構不被遊、何分阿部様不被仰進候付、今日御尋越

可被遊との 御沙汰奉伺候、

一蒸気船方へ掛り候面々江骨折可被下候間、取調へ候様

被仰付候付、御品書付名書入 御覽候処、伺之通被仰付候ニ付、取仕立方正兵衛江申渡候、

一御養女御願之通被為濟候ニ付、大奥より御礼并御伺事被遊候御返事等式撫、并八木事肝付左門へ被召附被差越候処、困窮者ニ付金八両可被下哉之旨豊後殿より之伺書老通、且亦

覺法院様御三年忌御相当ニ付、御家老衆掛等被仰付候書式通、外ニ

篤姫様より

右府様江御使被進候節、時候〔候之〕為御見舞被進候御使番吟味之伺書通、且亦福壽亭末御解毀ニ付て之永江休之丞

江申越候間合書通入

御覽候処、何れも伺通被仰付候、

一今日

篤君様御事

近衛様御養女御願之通被為濟候御左右申之飛脚被差立候、右ニ付名越彦太夫へ御左右啓書通并得能彦左衛門・有馬舍人江同書通仕出し候事、

一今日

阿部伊勢守様御廻勤之御差函被為在候ハ、明朝五時

御供揃にて

御廻勤被遊御賦之処、何之御挨拶も不被遊候付、夜分ニ相成御延引之義芝同席方江申越候、

一琉人臨時持渡候葉種御売捌方御願立ニ相成居候処、此度限り被成御免との趣を以、阿部様より御書取御留守居御呼出にて御用人を以御渡候旨、半田嘉藤次より申越候ニ付則入 御聴置候事、

一半田嘉藤次を明朝阿部様江罷出、今日御差函無之候ニ付御廻勤不被遊候得共、余り延々ニ相成候てもいか、ニ思召候との趣を以申上候様嘉藤次へ可申越旨、以八郎御取次承知仕候ニ付直ニ申遣候事、

七月九日

一金貳百兩

右は去十二月雜賀やより山崎拾より御借入いたし、当月御返済之筈候ニ付、内千両にて御下ケ被下候様山崎へ申出候由、然処御金繰不宜候付当暮迄相待呉候様山崎より可申聞賦ニ付、右之通本金貳千五百兩利足として被遣候ニ付、十日迄之内被相廻候様蒲生郷右衛門・三原藤五郎江申越候事、



一金三千疋

鳩原叶右衛門

右は御内用相勤候ニ付被遣候間、山崎拾江相渡ス、

一 口上覚

此度当屋形様江御困込ニ相成候高木主水正・青山主水  
右両屋敷地之義ニ候、当社八幡宮氏子敷地ニ御座候処、  
御困内ニ相成候間時々之御札等奉獻上度、且右地所江  
御家中方御住も有之候ハ、是亦配札仕度此段奉願上  
候、以上、

金王八幡別当

東福寺

辰七月

左近衛四郎左衛門様

右之通願出候ニ付、山崎拾より達 御聴候由之処、致  
吟味候様 御沙汰被為 在候由右同人より承候付、左  
候ハ、八幡宮御祭之節四郎左衛門 御代參相勤、其節  
金子式百疋ツ、年々御進納之方申談候事、

一 今九日松平阿波守様御両敬御取結被為濟候ニ付、御側  
御使者を以御肴被進候間、此御方様よりも可被進との  
御沙汰被為 在候由、山田壯右衛門より申出候、

一 梶原清右衛門事、今般

篤君様

近衛右大臣様御養女被為成候付

御当人様より之為御使上京被仰付十日出立ニ付、困  
窮之者之儀ニ付為仕廻料金三十金被成下度御家老衆よ  
り被相伺候処、伺通被仰付候付朱書入いたし、豎山郷  
之丞迄為持相廻候事、  
一 篤君様御事

近衛様御養女御願之通被為濟候付、御札御動向之義一  
昨七日阿部伊勢守様へ夕刻御差出ニ相成居候処、今夕  
御留守居御呼出にて、老中宅可被相越候との御付札ニ  
て御用人を以御下ケニ相成候由、半田嘉藤次より申越  
候ニ付、御小納戸<sup>〔よりカ〕</sup>江入 御覽候、右 御差函ニ付ては  
明朝被遊 御廻勤御札可被仰上管候得共、明日は  
廣大院様御日柄ニ付 御心掛り被遊候間、明朝御札御  
廻勤之義は御断にて、明後十一日朝御廻勤可被遊候ニ  
付、右之趣を以御留守居御使者相勤候様可申越旨被仰  
付候由にて、山田壯右衛門より承知仕候間、半田嘉藤  
次江明朝被罷出候様申遣候事、尤右御差函之義一向  
不相知候ニ付夜四ツ前致出殿候処、四ツ過半田氏御差

凶被為在候旨申越候、

一御献上物御伺ニは不及献上旨、御付札にて被相下候、

七月十日

一今早朝半田嘉藤次拙宅江被參候付、昨夕御差函ニ付ては今朝御礼御廻勤可被遊筈候処、今日は

廣大院様御日柄ニ付御心掛り被遊候間、今朝之義は御断にて明朝御礼御廻勤可被遊旨、阿部様江御使者被相勤候様申渡候事、

一明日は五時御供揃と猶又相伺、御供触之仰出芝同席方江相廻し候、

一四ツ過罷出 御目見仕、福壽亭御絵凶入 御覽候処、

去年御取除被遊候 思召よりも、亦々御取除之処広く相成候、然処折節福永仁右衛門罷出居候ニ付御絵凶相渡、右御取除之御場所は震災にて相損不御用立趣、御趣法方江申出可然旨申達置候、

一年内櫻田御屋敷中奥高輪江被召立度、御国許より被仰付越候付、其砌達

御聴候処、 思召通可仕旨被仰付候付、其趣則橋口今彦江口合置候処、未御作事奉行杯へ不響候間相運候様

今彦より申出候由、豊後殿より致承知候ニ付、猶又今

日申上置候、左候て幸迫田甚藏罷出候ニ付、筋々江御達御座候様豊後殿江申上可給候旨申置候、

一金拾五兩 一紺木綿島 二反

但反物は御小納戸方より出ル、

右尾張屋藤兵衛事 高木様御屋敷一条ニ付骨折いたし候ニ付、右之通被下度達 御聴候段山崎拾より被申

出候ニ付、猶又 御直ニ申上候、

一御趣法方御金御下ケ可被下旨先日申出有之候処、今日

大船入目料相下り候賦ニ付、其内より御趣法方江相下ケ宜との 御沙汰奉伺候、尤玄碩江も右通 御沙汰被

為在候由同人より承候、

一泡盛拾五盃入わら巻壺一

一白砂糖一曲十斤位入

一丹後島式反

右は雜賀や次兵衛江被下として、御趣法方蒲生より相廻し請取候、山崎拾へ相渡ス、

一晒壺疋ツ、

竹下覺之丞

肥後七左衛門

一金千疋

宇宿彦右衛門

梅田市藏

一同千貳百疋

岩切仲左衛門

一同五百疋ツ、

中村源八

中村彦助

右は蒸氣船并テレガラーフ御出来ニ付骨折として被下候ニ付、竹下覺之丞へ惣名代引渡候事、

七月十一日

一金貳万兩

右は

公義御頼ミ大船入目料之内にて、前広御下ケ渡ニ相成候事、

同

一千兩

右は

篤君様御用相成候御品々御代払用として山田壯右衛門

江相下ル、

同

一金五百兩

右は

篤君様御用品御代払用として御用部屋へ相下ル、

張紙

七月十二日

一金千兩

御手許江玄碩より差上ル、

同

一金千兩

右は山崎拾口入にて御借入相成候式千五百兩之内、右之通雜賀屋次郎兵衛御返弁、

一金貳百兩也

右は去十二月より当七月迄八ヶ月ニ相掛候利金、

右式行七月十一日山崎拾江引渡候、

但式百兩は御趣法方より取揚、千兩は爰元之御藏より玄碩差出候、右証文本金千五百兩ニ書替、拾引

替候、

七月十二日

一四後罷出御目見仕左之通入 御覽候、

一家老衆方より被差出候萬屋權兵衛・鳥羽屋善右衛門・

総屋利七不宜筋之義ニ付、御出入被差留候書面等入

御覽候処、右三人共同通 御出入差留候旨被 仰出

候 御葉ヤ跡代は柏木流橋町家  
持大和ヤ伝四郎と申者ニ候

一賢章院様跡御法事之節授戒会興行被仰付、其節米金御

下渡しニ相成候ニ付、当年は御三十三回御相当ニ付授

戒被仰付度 思召候付、取調候様被仰付御趣法方江

相糺候処、大圓寺之申出旁ニ能相分り来候ニ付申上候

処、此跡之通 思召を以御下渡し可被遊との 御沙

汰被為在候、

但右ニ付ては

仰出表江差出可申事、

一町飛脚到着、左之通相違候ニ付入 御覽候、

本文張紙也、

七月十三日

一金三百兩

右

篤君様御代払用として玄碩より相請取、御用部屋へ相  
下ル、

一 大坂御留居守より、京都田尻存生中多病にて何欤自俣

ニ有之候様成事を、平田伊兵衛滞坂中申越候付糺申遣

候処、横目橋口權左衛門致上京聞合書差登候一通、

一 永井清左衛門より右同断ニ付、自分致上京聞合方いた

し候形行申越候言通、

但本文ニ付ては才輔も粗承見候様、尤平田伊兵衛へ

も問越候様被仰付候、

一 田中仁右衛門より、致着坂候得共山師病氣ニ付少々出

立延引ニ相成候段申越、永井よりは去六日出立と申来

候、

一 永井事初旅ニ付ては別て難義之由ニ付、三十兩位御取

替被成候様取計可呉旨申越候申上候処、伺通被 仰付

候、追て御留守居へ問合可致候事、

一 御家老衆方より

篤君様御養女御願之通被為濟候ニ付、諸大夫初下男迄

被下方之伺被差出入 御覽候処、可宜との 御沙汰

ニ付、御手当ニ相成可申候付、小の島江も引合可申旨

申上置候、

一 御書取写扣

今大路娘

幾島

年何歳

誰婦

關の

年何歳

逆瀬川玄高妹

福

年三十九

仙波娘

きの

年

岩元娘

利え

年

右は奥様江不響様致聞合、書付差上候様被 仰付候、

一 御書取写留

御広敷江 御入之節、門并ニ御道筋方角御都合宜敷様

承知仕候、澁谷表門より裏かふかひ橋

幸橋

日比谷平川口右之通ニ御座候得は、御方角万端御都合

宜敷と奉存候、

一 近衛様諸大夫初末々迄

篤君様御養女被為濟候ニ付、御祝被成下候御使番調へ

書壹通并

一 近衛様諸大夫初進上物仕候御返し取調書壹通、

一 御同所様諸大夫初其御役名付

右三通奥の取調考ニも可相成候ニ付、小の島江相渡

置候、

一 松平時之助様御舍弟茂之丞様、今朝御逝去之御届被為

在候ニ付、御側向を以御使可被進との 御沙汰被為

在候由、又御膝中ニも見舞可被進との

御沙汰被為在候、山田壯右衛門より申出有之、

七月十二日

一 卯年中金銀本払総一冊

右有馬仁左衛門を以山口喜三右衛門江為相渡候、

七月十三日夜分町便より、伊集院太郎右衛門より法持

院一条ニ付尋越趣有之候処、類焼後別て致難義居候付、

御金三十兩位御取替被仰付候ハ、可難有旨申越候ニ

付、追て可申上事、外ニ脇々江之御用封も相見得居候  
付、夫々届方有之度伊東正兵衛へ為持遣候事、

一 御小人

西 太郎助

吉村源太郎

右は澁谷御屋敷より芝へ相掛、御納戸藏人付之品々時々取ニ遣候ては人も及費候上御用弁相滞候ニ付、御納戸書役御長屋江致境尤メ付其内召置候ニ付、右両人之者手伝同様取扱為致候事ニて骨折いたし候ニ付、金子壹両式歩ツ、被成下度、御納戸奉行御小納戸吟味ニて中山次左衛門より承候、然処八ツ後ニも相成候ニ付以書面奉伺候処、伺通被仰付候ニ付次左衛門へ引渡候、

七月十六日

一 今日罷出御目見仕候て

篤君様御広敷

御人之節之御道筋書、并女中幾島外四人親本又は年付

いたし候書付、山田壯右衛門を以差上候、

一 井上庄太郎へ、蒸気船并テリガラーフ御成就相成候ニ

付骨折可被下との

御沙汰被為在候付、左様御座候ハ、御染地耆反・金子可被下哉申上候処、其通被仰付候付相下り候上、猶又左之御品書付山田壯右衛門を以奉伺候処、伺通被仰付候、

一 亡田尻次兵衛勤役中多病故、書役取扱勝ニて段々自假ニ相成候聞得有之候ニ付、大坂御留守居并永井清右衛門等ニ聞合方申越置候処、見聞役聞合書參候得共巨細不相分候付、原田才輔江承候様被仰付承候処、委數相分候付形行申上候、就ては友野義は免哉取替無之候ては相成間敷との 御沙汰ニ付、左様御座候ハ、駿河江、代り之人柄取調へ奉伺候様申越候ては何様御座候哉申上候処、左様為致との御沙汰被為在候、尤田尻次兵衛悴事も承候処、是は京地ニて評判の御座候者之由、就ては先達御仮守杯之義も申上候得共、右通之人物ニては迎も出来不申候段申上置候、

本文之義ニ付得と取調へ何分被伺越候様及問合候事、

一 常興善院様御位牌御安置之義ニ付幾島より承候付、猶又才輔江も承申候ニ付、右京地之事故伊集院太郎右衛門へ申越、何篇委數伺越候様可仕旨申越候てハ、如何御座候哉と申上候処、伺通被仰付候、

本文今十六日六日届町飛脚便より伊集院江、法持院三十

兩御取替被仰付候間、宜被取計旨及問合候事、

一法持院御取替之一条ニ付ては、幾島は五十金〔兩カ〕と申候由

才輔より承候、又伊集院太郎右衛門よりは三十兩位ニ

て可宜旨申越候間、太郎右衛門申越候通被仰付候て可

宜旨申上置候、

瑞聖寺より又々拝借被仰付度再願申出有之候由、就て

は此内 御沙汰被為在候通、御金三百兩被成遣候哉、

左候ハ、願書相下ケ申候節被遣ニ相成申候方可宜と申

上候処、其通被仰付候、

一御染地壹反 越後縮

一金子千三百疋

右は蒸氣船御製造并テリガラーフ御成就ニ付、骨折と

して被下之、

一亡田尻次兵衛勤役中病氣勝にて、書役まかせに相成自

侃之取扱も有之哉ニ相聞得、又は友野・水野御内用向

にて致上京候節、外出勝にて甚敷義も有之哉ニ御聞通

被遊候付、已来之処氣を付取締向嚴重いたし候様被仰

付候趣、伊集院太郎右衛門申越候、

一金五百兩

右は

篤君様御用御私用として玄碩より相請取、御用部屋入

付也、

七月十七日

一金三百兩

右は瑞聖寺より震災ニ付拝借之願及数度候ニ付、毛頭

被捨置候もいか、數候間、右之通被遣切ニいたし候方

宜との

御沙汰ニ付、玄碩江口合同人より相請取候て蒲生郷右

衛門へ廻し置、委細は伊東正兵衛を以可申入旨申越候、

右は御家老座へ申出、御家老衆より御趣法御用人江御

達有之候様ニ、正兵衛江申聞置候、

七月十八日

一北小路より先達て致承知候御内談之返答京地より到来

ニ付右申上度候間、明日、明後日之内參上仕候間、御

差支不被為在間數哉之旨拙者迄申来候付、折節山田壯

右衛門罷出候序を以達 御聽候処、明後四ツ過迄ニ

罷出候様承知仕候ニ付、其趣申越候処御請申来候ニ付、御小納戸を以達 御聴候様有馬仁左衛門江申越候、

一 篤君様御養女御願之通被為濟、十一月上旬御広敷へ

御入之儀被仰出候御礼ニ、御献上物被遊可宜との趣大

奥より此奥へ申来候、尤

〔家亮生母〕 本壽院様并御老女衆江も、御献上又は被遺物之儀同様

申来候ニ付

御直文被遊下度小野島より申上候処、申談宜いたせと

の 御沙汰被為在候由ニ付、御右筆江為認呉候様山

田壯右衛門より承候付、大迫藤十郎江申渡候処認差出

候ニ付右同人江相渡候事、

右は七月十日<sup>〔ママ〕</sup>日之事也、

七月十八日<sup>〔九カ〕</sup>

一金子三百疋

右は谷村可順母死去ニ付為香奠被下候間差出呉候様、

重久玄碩より申出ニ付相渡ス、

七月廿日

一金五百両 山田壯右衛門へ相渡ス

一同三百両 御用部屋江相請取

右は

篤君様御用品御代払用として、玄碩病氣ニ付八郎より

達 御聴、右之通差出候事、

一 北小路四ツ後罷出候ニ付、御客間江被為人被遊御逢候、

菓子・湯漬差出候、右畢て御広敷江被相廻、幾島へ若

年寄可被仰付候旨被申渡候由ニ候、

七月廿一日

一 今日御目見仕諸書付等入

御覽候、左之通、

一 御定式外唐菓種於長崎御売捌方被仰渡候ニ付、明廿二

日御国元迄町飛脚被差立候伺有之、伺通被仰付候、

一 御使番より志州鳥羽江大船一条ニ付御挨拶向調へ彦通

伺通被仰付候、右ニ付御使者之義は御留守居付役宜は

有御座間敷哉と申上候処、其通被仰付候、

一 古牛島林左衛門召列御国元へ罷下候奥州産伊太郎事、

何れ被下方無御座候ては相済間敷、御中間杯被仰付候

ハ、可宜哉ニも壯右衛門より承候得共、先此涯之処は

三役之被下方位被仰付可然哉、左候ハ、御内用上リニ



て取揚、御納戸より壱ヶ月ニ壱両ツ、被下哉、吟味之趣申上候処其通被仰付候、

一駿河殿江京地一条并友野代り人柄式三人も御吟味有之被相伺候様ニとの間合入 御覽候処、宜との

御沙汰ニ御座候、

一三原藤五郎、若榮丸着岸ニ付田原直助外ニ老人より三原江之書状入 御覽候処、直ニ御下ケ相成、積荷書之義 御覽可被遊哉奉伺候処、被遊 御覽との御沙汰ニ付藤五郎江申越候、

一佐土原より御改革一条ニ付大坂御留守居初御金方等江之御仕向書、御家老衆方より被相伺候ニ付入 御覽候処、被遊御承知候、

右之首尾合は仁左衛門江申聞、諸書付相渡候、

一篤君様御事

御前様御生母ニ御心得被遊候様、御老中阿部伊勢守様より御書取を以被遊御承知之由、右之御書付明日御下

ケ可被下との

御沙汰承知仕候、左候て御年寄を以、

御当人様

御前様其外江申上候様被仰付候、

一右ニ付てはすま実母と有之候処ニ

御前様御生母ニ被為成候義は

台命ニ依てといたし候て可然哉との 御沙汰も相伺候、福壽亭末之御座向震災ニ付余程相損、御修甫被加候ても御費筋にて御解毀被成度との、御作事奉行より御後面相添筋々江相付申出之由にて、御家老衆方より被差出候ニ付入 御覽候処、是ならハ宜との御沙汰被為在候ニ付、御家老座江差返候様仁左衛門へ申聞書面・絵図も相渡ス、

篤君様御実方之御統書御上ケ被成候様

公義大奥より被仰遣候由、山田壯右衛門被申出候ニ付、能勢權之助御暇掛馬にて乗切罷歸り、御記録奉行江右通相達、認方出来次第以乗切被差出候様、是又可相達旨申聞遣候事、

七月廿二日

一篤君様御実母之御統書御記録奉行より被差出候ニ付、

山田壯右衛門を以入

御覽候処、段々御取直し被下候付、其趣同人江相達候て御統書相渡候、

一今日篠崎并田中・和田流義御視可被遊旨被仰出候ニ付、則御供目付并芝同役方へ申遣候、尤食事共相濟候上七時迄相揃候様申越候、右ニ付七半過より御馬見所江被為 入被遊御視候、一統御都合能相濟候、

七月廿三日

一今朝伊藤彦介罷出

篤君様御統書被差出候、然処亦々致疑惑候廉々有之、伺呉候との義ニ付、罷出御目見仕候て申上候処、伺通無御滞御覽濟ニ相成候ニ付、精書申渡候、

一稻垣様より御留守居稻垣源右衛門を仙波市十郎方へ被遣被仰上候越は、先達て於<sup>〔趣カ〕</sup>宮中御逢被遊候御礼、并御家来共江此御方御家来より大船製造方致伝授、其段は御直ニ御礼被仰上候由候得共猶又宜申上候様、且亦表向被仰上候義は恐多御事故、以来御末家様御同様御勝手より被成御出 御機嫌御伺被成候義は不被為叶間敷哉之旨被仰進候段、西筑右衛門より被申出候ニ付申上候処、松平市正様御同様御懇意被仰合、御内玄喚より被成御通候ハ、何も御差支も不被為在との 御沙汰ニ付、左様御座候ハ、右様御返答仕候様相達可申旨申上

置候、

一井上次兵衛事、当月廿八日出立被仰付候様御家老衆へ御達ニ相成候

仰出入 御覽候、出立ニ付申候ては、先御借人御同様成儀ニ御座候故、為骨折金十五金貳拾兩之間可被成下哉伺たてまつり候処、伺通被仰付候ニ付芝ニて御金引渡給候様、山口直記江口合置候、

一御前様御事

篤君様之御生母被仰出候義其外品々之御書取、山田壯右衛門御取次ニて御下ケ被下候付、則權之助江写方為致候て蓼田傳兵衛江、帰宅之上豊後殿江申上、明日中御取調相成候様相達、御書取写相渡候、猶委細は公用雜覽留ニ記置候ニ付略ス、

一北小路より赤坂一条ニ付申上度義御座候間、廿八日御登 城被遊候ハ、其前以御目通奉願度、 御登城不被遊候ハ、何も急き申事ニは無之との趣、以手紙被申越候付以御取次入 御覽候処、唯御承知被遊候とのミ之御沙汰ニ付、何分従是可及御細答旨一応之返答いたし置候ニ付、廿六日山田壯右衛門を以猶又奉伺候処、御沙汰可被遊 思召被為入筈候処ニ付、 御意被為在

候ハ、明後廿八日ニは北小路ニも登城之由ニ付、

御礼前ニ可被遊御逢候間、早目ニ被致登 城候様可申  
越旨〔為脱カ〕被在御沙汰之由、同人より致承知候付、其趣申越

候処、夜入過文通ニて廿八日ニは弥登城被仰出候ニ付、  
正卯ノ刻出宅ニて登 城可仕候間、宜申上具候様申来  
候ニ付、来書以御小納戸入 御覽候、

七月廿七日

一 田町御屋敷江有馬様・伊達様被成御出候ニ付、六半時  
御供揃ニて被為入候、終日大砲船江被為入候由、夜四  
ツ時頃被遊

御帰殿候、

七月廿八日

一 御定刻御供揃ニて月次ニ付 御登 城候、九ツ時比  
御帰殿被遊候、

七月廿九日

一 四ツ過罷出 御目見仕候て、御右筆より取調相伺候  
篤君様御養女并十一月上旬御広敷江御入之儀被仰出候

ニ付ては、天明之度

御養女被仰出候節は無御座候得共、此度は右之通御入  
之御廉も被為在候御事ニ付、京都御所司代并大坂御城  
代江被進候御書御草稿、并御結納御取交被為済候節右  
御両所様江御書被進候御例書入 御覽候処、随分宜と  
の 御沙汰被為在候ニ付、左様御座候ハ、阿部様江御  
内伺ニても可被遊哉申上候処、夫ニも及間敷との  
御沙汰ニ付、左候ハ、御家老方引合取計可仕旨申上置  
候、左候て大迫藤十郎江右之趣相達候、

八月二日

一 四ツ後罷出御目見仕、左之通御国許御家老衆より之間  
合等入 御覽候、

一 島津藤馬・川上右近・樺山相馬來年御礼使伺有之候処、  
相馬江被仰付候旨被仰出候、

一 長瀬伴之進町奉行江御役替之伺有之、就ては豊後殿御  
一己之御考ニ候得共、長崎勘介事致精勤、此度は大砲  
船乗組も被仰付昼夜致骨折候ニ付、同人町奉行被仰付  
候て何様可被為在哉之旨申上候処、現事は勘介事致精  
勤候得共、伴之進義町奉行之義ニ候得は何共御談難

被遊との 御沙汰ニ付、左様御座候ハ、伴之進事は  
伺通被仰付、勘介義は物頭勤方当分通被仰付候ては何  
様可被為 在申上候処、其通被 仰付との 御沙  
汰承知仕候、

一伊勢彌九郎詰衆之伺壹通、是は御留置被遊候、  
一川上式部大番頭之伺

右伺通被仰付候、

一島津隼人大番頭御勘定奉行動之伺

右御勘定奉行御役替にて、大番頭ニは及間敷との

御沙汰被為在候、

一樺山相馬地頭職伺之通被仰付候、

一日高爲三左衛門郡奉行之伺、其通被仰付候、

一益満武兵衛銃葉丘并屋久島奉行江御役替之伺、其通被

仰付候、

一下總殿志布志地頭被仰付候迄御預之伺、其通被仰出候、

右之 仰出、都て正兵衛を以御家老座へ為差出候、

八月四日

一四ツ後罷出 御目見仕、諸書付入

御覽伺等左之通、

一四本陽之助表御小姓御役被仰付候伺申上候処、伺通被  
仰付候、

一島津相馬砂糖買入之伺、

右は訳合少しも御弁不被遊候付、委敷相糺伺、是も

右同断、權之助を以傳兵衛江為返候、

一御作事奉行へ取締向等旁精微ニ尽吟味候様可申達旨被

仰付候、

一御趣法方御用人江も右同断、

八月六日

一金五百兩

右は

篤君様御用御品御代払等之御用として、重久玄碩より

請取候て山田壯右衛門へ相渡候、

一被仰付置候唐厚<sup>朴カ</sup>拵少々琉球にて御買入いたし、此度式

日より福崎助八より差登せ候ニ付、井上庄太郎へ引渡

候、

八月八日

一四ツ後罷出 御目見仕候て、表御小姓并中小姓御見合

ニ相成候年輩宜面々御徒目付聞合申渡置候処、取調へ差出候ニ付入 御覽候処、猶又調練ニ罷出候節被遊との 御沙汰にて、取調へ候名書御留メ被遊候、

本文御家老座へ差出候様權之助へ申聞、伺之書面相渡候、一伊集院彌八郎新番之伺、豊後殿より被差出候付入 御覽候処、伺通被仰付候、

本文ニ付て仰出、權之助御暇便を以芝江相廻候、

一賢章院様三十三回被為当候付、 思召を以受戒会御執行被仰付候段、先達て承知仕居候ニ付 仰出入 御覽

候処、宜との 御沙汰被遊候、右ニ付ては大奥并御姫様よりも御寺納被為在候ニ付、小野島へ引合可申

旨申上候処、右之仰出有之候ハ、大奥江は大圓寺より申出との

御沙汰奉伺候、

一先日山口直記より、申上後れ候ニ付私より御伺申上具候様申越候間、謙受代りニはおのつから養正可被仰付哉と奉伺候処、其通之処御申後れ被遊候との

御沙汰被為在候、

右之趣權之助御暇之上直記へ申聞置具候様申聞候、

一今日白尾戸後左衛門流義鍵術

御眼被 仰出候ニ付、則御供目付江相達、芝同役方申上候様被仰付候付、權之助を以傳兵衛江為問合置候、一御留ニ相成居候伊勢彌九郎詰衆伺之書御下ケにて、右は順道ニも無之、入來院など被仰付宜との 御沙汰被為在候、

一松崎善助御徒目付被仰付、御細工所へ致日勤御手許細工取扱、下目付同様一往相勤被仰付候書面入 御覽候処、宜との 御沙汰被為在候、

一長崎源五御徒目付被仰付候 仰出下書入 御覽候処、

是も右同断、

一稻垣攝津守様より御懇意被仰合候ニ付、五日・六日・

九日迄之内御取替被成度被仰進候ニ付伺ニ付、何日ニても宜との

御沙汰ニ付、其通權之助を以傳兵衛江為引合、書面も為返候、

一篤君様御一条ニ付、佐野日向守様初其外御用掛之方江御仕向之伺有之申上候処、伺通被仰付候、

一商荷砂糖前借之儀は御取止被為 在度とのも申遣候事、

一御留メニ相成居候大坂砂糖入札之書面式通・大坂総帳

巻冊、

一 中村新助より大野原新田一条之書付、

一 末川家御役御断之間合書通、

右愛之助を以御下ヶ被遊候ニ付、夫々江差返候様權

之助へ申聞、書付等相渡候、

一 昨日山田壯右衛門御取次を以、承知仕候牧野様より御

金三万兩御取替之義聞候<sup>マ</sup>之御尋ニ付、則豊後江談合

仕候て御受之義同人江申置候旨申上候処、未御聞不被

遊との御沙汰申談之形行申上候処、色々

思召之程を奉伺候、左候て右之趣山田江も口合置候事、

一 羅紗俤<sup>マ</sup>岐西洋布類、

一 釧筒鉄砲

一 蒸気船

一 西洋器物類

右御注文一条ニ付、琉球より申出趣之書面并琉詰谷川

初より之問合、且御家老衆より之御添書書通、

右愛之助を以御下ヶ被遊候、

一 大元丸御船荷揚未相済由候得共、可成丈致手繰御引渡

相成候様、阿部伊勢守様より御書取御留守居御呼出ニ

て被相下候付、御本書は今十二日權之助を以御家老方

江相下ヶ、御前下之御篋筒内江写を入置候、御書取

之趣は公用雜留ニ記置候、

八月十二日

一金五百兩

右は

富印御用御代払用として玄碩より相請取、則山田壯右

衛門江引渡候事、

一 右同三百兩

右は同断ニ付、御用部屋江右同人より請取置候事、

同

一金壹万兩

右御国許御宝蔵御入付之内より、平七郎右衛門・長谷

場六郎才領ニて相届、澁谷御屋敷へ蒲生郷右衛門・三

原藤五郎兩人名前ニて相廻し候ニ付、玄碩事外出ニ付

八郎・仁左衛門江為請取、左候て入 御聽候処、御蔵

へ入置候様被仰付候由ニて、右兩人より御蔵へ御入付

いたし候事、

一 松平薩摩守増上寺火之御番被仰付置候処、叔父松平隱<sup>勝尊</sup>

岐守今日被致死去候ニ付、来ル廿日迄忌中来月廿五日

迄服中ニ御座候間、増上寺方角出火之節忌中者人数計

差出

安國殿江は忌服中人数共ニ不差出心得ニ御座候、此段申上置候、以上、

御名内

八月十一日

西 筑右衛門

右之御書付御用番

堀田備中守様、御取次大手三藏演説之上差出候処、被成御落手候旨、右御取次を以被仰聞候由、筑右衛門より首尾書を以申出達 御聴置候事、

置候、  
八月十三日西筑右衛門罷出候て、左之通承候ニ付則申上

一 東條平左衛門殿より可参旨被申越候付罷出候処、御内々御願ニ付火之御番漸々御免ニ相成筈ニ御座候ニ付、為御知被申との事ニ付、左様御座候ハ、幾日頃御沙汰ニ可相成哉之旨申候処、丁度御膝中ニ被為入候御事ニ付、御忌明之上にて可被為在哉と被申事故、筑右衛門より御勤之御方江は  
御法も被為在候得共御免被成候、此御方江は何も御沙汰無御座事故、於

公辺は何も御差支被為在間敷哉ニ奉存候旨申候処、成程左様御座候、毛頭右之義も誰も不心付候ニ付、猶又可被申談との御返詞故、左候ハ、十五日頃にも可被仰出哉申候処、十五日迄は運兼可申候得共、十六日ニは決て御免も可有之哉と被申候事ニ付、豊後殿江は別段可申出候得共、早く申上候ハ、御都合可宜奉存候付、罷出候との事ニ候、

一 先達て徳尾藤左衛門より申越候森本半左衛門江御預ケ相成居候千三百両之義ニ付ては、段々苦情申由ニ付、取揚御国元へ差下し、寺社方江御預ケ被仰付度段申越候旨申上候処、何通可被仰付との 御沙汰奉伺候、

一 砂糖入札有之候書面壹通

一 錫代大坂余程致下落候間合壹通

一 御国元江御金差下し候御届壹通

右三行大坂御留守居より豊後殿江申上越候ニ付入御覽候処、錫代致下落候ニ付ては御国元江差下し候金は産物より入込置候様、左候ハ、追々錫片付候節入付可然との御事ニ付、田迫甚藏へ相達置候、

一 北小路上京被仰付候ニ付

御入城前段々御用も可有之候ニ付、諸大夫無御座候て

は御用御差支ニも可被為成候付、誰ぞ御老人御出府之

上御交代被下候様豊後殿より諸大夫へ被申越候処、先  
達て迄は御比合不相分候処、十一月上旬 御入城ニ

付ては、最早致交代候間も無御座候ニ付、矢張北小路  
被召置候様、左候ハ、京都之御用筋は外之者か相勤、  
亦 御入城後ニ相成候ても段々御用も可被為在候間、

別段咎人

御入城ニ出府可被仰付との趣返答旁、豊後殿江申来候

書状も入 御覽候、左候て今日差上候間合都て私江

御直ニ御渡被下候、

一 田中仁右衛門より、新宮より去月廿二日付を以申越候

書状、今朝入 御覽置候ニ付、彼方より炭焼切者成者を

夫婦連一御国許迄下し可申旨承候由、右は御指下し可

被遊哉、可宜との 御沙汰ニ付、左様御座候ハ、其趣ニ

返答いたし可申旨申上置候、右之書状も御下ヶ被下候、

八月十四日

一 隆聖院殿仁誓忠穆良温大居士

右は松平隠岐守様御法号にて被相廻候由にて、御使番

より日拳を以相廻し候ニ付、則以御小納戸達 御聴

候処、直ニ被相下候、

一 北小路差掛り御用向有之、昨日拙者宅江可參旨懸合有  
之候得共相断、今日御殿江參給候様致返答置候処、四ツ

時頃入来ニ付則致面会候処、一寸御目通は叶申間敷哉  
と被申事故、朦中之義ニは候得共中入見可申相答、左  
候て罷出申上候処、御朦中故御逢不被遊候間、私へ承

り申上候様被仰付其趣相達候処、左候ハ、私江可申と  
の事にて申候趣は、幾島事 御入城迄は老女是迄之

通にて、其上御中年寄被仰付可然 京都にて思召之  
処、先度若年寄被仰付候義、北小路より申渡候義いか

にと申来候ニ付、別て当惑仕居候間、此 御方様思召も  
被為在候哉申上呉候様ニとの事故、其趣申上候処、未

御届ニも不相成候ニ付、此 御方様ニはいか様にても

宜思召候間、 御入城迄は矢張老女と思召、其通御取

扱可被遊候間、今日幾嶋江一寸面会いたし候ハ、少し

入組にて候間、矢張老女之筋心得居候様達し有之候ハ

ハ可然思召との 御沙汰承知仕候ニ付、其趣申述候

処難有奉存候旨御礼申上候、左候て幾島若年寄申渡候

書面取返し可申との事迄も承候、



八月十五日

一御忌中ニ付島津藏人殿初当日之御機嫌伺被申上候、  
一堀田備中守様御方より

篤君様御入城之節之御道筋尋来候由、御留守居方より  
被申出候ニ付、罷出御目見仕、右ニ付ては先達て通之  
御道筋申遣候て宜御座候哉奉伺候処、其通宜との 御  
沙汰ニ付、御道筋書認させ御留守居方へ相廻し候、  
一北小路より用向有之、<sup>〔筋カ〕</sup>有之書記役今日出立いたさせ押  
返し亦出府之筈申出有之候由、豎山郷之丞罷出承知い  
たし候ニ付申上候事、

八月十六日

一来々午年琉球人被召連候ニ付、火之御番被成御免候旨  
被仰渡候、委細之義は公用雜留ニ記置候、御代り丹羽  
左京大夫様江被 仰渡候由にて、被御方より写し御廻  
しニ相成候、此 御方様江は堀田備中守様より被成御  
免候義は、御留守居御呼出にて御用人を以御書付被相  
渡候、兼て之御代合ニは被仰付候御方様計御当にて、  
御免之御方様江は為何被仰渡も無之候由、此節は不時  
御免故被仰渡為有之事故と御留守居申居候、

右一条之義遅方ニ半田嘉藤次より申越候ニ付、御小

納戸を以入 御覽候、御家老方より之申上猶遅四  
時頃相廻候、

八月十八日

一先達て三原藤五郎へ御下ケニ相成候御金繰一条ニ付て  
之 御書取、同人より豊後殿江及披露候由之処、全御家  
老座取調へ向心得違いたし御不都合ニ相成候故、御当  
人并取扱之迫田甚藏差扣書、山口喜三右衛門より差出  
候ニ付、罷出 御目見仕申上候処、夫ニは不及との趣  
御沙汰ニ付、左様御座候ハ、已来入念候様ニとの趣  
を以相達可申旨申上置候、

同日

一梶原清右衛門来ル廿一日帰府之筈ニ付、諏訪八郎次事  
代り合芝江罷帰筈之処、奥御小姓共御差支無之候ハ、  
矢張被召置被下候様、左候ハ、鐘修行も行届申事にて  
強て願ニ付申上候処、御目付方不指支候ハ、宜候得共、  
此内芝之方差支と申候事有之、弥不差支候ハ、其通ニ  
ても可宜候得共、今一往承候様被仰付候付、篠原彦十  
郎へ右之趣相達候処、其節は一ト引移候様ニ承知仕候

付、四人此御屋敷へ引移候ハ、芝萱人にて差支申候  
段申上候得共、当分通三人罷在候事ニ候ハ、何ぞ差支  
不申旨承届候、

同日

一 中山次左衛門取頭〔マツ〕にて重野厚之丞より、校合方居役所  
にては段々出入も多、御用にて被相下ケ候御書物杯も  
不取締御座候間、芝御庭方江御建被下候様願ニ付申上  
候処、自分被召建思召ニ候間、夫迄之内御庭方二階ニ  
て宜との 御沙汰ニ候、

同日

一 相良左平太事も来春出府被仰付候ハ、最早申遣可申  
候、然処極困窮者にて旅行いたし家内介抱仕事之由、  
就ては江戸詰被仰付候ハ、跡込入可申候ニ付、御広敷  
横目被仰付出府被仰付候ハ、難有可申と申上候処、伺  
通被仰付との御事ニ候、

同日

一 稻垣様より御懇意御取結相済申候ニ付ては何ニても宜  
御座候間、御庭ニても御序之節緩々御目通被仰付候義  
被為叶間敷哉之旨、彼御方御側御用人稻垣源右衛門を  
以被仰込候由、西筑右衛門より承候ニ付申上候処、今少

し先寄候て高木様・松平左兵衛督様杯御招之思召ニ付、  
其頃御招被遊御口氣被為 在候事、

同日

一金六千五百兩

右は大坂小竿錫御売払之上御国元江可被差下 思召之  
処、当年は蘭船より過分ニ持渡り候て、別て錫致下落  
逆、二十匁位ニは望手も無之候間いか、可仕哉之旨、  
徳尾藤左衛門より豊後殿迄伺越ニ相成候書面被差出候  
ニ付、其節申上候処、左候ハ、先御国元江は産物方よ  
り差下し置候て、追々跡補はいたし候様被仰付、其趣  
は先度迫田甚藏迄相達置候処、今度間違筋到来為有之  
事故為念御伺申上候処、右は被仰付候通にて宜との  
御沙汰被為在候、

同日

一 篤君様御供女中何分御断申上候故、本之通相成候との  
御沙汰被為在候、左候て最早仕廻料不遣候ては相成間  
敷、就ては跡四人は員数同様にて、式百七十兩ツ、被  
下候て宜との旨奉伺候付、左候ハ、壯右衛門へ引渡、  
同人より小の嶋江相渡申候て可宜哉申上候処、夫にて  
宜との 御沙汰奉伺候ニ付、壯右衛門江も右之趣相

咄置候、

同日

一金五百兩

右は

富印御方御代払用として玄碩より相請取、山田壯右衛門江相渡候、

十七日

一金六千五百兩

右は芝御普請方旁として蒲生郷右衛門江向相廻し候処

請取之返答申越候、

前行へ張紙也、

本文六千五百兩之内

金五千兩

右表江御普請方として相下ル、

内

千五百兩

右大坂より江戸江定式為替之内三千五百兩御国元へ被差下、江戸定式不足為補相下候訳ニ候、已来為見合記

置候事、

十七日

一壹部金貳百兩

右は大坂より為指登定式之内ニ有之候由、蒲生より承候ニ付、右は此御方追々御用も可被為在候間、被差廻候様申越置候処相廻し候ニ付、今日金貳百兩別段玄碩より相請取、蒲生郷右衛門江相廻し候、首尾合書役は正兵衛也、

一御国元より御取寄ニ相成候金子は、皆小判金にて費成事ニ付、大坂にて雑金と引替差登せ候ハ、可然玄碩ニ申談候処、同人右之趣申上候処、其通取計可然との御沙汰被為在候由承候ニ付、豊後殿江申出、右之内ニ古金交居候ハ、江戸江相廻し候御問合御座候様是又申出置候、今日町飛脚被差立哉にて、昨日右之御問合迫田甚藏持来致内見候、

一金貳百兩

右は表御門受負代にて、早川五郎兵衛方江右之通被相廻候様、蒲生郷右衛門江問合候、最早是限にて相濟候段も為念申遣候事、

八月十九日

一四ツ後罷出御目見仕左之通申上候、

一相良左平太御広敷横目被仰付、来春二月中旬迄致出府候仰出ニ御座候得共、仕廻次第出府いたし候様被仰付候ては、何様被仰付候ては何様カ可被為在哉申上候処、猶宜との

御沙汰ニ付、相下候上事書之 仰出認替させ豊後殿

江相渡候、

一明後廿一日御馬見所へ御用部屋被立置候得共、西御門後通御家老御長屋内ニ被召建候様、尤同所へ御草り取部屋も被建候旨之書付入 御覽候処、伺通被仰付候、一篤君様御広敷江 御入之節之御道筋書、表へ御達ニ相成候事書之

仰出入 御覽候処、是も伺通相済候ニ付、右式通も右御同人江相渡候事、

一明後廿一日大圓寺江四時御供揃にて被為入候ニ付、御二度御膳御手当仕候様、其節大圓寺にて煮なます并かゆの汁之様ニ品々味噌にて煮立有之候者有之、右式品別段ニ寺より差上候様ニとの 御沙汰ニ候、左候て御參詣御済より芝江一寸御見分ニ被為入との 御沙汰被為在候、右ニ付大圓寺にて召上物之義は、井上庄太

郎江御手当申渡置候事、

一篤君様御入城之節御迎ニ被成候御役々、御人数相知れ居候ハ、御心得ニも被為成候ニ付、東條殿・加藤殿間へ差越尋候様被仰付候旨、半田氏江相達置候、

〔八月廿一日脱カ〕  
一昨廿日

賢章院様三十三回御忌日ニ被為當、大圓寺にて御法事御執行有之候処、松平隠岐守様御逝去ニ付昨日迄は御忌中之御事ニ付、今廿一日四ツ時御供揃にて大圓寺江御參詣被遊候、同所にて御二度御膳被召上、夫より芝江為御見分御立寄被遊候て 御帰殿之事、

一芝御殿廻等追々御建替相成候付、菊池藤助・岩元太右衛門掛被仰付候事書之 仰出、能勢權之助芝江相帰候節右書面相渡、御家老座へ差出候様申聞置候事、

一今日、昨日之御法事済ニ付御機嫌伺有之、依て改服いたし候事、

一今日御法事ニ付て之御菓子、伊集院貞御取次を以頂戴被仰付候、外井上逸作・山口直記・蒲生郷右衛門・半田嘉藤次・早川五郎兵衛江は銘々紙包水引懸いたし為持遣候事、貞江則御礼申上吳候様相頼置候事、

去ル二日御国元被差立候式日飛脚、今日廿二日到着  
ニて左之通相達候、

訓導師

久保田新次郎

藏方目付助

有馬新七

御庭方

中原猶介

句読師助

海江田彦之丞

十郎二男

無役

江夏壯七郎

右学問并蘭学稽古方懇望之者ニ付、駿河殿江申出置候  
間、当分出府可被仰付哉と福崎より申越候、

一琉球鬘五拾房

右は

篤君様御用ニ付為差登有之候様問合置候処、今度之便

より為差登候段福崎より申越候、

一御手許御用ニて御納戸藏江御差分相成居候唐反布、此

節帰唐船より相届候内より繰替御格護相成候段、仙波

より承届候、委細は同人より申越ニて可有之旨申越候、

一諸郷草立等之儀福崎・平田より相糺候処、郡奉行より

申出、別紙相添右両人拙者迄申越候、

一帰唐船直乘ニ付珍敷品持渡居候ハ、御買入之義、御納

戸奉行御小納戸申出候ハ、御代払等之儀宜被取計旨

福崎江問合置候付、御納戸奉行より館内方相糺候処、

格別珍敷品も無之候由同人より申越候、

一興行丸式拾三反帆

一寶榮丸 右同

一運送船 壹艘

一春楳船 壹艘

一惠泰丸 式拾三反帆

一友徳丸 右同

一稻荷丸 右同

一大聖丸 右同

一御船惠久丸 右同

一三社丸 十六反帆

一調保丸 三枚帆

一御船保壽丸 六反帆

一 御船松壽丸 十六反帆

一 禎祥丸 十四反帆

一 御船久榮丸 十六反帆

一 金山丸 十式反帆

右之通七月二日御座有之候、已後右之通致入津候由、

福崎・向井より拙者井山口宛にて申越候、

一 諸郷米相場問合 壹通

但 福崎・向井より拙者・山口へ

一 御船金山丸 十八反帆

支配人 柏原之

權次郎

沖船頭下町

喜三次

右は徳之島御用船にて、面繩間切出来砂糖之内十五万三千百三斤積入三月廿三日致出帆候処、無間も目手久村下離瀬江乗掛、則巻下方等尽手候得共、瀬居ニ相成本船難保柱伐捨砂糖樽卸方致手筈候得共、瀬波高難寄付、積樽千貳百貳拾五挺之内午漸四百三拾八丁取揚候処、本船相解残樽都て及海失、乗組人数は怪我人等無之候旨、福崎・向井より申越候、巨細は相省候、

一 仙臺糴出来方之義名越彦太夫江申遣候処、仙波江相達候旨返答申来候、

一 迫水孫次郎九月頃迄立延申出候よし、名越より拙者共

兩人へ向ケ申越候、

一 篤君様

近衛様御養女之儀御双方御熟談被為在候趣、名越江申

越候処返答申来候、

一 金子式拾両

右誠恐院之方江御内々被下相成候付、引渡有之候様名

越江問合候処、致承達書取を以御広敷御用人江相渡、

当人江金引渡候処、御請御礼被申出候由返答旁同人より申越候、

一 田中半藏御用有之候ニ付十月中出府被仰付候様名越迄

及問合候処、去ル廿五日十月中出府いたし候様表通被

仰付候由申越候、

一 来春は

御下国可被遊候ニ付役掛之義、得能・有馬江申越候処

返答申来候、

一 御徒目付御留守詰馬場直之丞へ被仰付候由、名越より

申越候、

一湯地市兵衛義二月中出府、和田九十郎義は九月中出府

被仰付候旨、彦太夫より申越候、

一市中米相場問合 壹通

但福崎・向井より拙者共兩人江

一錫代御差下し方一条ニ付て之返答、福崎・平田より相  
違候、

一御絵絹五端

一南京写四角印肉皿壹ツ

一密參箱壹并仮筥

右御代払之義京都御留守居江申遣候処、申渡相濟候旨

返答申越候、

但重久玄碩方へ友野七郎左衛門より差出候書付式通

返却有之候事、

一篤君様御養女御願之通被仰渡候義ニ付、得能并有馬江

及問合候処、達

御聴候趣返答申越候、

一西千嘉より小坊主被仰付候御礼状、拙者、山口連名宛

ニて相達候、

一伊集院太郎右衛門より御貸付銀員數書付、同人江掛り

被仰付候ニ付相糺候処、左之通と申来候問合正兵衛へ

渡置、

一右同人より伏見京橋辺御取入之御屋鋪掛り物ニ出候金

子員數書認相廻候事、是も正兵衛江渡置候、

八月廿二日

一四ツ後罷出御目見仕左之通入 御覽、又は 御沙汰之

趣承知仕候、

一長崎勘助より申出候大元丸阿波にて漂着并彼御方御取

扱振ニ付て之書面は、御心得ニ

公辺へ被差出候方宜との 御沙汰ニ付、右書面基キ

御挨拶向等被為在候て御宜は被為在間敷哉之旨申上候

処、其通にて可宜と 御沙汰ニ候、

一町田孫六事

篤君様御用掛り被仰付候哉之伺、豊後殿より被差出候

付入 御覽候処、伺通被仰付候ニ付、正兵衛より御

家老座江為下候、

一重田市兵衛事大嶋見聞役詰御人撰にて被仰付置候処、

先日病死いたし候ニ付、段々浮人数も御座候得共、豊

後何れも毛頭不存人柄ニ付、御国元江申越最早奉伺往

返無御座候ニ付、御国許取極申渡候様可仕哉之伺被差

出候処、伺通ニて宜との 御沙汰との御事ニ付、書面  
右同人を以御家老座江為相返候

八月廿三日

一 半田嘉藤次より昨日加藤總兵衛殿江差越、篤君様御一  
条ニ付御内意何頃可被為在哉と被相尋候処、左之通被  
申候由、

一 十一月朔日

篤君様御一条之御内意

御三家様 御両卿様 姫君様

日光御門跡

一 十一月十五日右御同断表立諸向江御達、

一 御役人衆御役女御当日早目ニ可被差越哉之事、

一 御附上り之女中御次格之事、

但御目見以上

一 若御年寄様御迎ニ御出は無之調之由、

一 御上り後

御婚禮前 御黒書院 御礼と被仰出、於二之丸 御

目見之事、

一 御家老衆御見送り御供之義は、御留守居・年寄并御目

付方ニては調は無之事、

右之通ニては

御入城之義全不相知候ニ付左之通認メ、嘉藤次より  
加藤殿江問越候書面、

一 十一月朔日例之御一条御内意ニて

御三家様 御両卿様

姫君様 日光御門跡

一 十一月十五日前条之御一条、十一月十九日御結納、十

二月十一日

御婚禮表向諸向江被仰出候由、

右之通十一月朔日 御内意ニて被 仰出

十一月十九日 御結納、十二月十一日

御婚禮と表向被仰出候付ては

御入城之御廉は幾日ニ可被仰出哉之事、

右之通問越ニ付ては、今夕ニても人遣具候様ニとの

趣返答有之候事、

一 森川孫太夫表向大方之義有之差扣伺置候、

八月廿五日

一 今日 御目見仕候て入 御覽又は同事等仕候、



一 来年琉球在番交代伊集院伊善可被仰付哉之伺、豊後殿江御問合一通、

但右之人柄御差支も候ハ、島津帶刀江可被仰付哉之

旨、嶋津藏人殿へ問合一通、

右ニ付ては伊善何も御差支之義被為在問敷旨申上置候

一 染川喜三左衛門より差越候異国船渡一条書面入 御

覽候処、右之内式艘龍巻ニ逢、未式艘は渡来無之と申

書面は御下ケ不被遊候、

一 豊後殿江徳尾藤左衛門より差越候大坂総書一冊并砂糖

入札済之書面、御留メニ相成候、

一 琉球江為守衛方相詰候表医師并与力は、最早御引取ニ

相成候てはいか、可有之哉御国元より之問合、右ニ付

ては其涯ニ候得は、御響合も有之候事故不宜候得共、

最早可宜哉と 御沙汰被為在候、

一 琉球へ残り居候異人を本国へ差返し方いたし度との願

書等案文、是はそふも参間敷どの 御沙汰ニて、書

面は直ニ御返し被下候、

一 伯耆殿御代替は疾ニ御国元被仰付候得共、其節は御家

老衆より之問合一付

仰出差出候様ニとの事ニ付、 仰出認させ入 御

覽相下候上、書役有馬仁左衛門江相渡置候、

但来々午年琉球往来被召付候、此義は御名代ニ不及

候、

一 昨日差上置候御国元より之御家老衆御問合等御下ケ被

下候、

一 来春代り土持孫兵衛、秋代り肝付壯右衛門と伺有之候

得共、是は肝付春代りいたし、土持を秋代りニいたせ

との 御沙汰承知仕候、相下候上仁左衛門江朱書為

致、同人を以御家老座へ為下ケ候、

一 筑後殿・登殿より駿馬隊ニ付彼是被申越候書面入

御覽候処、被遊 御承知候、

一 深見金三郎殿より封書寄通、蒲生郷右衛門江向被差出

候由にて、同人より差上候ニ付入 御覽候処、壽太郎

殿死去被致候処、不如意ニ付金百兩拝借被願候趣之由、

御沙汰承知仕候、就ては御断可被遣答候得共、右之訳

合ニ候ハ、定て当惑も可致居答候間、半方ニても可被

遣候哉申上候処、可込居答ニ付そふ為致との

御沙汰ニ付、則郷右衛門へ相達置候、

一 先日

公義御広敷筋之方より被問越候箇条書ニ致張紙奉入

御覽候て、最早此書面を明日も御差出ニ相成候てはい

か、可被為在哉奉伺候処、夫ニて可宜との御事ニ候、

一女中 御城江御附上り并駕籠其外看板等之義いか、心得可申哉と、

公辺江之伺仕候てはいか、御座候哉奉伺候処、伺候て

宜との御事ニ付、相下り上西筑右衛門江右旁之儀申渡、

今日は夕刻ニ相成、御城江は難罷出候ニ付、明日可被

差出候方可然との趣承候ニ付、其通ニて宜候旨申置候、

一鳥羽屋善右衛門跡代り之義、三國長藏可然と早川五郎

兵衛ニは申居、亦玄碩ニは銅屋願之由申居候、何れ之

方可宜哉

御沙汰ニ付、何れニても可宜義ニは御座候得共、三國

屋ニ候ハ、兼て御出入ニて、何篇取馴居可申筈御座候

間、三國屋之方可然哉ニ存申候旨申上置候、

一御国元御進物蔵江去ル丑年近江や權兵衛へ御預ケ相成

候ニ二万両、騎士為御救右之利足年大坂御留守居より差

下し、其御金七百弍十兩御預ケ相成居候旨申上候処、

先其通召置候様ニとの 御沙汰被為在候、

但本文御金筋之義、福崎助八より何之御金筋ニ哉と

問合越ニ付、当分通召置候様末式日便より可申遣

事、

八月廿六日

一昨大風ニ付ては色々御国許江も相知れ可申候間、町幸

便ニても 申上越候様可仕哉と豊後殿より被相伺候付

罷出

御目見仕申上候処、其通可宜との御事ニ付、御同人江

相達申候、

一大奥荒増之絵図面は追て相渡可申候得共、先此

辺より 御入城之節、御先話として被成御越候御留

守居其外御役名付一紙、并御老女御初之御名前付一紙、

写を以梶原清右衛門へ引渡、左候て小の島江口合置候

様申置候、

一公辺より箇条書を以被差越候書付ニ致引札候書面、并

女中駕籠行列道具看板等之義相心得可然哉伺之書付、

并御一条ニ付ては阿部伊勢守様何篇御内談被成候との

趣も極内ニて口演ニて打合置候文言之一紙、是も清右

衛門江相渡候、

一半田嘉藤次より問合候趣ニ付加藤惣兵衛殿より返答、

左之通留置候、

拜見仕候、就是

御入城御達之節は御家老衆之御呼出ニは無之、矢張實所様方御呼出之しらへニ御座候事、

一御入城之御日限も御内々は治定致し居申候、御達し手間取候意味合は外之事ニも無之、是迄

御婚礼翌日五百八十餅御取かはし之御先例ニ有之、然候処此度翌日は御精進日ニ付翌々日ニ相成申候、尤翌

々日に相成候ても何之御差支無之、且又同日は御煤納<sup>〔煤カ〕</sup>之御祝も有之候得共是又御差支も無之、漸今日奥向之

御挨拶有之、不日右之手続ニ相成候ても奥向にても御差支無之と被仰出候処にて、三日之御日限弥御治定ニ

相成御達ニ付、いつれ当月中来月始迄ニは必御治定ニ相成候見込を以、大凡之処過日申上置候義ニ御座候、

左様御承知可被下候、猶追々万々可申上候事、

八月廿五日

一廣大院様御法事は十月へ御取越ニ相成申候事、

八月廿八日

一四ツ後罷出御目見仕、左之通同事等申上候、

一御手網方御徒目付、定式より繰廻し候ては手広相成申

候付、此度一向被掛之御徒目付此新納次郎四郎、上井五郎左衛門・川上萬之助被仰付度、於名越彦太夫抔致

吟味差越候間、被仰付何様御座候哉奉伺候処、伺通被仰付との御事ニ付、伊東正兵衛江事書之 仰出為認

御家老座書役江為渡候、  
一来春代り肝付壯右衛門、秋代り土持孫兵衛江被仰付と

の御事ニ付、其趣仁左衛門へ為認御家老座江為差出置候処、来春

御下りニ付ては、来春兩人出府無之候ては致不足、左候ハ、秋は代り無之候ニ付、土持事は被成御免、来春

は肝付壯右衛門は勿論、外卷人は川上孫太郎江可被仰付哉之旨、豊後殿伺書被差出候ニ付申上候処、其通被

仰付との御事ニ付、正兵衛江右之趣書入を以御家老座江書役江為相渡候、

一今朝不罷出内玄甫御取次を以、此度飛脚便より相届候御家老衆方問合、并御趣法御用人より之問合等差上置

候処、都て御下ケ被下、尤右内々御書取も被入置候間、  
拜見いたし候様 御沙汰被為 在候由承知仕候、又無

程愛之助御取次を以飯島御手網一条ニ付、丹生彌兵衛・

久保八郎より早川務迄申出候吟味書壹通御下ケ被下、  
得と見候様との御沙汰被為在候由承知仕候、就ては其  
後御目見仕候節、右書面は持罷出候て至極尤成吟味御  
座候間、申出候通何様可被為在哉と申上候処、申出候通

被仰付候旨、武兵衛より右書面相添申越候様ニとの  
御沙汰ニ付、左候ハ、右之趣彦太夫江申越候様可仕旨

申上置、下り候上右之通彦太夫江問合候様伊東正兵衛  
へ相達、御徒目付より差出候吟味相渡候、

一 川上武右衛門事金山奉行江御役替之伺、并伺通被仰付  
候ハ、右跡江古後七郎右衛門事御広敷番之頭ニて御菓  
園奉行被仰付度との伺有之候処、金山奉行は得と吟味  
無之候ては不相成候間、余人を致吟味候様ニとの御書  
取被下候ニ付、正兵衛江取扱為致候、

一 来春琉球在番代り伊集院伊膳伺、豊後殿へ若伊膳御差  
支之義候ハ、嶋津帶刀江被仰付度藏人江問合有之、右  
伊膳江可被正兵衛〔仰付候之〕へ相達取扱為致候、

八月廿八日

一金六百兩

右は

篤君様御方諸御代払用として玄碩より相請取、御用部  
屋江相納ル、

八月廿九日

一 富印御付女中駕籠并看板御方御手当不及との御付札ニ  
て相下り候由にて、立花直記より差出候ニ付入 御  
覽候処、写し差上候様ニとの 御沙汰にて、直ニ御  
下ケニ相成候事、

一 此御方様にて御出来ニ相成候御行列御道具は、  
御入城之節御跡引統御廻しニ相成候様之御模様ニ付、  
左候ハ、御道具計手放シニも難相成事ニ付、被召附候  
役場等御吟味有之候様豊後殿江被申上候様、蓼田傳兵  
衛へ相達、御行列御道具書付相渡候事、

一 豎山武兵衛

山口直記

右来巳年就

御下国野田より伊集院迄地頭代之義は、一昨寅年被仰  
付置候通相心得候様可申渡候、

八月 豊後

一 学問稽古として出府人数之義、福崎助八より申越し問

合ニ付、左之通

御書取被下候、

一 学問五人のもの早々出府可申付候事三人賦之事、

一 筑後殿・登殿より、騎兵隊一条ニ付掛り之義被申越候

書面ニ付 御書取被下、左之通、

掛之内

番頭

肝付左門も申付候様

軍賦役

成田彦十郎も申付候様

其外何も所存無之候、以上、

一 御鳥掛其外掛り伯耆殿御役替ニ付、跡代寄登殿江可被

仰付哉、且亦来秋御交代いたし候御広敷御用人人柄無

之候ニ付大迫藤兵衛江可被仰付哉、並金山奉行欠跡有

之候付川上武右衛門江可被仰付哉、伺通被仰付義ニ御

座候ハ、跡代り古後七郎右衛門江御広敷番之頭ニて御

薬園奉行勤可被仰付哉、又黒木源右衛門事は調掛産物

掛り可被成御免哉、又小倉四郎太事産物方掛可被仰付

哉之伺ニ付、

御書取を以被仰下候、左之通

鳥掛

登江可申付

大迫藤兵衛

今一応余人吟味候様可致事、

金山奉行之義、今少シ人柄及吟味候様可申遣候、

源右衛門之義は伺通り可申付候、四郎太之事人柄宜候

得共郡奉行も第一之事ニ候間、先ッ差置外ニ人柄吟味

可申越候、

みほの

右御客応答格被仰付候付、為御祝義紋縮緬式反并御着

料千疋可被遣候間、御反物は奥ニて御手当可相成候ニ

付、金子之分通し呉候様玄碩より被申出候ニ付、金同

人江相渡候、

御書取

一 たとへ郷士ニ候とも他江出候時は左様ニは無之、一々

申開きは出来兼申候間、十五兩位は可遣事ニ存候、其

段可申遣事、

右同

答

一 国元之義は下国之上にて如何様とも相成候事、長さき伝習は習残し有之候ては以後又々相尋候事六ヶしく候間、長さきを専らニ致候方可然候俣、其心得にて申遣候様相達候事、

八月廿九日重久玄碩を以承知仕候

御書取左之通、

但御火之見之画図相添、

一 仮火之見儀土用方之処ニ取仕立可申候、画図之義、先日之通にて宜敷候事、

一 物奉行所之事も致承知候、物奉行所引弘候上其俣にて庭方江引渡可申候、

一 仮式台は相立候ニ不及候、上使其外引請之義致かた無之候間、上使之分は澁谷にて引受可申外見舞之義は仮式台出来候迄は門番所にて引受、其外見舞等は堅断之旨通達候様可取計候、

右之通武兵衛へ可申聞候、

一 仮式台は先其俣致置、追て外場所江引直可申候事、是は西門通用を始候前ニ

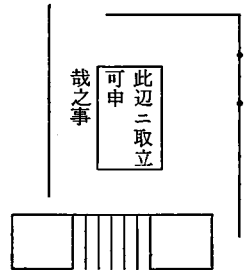
図之辺ニ取立ニても可然と存候、此義は追て吟味之上

治定之事、

右御筆御書取之通能勢權之助江為写、則今晚豊後殿江以添書相廻し候事、

一夜入過山田壯右衛門入来にて、大砲船引出し方

公辺より御取計可被下旨御願立ニ相建候得共、兎角御評議遅く相成候事故、一日も早く御引出無之候ては不宜候付、御自身にて被成度思召候間、御申替被成候ても可宜哉、就ては御台場等も大風ニ付及大破候故、則大坂表江御手当は被仰遣候得共、往返旁手間取れ可申候付、何卒御金三千両御拝借被遊度、左候て右之内残りも御座候ハ、大砲船入目料之内御差引被下候様、右同人阿部様江御使相勤、藤田與一兵衛を以被遊御承知、明日 御登城之上則御談可被遊との御返詞被為 在候由ニ付、左候ハ、御願書可被差出哉藤田江被承候処、



上より被仰出ニても可有之哉と申候由、御拝借之義いか、いたし可然哉尋被申候処、何れ御留守居御呼出ニ可相成候間、其節御拝借之御願書は致持參可然哉ニ被申候、就ては明朝御留守居罷出候様拙者方より申越、御願書認方いたし出来候上入、御覽候様承知仕候、即半田・西連名ニて御用触差出候事、

八月卅日

一 今日罷出、御目見仕候て、高田茂大夫御裁許掛、石塚清右衛門郡奉行御役替勤方は迄之通、右之、仰出入御覽、相下り候上伊東正兵衛を以山口喜三右衛門江相渡ス、

一 法元太郎左衛門・木藤宗之丞・仙波泰次郎奥御小姓被仰付との、御沙汰ニ付、木藤事は書役勤之義ニ付、今日直ニ中小姓被仰付候筋取計仕候ハ、何も差支之義も無御座候旨申上候処、其通取計候様被仰付候、則正兵衛を以喜三右衛門へ為達、喜右衛門より以乗切芝江申越候、

一 平田桑衛家内一条調へ之義ニ付ては、御考も被為在候間、両日御待申上候様被仰付候、

一 仮火之見出来候迄は火事不相知候ニ付、吟味之趣井上・山口より申越、取扱振之書面相廻し候ニ付入、御覽候処、何方出事本マと触廻候ても宜との、御沙汰ニ付、右之趣も吟味書之内ニ則直記書加へ候、

一 汾陽彦十郎之事此節之御取扱可仕哉、又は追て之思召ニ被為入候哉奉伺候処、今暫は扣居候様ニとの御沙汰被為在候、

一 昨夜壯右衛門より承知致し候大砲船引出し方之義ニ付御願書西筑右衛門より取仕廻入、御覽候処、段々御取直しニて式通御仕立ニ相成候付請書有之候様、左候て猶又壯右衛門へ引合有之候様ニと達置候、

一 八木玄悦先夜之大風ニ付諸道具も相流し別て困窮之由承申候付、五両程御取替被仰付候ハ、和弁仕候、被下金之内三部沓ツ、も差引申候ハ、庄太郎ニも可然哉ニ申居候間、其通可被仰付哉申上候処、伺之通被仰付候、就ては今日八ツ後ニも相成候事故、御小納戸方より取替、庄太郎方より当人江相廻候様同人江申置候事、  
一金百兩

右は  
[寄形味、高瀬頼宗太夫△]  
晴雲院様御方より、節句前ニは御廻し方御願ニ付、相

廻し呉候様小野島より先夜申越候ニ付、今日菊池藤助  
を以小の島江為引渡方相濟候、

右は

晴雲院様御方江被進候趣を以、御趣法方より取寄せ候、

一佐野日向守殿より早川五郎兵衛江極密被相渡候書付壹  
通、

一女中駕籠并看板女中為持道具手当ニ不及との趣、付札  
ヲ以御広敷向より相下り書付壹通、

右式通書写し

御前江差上候、

一右女中駕籠一条ニ付て之書付、写を以入江市郎左衛門  
江相渡候、

一上杉様御書并黒塗箱ママヲ、是は御返し物



〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内 十三  
(自安政三年九月二日至十二月廿三日)

〔扉〕

公私控

安政三年九月二日ヨリ  
十二月廿三日迄

(紙数八拾五枚)

十三

一松平上總介様御書

但御文箱御服紗包

一伊達様御書

一佐竹様右同

右之通被進候ニ付中小姓江為引渡候事、

九月二日跡月式日被延置今日被差立候、

一永江休之丞江、川上郷兵衛御附替被仰付度被仰進候趣

有之候ニ付、何も

思召寄不被為在候ニ付、思召通御取扱被遊候様ニと

の御事故、右通致返答候、

九月三日

白九十二フート

一フレガット船ニ用候

碇綱 二房

但金鍛

一右同断

帆綱類 壹式

一セーアルチルレリー

但カルテン著 千八百五十年已後之書

一ゼーウエーセン

但ピラール著 千八百五十年已後之書

一ヘルドアルチルレリー

但ベウセル著 千八百五十年以後之書

右阿蘭陀御註文御願立可仕旨

御沙汰之趣、井上庄太郎致承知候付、九月三日能勢權

之助御暇之節申合、芝ニテ御留守居江相達候様若移兼候義も候ハ、庄太郎へ引合候様可被致旨、是亦同人江申聞置候、

一大元丸錠綱壹ツ不相見得由ニ付、此御方ニテ御探索は有之候得共、手広き事、浦触御差出ニテ

公儀よりも御手を被下候様御軍役方、御留守居申談御願立いたし候様、左候て御願書出来候ハ、被入 御覽候様、右兩御役場相達候様能勢江申聞置候、

一金子五百疋

御広敷

茶頭マツ寺人

一金子三百疋ツ、

右同 御仲居

三人江

右は御年寄御城江被罷出候節世話ニ相成候ニ付、御仕向可被致相合候処、先方より申出候由ニ付、右之通可被仰遣との趣山田壯右衛門より被申出候ニ付、右同人江相渡候、有馬仁左衛門首尾ニテ候、

一銀五枚

右は

太守様より被下御用として庄太郎江奥へ差通候、

一金子三百疋

右は水野土佐守様御家来矢野甚右衛門江被下御用とし〔忠実、新島藩志〕て、山田壯右衛門江相渡ス、仁左衛門首尾ニ候、

一番木藤宗之丞

二番仙波泰次郎

右被仰付度、尤謙藏より申出候ニ付申上候て、則入江駒之丞名代ニテ相達候、

一仙波泰次郎事、

〔名形被〕

寧姫様同唱ニ付御遠慮申上度、改名哲之助と被仰付被下候様井上庄太郎より申出候ニ付、奉伺 御免被仰付候ニ付、則仁左衛門江願書為認御家老座書役江為引合候処、御免被仰付候旨御付札ニテ相下候ニ付、則当人へ相達書面引渡候、

九月四日

一金千五百兩

但御普請方

一同千兩

但大元丸引出旁ニ付

一同千兩

但定式方御入付見込

右之通今日重久玄碩より相請取、郷右衛門・藤五郎宛  
問合相付、御兵具方才領にて相廻し候事、

一金五百兩

右は

富印御用御代払として山田壯右衛門へ相渡候、

一蘭船江御調文品御願書今夕御差出ニ相成候事、

一白木綿 式十反

右は奥上り御用にて三原藤五郎より相廻し候ニ付、山

田壯右衛門江相渡候、

一御切紙一通

御広敷番之頭

鈴木莊五郎殿

池野勇一郎殿

右より只今

篤君様 御入城御当日御跡より御廻ニ相成候御道具

類、彼之方にて請取方之儀ニ付、別紙之通到来仕候間、

御切紙相添差出申候、此段申出候、以上、

御留守居付役勤

辰九月四日

立花直記

半田嘉藤次

右之通申出候間、別紙相添此段申上候、以上、

辰九月四日

豊後様

半田嘉藤次

篤君御方御道具類、其御方にて御出来之分御広敷江御

廻方之義、

御入御当日御跡より御手人にて御広敷江御廻し候得は

拙者共心得居、支配向にて為請取申候、残之分追々御廻

しニ相成候得は右同様取扱申候、此段申進候、以上、

九月四日

鈴木莊五郎

池野勇一郎

立花直記様

右翌五日入

御覽候、

九月五日

一篠原伊右衛門・友野七郎左衛門より伏見御内用方御金

総帳五冊、村岡傳次郎交代便より差越候由にて、今朝

村岡一郎より相届候事、

九月七日

立花直記

一 去月廿五日夜大風ニ付、大元丸松平肥後守様御台場海

〔容儀、金事簿主〕

岸江流寄、其節流失之品々御届ニ相成居候処、其後取調有之候処、蘭製碇壹頭鉄鍛共并日本碇式頭綱共先達て之御届ニ相洩候ニ付、猶又御届可仕との書面伺有之入御覽、則仁左衛門江相渡し、御軍役方書役永田江為相渡候、

一 先達て豊後殿被差出候琉球詰御裁許掛、此節限之詰ニて已来御引取相成、産物方御役々之内より御吟味を以渡海被仰付候ては何様可有御座哉、売支配人共已前より御本手銀滞納も有之旁ニ付、御国元より之問合

御前江差上置候処、岩山十郎御取次を以左之通 御書取御下ケ被下候ニ付、写しを以有馬仁左衛門より御家老座へ為差出候、

一 滞納之義は於疏地上納不相調節は、於鹿兒嶋上納申付候ても可然哉、当座之書面にては江戸吟味之方可然と存候得共、無抛意味合御座候間、今一往問合之上治定可然と存候事、

九月十日

一 四ツ後罷出御目見仕候処、色々之御道具御見分中ニ付

御小座江御呼被下候ニ付罷出、左之通入 御覽又は伺事等仕候、

一 久保七兵衛事、当詰迄にて罷下り候上は放れ切ニ付候間、当人事心切ニ御世話申上候ニ付、下之方ニ相成候事にて御氣之毒ニは思召候得共、茂々相代り候ては連続も不致候ニ付、何卒掛り被仰付一往横目勤之処申上

呉候様、

〔齊直姫、島津忠敬夫人〕

隨眞院様より井上逸作御呼付にて御願被成候由、逸作より承候ニ付申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、事書之仰出蓑田傳兵衛江相渡ス、

一 篤君様御入城之節御跡ニ相付、此御方様にて御手当ニ相成候御行列御道具引統御廻しニ付、御留守居初相付候御行列入 御覽候処、是は御行列之様にて候間、今一往致吟味候様被仰付候、

一 篤君様御入城之節之御行列帳巻冊、御内々御手ニ被為入候付書写し、本書は御返上仕候様ニとの御沙汰にて御下ケ被下候、

一 先日御徒目付并御小人目付御見分ニ被參候節、御殿之御絵図御留守居より差出候処、夫江直ニ席別等被致候由西筑右衛門より被差出候ニ付、何様之 御都合被為

在候哉奉伺候処、御手狭之事故不被遊御構、一席ニ屏風構被通居候、御目付迄は御逢可被遊との 御沙汰奉伺候、

一 泮田休兵衛出府ニ付申候ては、以御席御通掛御目見被仰付何様可被為在哉申上候処、御茶屋にて一寸御逢被遊、御跡飯共差出候て可然との 御沙汰被為在候ニ付、左様御座候ハ、御客様之御日取を除候て何分懸合可申旨申上置候、其節御返し御品被下可御宜との趣も申上置候、

一 右同人より

三位様御代吉井源七郎御取次にて、御刀三腰御預り被仰付置候処、町人之身分にては取始末も出来兼心配仕候ニ付、御用共ニ相成候ハ、難有段承候ニ付申上候処、御下り之節御取場にて代料御下ケ被下候ハ、可然との 御沙汰奉伺候、

一 御下り之節御銀主共江、御普請御用之御金十万両計出銀可被仰付 思召との御内話奉伺候ニ付、最早御産物方にては御手当も出来兼可申候間、宜敷 思召様と申上置候、

一 今日名指を以炮術訓練被仰付との趣、伊東才藏より名書差出候ニ付、則御供目付へ相達御軍役方書役江、仁左衛門より亦御用人方江も可被相達旨、山口直記江申越候、

九月十一日

一 今日  
勝姫様 順姫様 智鏡院様  
篤君様御入城ニ付為御暇被為入候事、

九月十二日

一 今日九ツ時御供揃にて、美濃守様御参府後初て被為入候、御二度御膳御所望被遊度、夕御膳は御断之段被仰進候由井上庄太郎より承候、六半過被遊 御帰殿候事、  
一金五百両玄碩より請取壯右衛門へ相渡、

九月十三日

一 四時過罷出候処、御小座江御呼被遊候ニ付罷出、伺事并色々之書面等入 御覽候、

〔云形飾、近衛忠房夫人〕

一常興善院様御位牌地藏堂江御安置之御一条ニ付、伊集院太郎右衛門江問合越候趣有之候処、巨細申越能相分

り候ニ付、何篇宜取計旨申越候様可仕哉之旨申上候処申上通被仰付候、

一法持院事類焼後借宅ニて罷在難義罷在候ニ付、御下屋敷御長屋御差支不被為在候ハ、可被召置哉、太郎右衛門より申越問合入 御覽候処、伺通可被仰付との

御沙汰被為在候、

一先日半田嘉藤次より承申候訳は、南部様より宮寺直記を以来月

廣大院様御法事ニ付、七回御忌御法事之節は 宰相様御代拝被遊、此節は何様之御事被為在候哉、若

右通不被為在候ハ、

太守様御拝礼被遊候御跡ニて御拝礼被遊候思召之由、前広早く御承知被成度との御事之由、右之趣申上具候様承候付申上候処、弥

御代拝可被遊進旨御頼被成候趣、且御拝礼可被遊との趣も申上候様被仰付候ニ付、今日西筑右衛門江相違置

候、右ニ付先年之御例書、是は御直ニ入 御覽候て旁可奉伺答候処、昨朝終ニ取違日暮ニて差上候事故、其

趣も申上置候得共、猶又今朝入 御覽候処、右御拝礼等之御運取計候様被仰付候、

一加藤殿より被相廻候 御入城御当日之御行列立一折、外ニ御迎等ニ被參候御人数之供人数書等四通差上候、

一御広敷医師泊番罷出候節御暇仕候様先達て申上候処、其節弥突留たる 御沙汰共不奉伺候ニ付猶又申上候処

最早申渡たる事と 思召被為入候との 御沙汰ニ付、其節は弥被仰付候御事共不奉承知候故控入申候と

申上置、御前相下り候上富永玄安江御用申遣罷出候ニ付、昼之内は 御庭御出なとにて誰も御医師方無之候

ニ付、泊番罷出候時分迄は相詰居御暇いたし候様申渡候、

一何そや成田彦十郎、榎本九八郎事代り致吟味交代被仰付度との 御沙汰奉伺候ニ付、三原藤五郎江申聞致吟

味、代り此者共ニ御座候間、何比交代被仰付候 思召被為入候哉奉伺候処、当年中交代為致候て宜、尤

彦十郎事下り長崎へ立寄、西洋流新手数致伝習候様可申渡旨被仰付候ニ付、相下り候上有馬仁左衛門江申聞

置候、 一昨日差上候加藤殿より被相廻候書面、相調可申上旨被

仰付候付いか、と 御沙汰ニ付、右は取調出来申候上、

取調出来申候節は猶又入 御覽候様可仕旨申上置候、

一 銀十貫目御申請之義御願立相成居候処、先五貫目御壳

下ケ可相成候間、代金為持引替候様被仰渡候ニ付、今

朝金貳百七拾兩三步ト五百四拾八文、御小人目付才領

ニて、脇田仁兵衛へ為持同人附添差越、南鐙銀五貫目

持歸り差出候ニ付玄碩江相渡ス、尤右銀代金も玄碩よ

り請取遣候事ニ候、跡五貫目は来ル十五六日之比可被

相渡候間、其節請取方ニ代金致持參候様致承知候旨、

脇田仁兵衛より拙者江向首尾書差出候、

九月十四日

一 今日 〔重家殿、松平定和夫人、戸田氏正夫人、戸沢正令夫人〕 柔正院様 親姫様 桃齡院様被為入候、

一 今日は

篤君様御装束被遊候ニ付拝見仕候様、折柄井上逸作・

山口直記ニも罷出居候ニ付、奥江罷通拝見仕候、

一 明日は御登城可被遊哉、菊池藤助を以奉窺候処、可被

遊候間、毎之通御坊主部屋も借受候様被仰付候間、向

々江相達候、

九月十五日

一 今日御定刻御供揃ニて

御本丸江被遊御登城候、九半時分被遊御歸殿候、

一金三百兩

右 富印御代払御用として、玄碩より御用部屋江相請

取候、

一 銀五貫目

代金貳百七拾兩三部ト

錢五百四拾八文

右は御手許金之内より右之通御小人目附才領ニて、脇

田仁兵衛処江相廻し、夫より同人致持參差出候処、右

之通五貫目引替相濟候由ニて仁兵衛より差出候ニ付、

玄碩江相渡候、

九月十六日

一 今朝早天有川七之助參候付致面会候処、豊後殿より御

使ニて被申聞候は、嶋津藏人殿事病氣之処、昨夜五ツ

時分病氣之由内分承置候様被仰越候、左候て例刻より

致出勤候処、無間迫田甚藏罷出致面会度段承直ニ致面

会候処、藏人殿死去ニ付跡相改候処、漸く金廿一兩格

候様承申候、

九月十七日

一金五百両

右は富印御代払御用として、玄碩より請取壯右衛門江

相渡ス、

一金貳百両

但百両御内用方

百両御定式方

右之通三原藤五郎より相廻候事、

一四ツ後罷出御目見仕候て、圖書殿一条ニ付豊後殿より

御請之趣申上候、左候て御国元江明日ニても差立可申

哉奉伺候処、何ニても宜との 御沙汰ニ付、明日之筋

ニ蓑田傳兵衛江相達置候、

一八ツ時比より半田氏・西氏・森川・池田壯左衛門・永

田正兵衛・重久玄碩致同道、御広敷御座向

公義より御先詰ニ被差越候席割いたし候、左候て裏御

門辺迄も參、木屋造之義も見分いたし、又表之御座之

席割も相濟候事、

護有之、今日之処さへも調兼、子息も不被罷下候ては  
相間敷候処、右次第事ニ付、未存生之筋ニて御金貳百  
両御取替被仰付被下候様申上呉々との承候ニ付、未平

常罷出候御刻限ニも無之候故、山田壯右衛門を以、只

今急ニ申上候義有之候間、御都合次第御目見之義奉願

候処、直ニ罷出候様ニとの御事ニて則罷通、右藏人殿

一条ニ付御取替之義申上候処、御都合能 御許容被下

候ニ付、則相下候上迫田江相達候、右ニ付ては則代り

不被仰付候ては相成間敷と申上候処、最早圖書可宜候

間豊後江致相談候様被仰付候、

一今日

一今日

眞華院様 松平時之助様 隨眞院様被為入候、和之助

殿ニも被成御出候、

一今日も

篤君様被遊御装束候ニ付、拜見仕候様 御沙汰ニ付、

昨日豊後殿御初致通達置候処、御同人并蒲生郷右衛門

義は風邪ニて不罷出、嘉藤次・五郎兵衛・藤五郎罷出

候付奥江拜見仕候、

一御暇後豊後殿江差越、鎌田圖書殿一条ニ付 御沙汰之

趣及御相談候処、御同人事何も存奇無之候間宜申上呉



九月十八日

一今日奥江罷出 御目見仕、鎌田圖書殿御内用ニ付出府被仰候 仰出、并右一条ニ付出府之上は若年寄江御役替被仰付度思召ニ付、

宰相様江被申上、御沙汰之趣被申越候様ニとの永江江之間合入 御覽候、左候て今日急飛脚差立候旨申上置候、

一御家老衆、大目付衆迄之名書差上置候、御家老出府被仰付候人柄之義は、末式日迄之内御勘考被下候様申上置候、

一阿部川御越台去年震災之砌打崩候ニ付、御造立之義絵図を以申出候、賦書十五兩及御入価候義にて絵図面入御覽申上候処、伺通被仰付候ニ付、絵図面伊藤正兵衛江相渡、御造立之義も取扱候様申聞置候、

一來春何れを御通行可被遊哉奉伺候処、未何方とも 御取究不被遊との  
御沙汰被為入候、

一來ル廿一日  
〔寄形大伯母〕〔寄形妹、有馬頼永夫人〕〔寄形伯母〕  
聰徳院様 晴雲院様 寵姫様被為入御賦にて、其節も

篤君様御装束可被遊候間、豊後ニも拝見ニ罷出候ハ、宜との 御沙汰被為在候、

一前文之圖書出府被仰付候

仰出、并永江休之丞江之間合、伊東正兵衛江相渡候、

一洋田休兵衛事此度 一橋御用にて致出府居候ニ付、

御目見可被仰付旨申遣置候処、罷出候ニ付八ツ時比より重久玄碩案内にて御茶屋江差通し候、拙者ニも前以差越居候、左候て御会席中酒被下之、御濃茶・御薄茶并御菓子被下之、

右相済候後

上様被為入御目見被仰付、暫之内彼是 御沙汰共被為在候、畢て 御立、

一御懸物 一幅 横物唐画

一御国織絹小倉 二反

一肴料千疋

右は御茶屋

御立前於御前被下之、御品重久玄碩より持出し、武兵衛御取合いたし候事、

九月十九日

一今日調練稽古にて、昼之内は不被為 入夕刻被為入候、  
私にも七ツ後より罷出、御引入之節御跡より罷帰候、

九月廿日

一四ツ後罷出 御目見仕候て、西筑右衛門より申出之  
公辺御広敷之方江御答向、張<sup>ホノマ</sup>を以御答之書面入 御覽  
候処、右は先日表使小山より申来候義、右か表向ニ候  
間、小山様より被仰遣候趣を以御答候て宜との御沙  
汰ニ付、其趣筑右衛門へ相達候、

一先達て調練罷出候關口鐵之助事、其節御目通も仕難有  
仕合奉存候、就ては已来何卒御出入被仰付候儀相叶間  
敷哉、左候て外聞も宜御座候ニ付奉願度との趣、当人  
得罷出兼候ニ付、父關口與左衛門、長崎源五江差越候  
由にて、西筑右衛門江申出候旨西より承候ニ付達 御  
聽候処、随分可宜との 御沙汰被為在候ニ付、表向御  
家老方江被申出候様右同人江相達候、

一篤君様十一月十一日御広敷江 御入被仰渡候書面、昨  
晚御留守居御呼出ニ付半田嘉藤次罷出候処、御用人渡  
邊三太平を以御書付被相渡候、外ニ御封書老通御渡し  
ニ相成候、今朝入 御覽候処昼後御下ケ被下候ニ付、

書面写しを亦差上候、右之御封書も御下ケ被下候付、  
是も写しを差上候、尤御封書之趣は写しを以御家老座  
江被相渡置候、權之助首尾、

一表使小山様より此内奥より御伺ニ相成候御廉々被仰遣  
候由、御書面御下ケ被下候付、是も書写し御家老座江  
為相渡置候、權之助首尾也、猶委細は公用雜覚留ニ記  
置候、

一金貳千貳百兩

右御旅方御用金

一右同千六百兩

右御手許金之内より重久玄碩差出請取

二口ノ三千八百兩

右之通御趣法御用人江御普請方旁之為ニ差廻し候、尤  
御旅方御金之義は山口直記江相達、同人より相廻し候、  
右之内千兩は芝定式方ニ御下ケニ可相成筈之株、右千  
兩丈不足ニ相成居候ニ付、其趣を以相廻し候事、

三原藤五郎請取之返答相達候、

九月廿二日

一今日四ツ過罷出御目見仕候て、昨日豊後殿より致承知

候北小路交代一条、并同人より差上候間病氣にて御使勤御断被申上候書面入 御覽候処、か様ニ申事候間是にて可宜哉、旁山田壯右衛門を阿部様差出相伺候て可然、明日は壯右衛門も藤田與一兵衛と致遠馬候賦ニ付、今日壯右衛門江打合置候様ニと承知仕候ニ付、同人江御沙汰之趣相達、北小路より差上候書面も書写し壯右衛門江遣置候、

一 御引越御当日、御行列御道具ニ相付候御役々等之名指を以被仰渡候書面、并右御行列立且右御役々之供廻入御覽置候、

一 井上逸作引入ニ付御留守も御差支ニ相成候間、仙波市左衛門御役替被仰付家内引越候様、左候ハ、山本理兵衛事手奇先も無之可込答候間、養子も相済居候ハ、跡江召置、眼病御暇とか何とか申立致出府宜との 御沙汰被為在候、仙波出府涯は一刻とこそ罷居、武兵衛出立後此御屋敷江移り可宜との 御沙汰も被為在候、一 篤君様此度之御廉にて

近衛様御伝を以御進献物被遊候処、  
禁裏より御手鑑一箱  
御文庫之内御品々、外ニ花鳥十二月之御詠歌之御巻物

も御拝領被遊候得共、是御巻物は此御方様江御残し置被遊候様ニと

右府様より以御直書被仰進候、右都て拝見被仰付候、左候て豊後初御記録奉行御右筆江拜見可為仕旨 被仰付候、其上写し取奥江差上候様ニとの  
御沙汰承知仕候、

九月廿三日

一 今朝五ツ時御供揃にて、大井御屋敷江御乘廻しにて被為 入候、今日は雨後にて御道悪く候故、高木様御方之裏御門より御庭口之様 御帰殿被為 在候、

九月廿四日

一 四ツ過奥江罷出御目見仕、御留守居方并御使番方より申出相成候御城江被差出候絵図、并

御入城ニ付御互様ニ御取交、并其節脇々より被進候御使者江被下方は無之伺、并一橋其外田安御三家様方、或 御両敬様方江十一月十一日 御入城之為御吹聴被仰進候等之伺有之候処、絵図面之義は間違候処有之候付致再吟味候様、又

御入城御当日御先詰并御迎ニ被差越候御留守居様初御仕向、并御用掛之御人数江後日御仕向ニ相成候吟味は不宜候間、御用掛之御役々江之御仕向を厚いたし、御当日之御仕向は薄くいたし候様、左候て再調へ之上猶又入 御覽候様被仰付、其外之儀は何通被仰付候、右ニ付再吟味之義は則半田・西江相達置候、絵図面之義も右同断、

一 今日は名指にて芝・高輪・櫻田より砲術訓練ニ御呼出有之候、昼・夕兩度ニ御覽ニ被為入候、私ニも退出之上七時比より罷出、御引入之節御跡ニ御付申上罷帰候、〔池田慶政、岡山藩主〕  
一 松平内藏頭様今日御着府被成候由、御使番より申越候ニ付申上候、

九月廿五日

一 先達て差上置候平田桑衛一条等之義ニ付、駿河殿より之問合同等之書面御渡被下、何も  
宰相様御沙汰通にて御宜との

御沙汰被為在候、乍去桑衛義は六ヶ月之逼塞余り軽く  
隠居相応ニとの

御沙汰被為在候付、左候ハ、思召通之義は相達申候

ては何様可有御座哉申上候処、其通ニいたし宜との御意ニ付、即豊後殿江御移し置候、  
張紙

是迄御役替等之節欠跡有之、右通被仰付度と伺有之候得共、右ニては不宜候ニ付、以来は何かし転役被仰付、  
又は病死いたし候欠跡有之候といたし候方宜候との  
御沙汰承知仕候、

一 大元丸御船引出方ニ付諸所より仕様模様書等を以、三原藤五郎迄申出、同人より差上置候書付御不用之分一結藤五郎江遣し候様ニと御渡し被下、外ニ右同様之入札并早川五郎兵衛身元致聞合候書五通程、右之内ニ新浅座マツ之者より差出候書役、宜様思召候間、身元聞合候様五郎兵衛江可相達旨被仰付候、則右同人江相達、文箱共相渡候、

九月廿六日

一 篤君様十一月十一日

御入城之義、奥江申上無之候ニ付、申上候様 御沙汰之義、壯右衛門御取次にて致承知候付、御家老座江伊東正兵衛を以為達候処、郷之丞首尾にて未右之義相洩

居候由にて、則毎之通之書面相認候て筋々江相下り候

得共、何分延引ニ相成候ニ付御断申出候付、今日

御沙汰被為在候ニ付、多分昨日申上ニ相成申たる義と

奉存候、然処右通延引ニ相成恐入奉存候ニ付、御家老

書役御断ニ罷出候段申上候、

一西筑右衛門より差出候、御道具ニ付添候御役々名前書

一通、

一御行列道具付一通

一前後日御廻し相成候御役々名前書一通

一添書一通

右入 御覽候処、伺通相濟候ニ付、御帳留為致筑右衛

門江相渡候、

一今日三原罷出候付、御船引出方ニ付て之入札色々右同

人江相渡候、

一大野丹次嫡子吉太郎事御鷹匠見習之内意、山田壯右衛

門より承候処御許容被遊候、

一仙波市左衛門御役替之 仰出、末之式日にては間後ニ

相成候ニ付、町飛脚御仕立可〔相成候カ〕豊後殿へ申出置、今日御

仕立ニ相成候ニ付、拙者より猶又永江休之丞江〔行カ〕成形間

合遣候事、

一金五百兩

右は

富印諸御払用として山田壯右衛門江相渡ス、

一右同三百兩

右同断ニ付、玄碩より相請取御用部屋江御格護之事、

一右同三百兩

右は御普請方御用として三原藤五郎より差廻し、御用

部屋江相請取、

一金壹万兩

右は御国元より御続金にて大坂迄相届、夫より為替ニ

て相届候ニ付、大脇孫右衛門・有馬仁右衛門相改、左

候て重久玄碩へ引渡御藏へ入付候事、尤入 御聴置

候事、

一大元丸引出方ニ付金三千兩御下渡被下候様御願立有之

候処、一昨廿四日蓮池御藏より御下ケ渡しニ相成候ニ

付、芝へ御格護いたし置可然哉、又此御屋敷江可被相

廻哉之趣豊後より承候ニ付申上候処、御用船引出方ニ

付御下ケ渡相成候付、表江御格護有之宜との御沙汰ニ

付、其趣御家老座へ書役を以為口合置候、

一御入城御当日は、御客様并御使者等都て御断ニいたし

候様ニと 御沙汰承知仕候、

九月廿七日

一 御反物 壹反

但此品御小納戸手当

一金貳千疋

智鏡院様御附

岡 村江

右之通御暇ニ付従

太守様被下ニて壯右衛門江相渡、

一 去年震<sup>マヤ</sup>ニて

公辺江之年頭御使者当秋迄被延、

九月廿八日

一 四ツ後罷出 御目見仕候て伺事等左之通、

一 廣大院様御十七回忌御法事御執行ニ付

太守様増上寺江御参詣之御書面、

一 御両殿様御献上物之御同書、

一 御前様 勝姫様 <sup>〔本形様〕</sup> 晴姫様 右御同様之御同書

嶋津右膳

右御用人勤下總殿より御問合

但余人致吟味可申上との事

有川十右衛門

右御右筆繰上ニ付見習之伺、伯耆殿より

宰相様江被相伺候処、余人取調候<sup>〔様脱之〕</sup>ニとの

御沙汰被為在候由ニて御問合、

一 爰元守衛方江交代被仰付候名前両三人御吟味之上被申

上候様、駿河殿江御問合いたし置候処、登殿・主水殿・

圖書殿三人被申越候拙者江之御問合、

但右往返無之内、先便より圖書殿出府被致候様豊

後殿より御問合ニ相成居候ニ付、別段不仰付候、

一來春江戸御留守詰御家老は、筑後殿江被仰付との御事

二候、

一 豊後殿御供可被仰付 思召被為在候得共、

宰相様御参府涯御用被為在候も難計思召候間、御用之

有無休之丞迄問合候様被仰付候、

一 平田伊兵衛より拙者江遣候佐土原一条之儀ニ付自書、

一 今暁

一 天神御勸 相濟候段、重久玄碩より申出候旨申上候、

一 驚頭才之藏事未表向之御届は無御座候得共、変死いた<sup>〔悉之〕</sup>

し候由相聞得申候、左候得は御納戸奉行差支可申候間、此節便より汾陽被仰付候ては何様御座候哉申上候処、其通可宜との 御沙汰被為在候、

一 筑後着之上は豊後も武兵衛も不存筋にて、当人江直ニ御書取可被下との 御内話奉伺候ニ付、其通被遊候ハハ猶更可御宜旨申上置候、

一 今日伊東彦助罷出、福野里元統書被差出候ニ付、伊東正兵衛へ右式通并幾嶋・關乃・きの統書相渡、明朝迄通りは認方いたし被差廻候様、御家老座へ可相達旨申聞置候、

一 来月三日阿部様江御逢被遊度被仰進候趣、同二日ニ御留守居罷出相伺候様、尤格別御長き御内用ニも不被為在候ニ付、御登城前并御退城後何れニても御宜との御事ニ候、

一 廣大院様御法事ニ付、

御七回忌御法事之節は未御部屋栖ニ被為入候御事ニ付御献上物御軽く相見得申候得共、 御家督被遊候御事

ニ付、

宰相様御同様御献上被遊可宜哉、御内証方竹下仲右衛門より申出候ニ付申上候処、其通にて宜との 御沙汰

ニ御座候、

於増上寺

廣大院様御法事日割

十月

五日 初日

六日 中日

七日 結願日

八日 御速夜分

九日 御当日分

十日 御参詣

右之通候間可被相心得候、

右は大目付衆より之御触達にて候、

九月廿九日

一 四ツ後罷出御目見仕伺等左之通、

一 先便より守衛方被相詰候人柄、両三人取調へ伺ニ相成候様、御国元へ御問合有之度豊後殿江御達置、今便より登殿・主水殿・圖書殿御名前参候由にて、豊後殿より被差出候ニ付入 御覽候処、圖書義は先便より為申越等と 御沙汰ニ付弥申遣申候、乍去今言人不足いた

し可申旨申上候処、筑後御留守詰被仰付との 御沙汰  
奉伺候、

一豊後殿義来春御供可被仰付

思召候得共、若

宰相様御参府涯御用被為在義も難被為計 思召候ニ付

永江休之丞迄問合候様被仰付候、

一有川十右衛門義御右筆繰上ヶ有之候付見習之伺、

宰相様江伯耆殿より、得能彦左衛門御取次を以入 御

聽候処、未老人ニても無之候付、余人を取調候様 御

沙汰被為在候由にて、豊後殿江之問合入

御覽候処、先右之列は 御下り迄は取調不致様被仰付

候付、 御沙汰通豊後殿江相達置候、

一嶋津右膳御用人勤之伺有之入

御覽候処、未早く候間外ニあろふがとの

御沙汰被為在候ニ付、豊後ニも余人御吟味方可宜哉ニ

申候旨申上候、左候て

御沙汰之通御達申候処、左候ハ、御国許へ被申越、御

吟味可宜哉と被申事、猶又其通申上候、

一公義御侍村山五三郎と申人、村井養脩致同伴罷出、御

使者之間江相通し候、右は一体山田壯右衛門引受にて

候、尤被招呼候訳合は

御入城一条ニ付何篇御都合能取計との事ニ候、左候て

於御客間被為入御逢有之、 御沙汰も御一通り被遊候、

畢て御座向御見せ可被遊との御事ニ付、御家老座其外

ノ居候得共、御供目付能勢權之助立会にて明方為致候、

御留守居方席割出来候、又々違候、御広敷之方も見分

有之候由、

一今日調練稽古日ニ付

上様昼・夕共ニ御見分ニ被為入候由、

一式日飛脚来月二日被召延候、

九月晦日

一四ツ後罷出御目見仕候、左候て伺事等左之通、

一御馬廻并新番人数人柄聞合方、大脇・肥後江相達置候

処、聞合書差出候付入 御覽候処、伊集院喜之助は御

供目付江、平岡八郎太夫は当御役にて御馬廻之場被仰

付、御国元之節は当役之方相勤候様被仰付との御事ニ

付、右式通之仰出豊後殿江差廻し候、

一野元一郎事江戸可参答にては無之哉、尋候様被仰付候

ニ付承候処、



宰相様御発駕被遊候ハ、御供ニテ出府仕筈之由承候

ニ付申上候処、一郎義は御国元江不罷居候ては、琉球之事情御尋之節不相分候ニ付御国元罷在候様、御供は

伊集院直五郎へ被仰付可然との

御沙汰ニ付、其趣豊後殿江相達置候、

一此節式日便ニテ寺社奉行より、去年問合置候寺々梵鐘

等之調へ一帳、并語性寺江有之候鐘之絵図壹枚、右之

問合御手許江指上置候、

一汾陽彦次郎御納戸奉行被仰付候

仰出、

一友野七郎左衛門御広敷番之頭一篇之勤被仰付候

仰出、

一有川藤左衛門当御役ニテ伏見御仮屋守勤被仰付候

仰出、

一右迫田甚藏江相渡候、

一明日 御登城被遊候旨被 仰出候、御坊主部屋如常

御借受いたし候様以御小納戸承知仕候、則半田嘉藤次

江相達置候、

御庭方

中原 猶 介

句読師

海江田彦之丞

十郎二男

江夏壯七郎

右は學問并蘭學稽古方として出府之願有之被成御免候  
由、豊後江駿河殿より御問合有之候、

一 鑄銀 壹ツ

右は伊地知三左衛門札内辰藏と申者、御船久榮丸水手

として喜界嶋にて滞嶋、医師中村玄齊相中にて米六石

八斗ニ買入候由にて、今度駿河殿より豊後殿江向被差

登候ニ付、御手許ニ差上候事、

十月二日、晴

一 常之通致出勤候、

一 今日三原藤五郎罷出候、

一 四ツ後被為召候ニ付罷出候処、差上置候今度飛脚より

相届候問合等御渡被下候、左候て船造立ニ付拝借之御

家老衆より之問合有之候、是は事替候得共、先跡之事

訓導師

久保田新次郎

ニ可被遊との

御沙汰ニ候、

一 染川喜三左衛門御役替伺有之候得共、未早くと思召候

ニ付、是も跡へ御廻シ可被遊との御事ニ候、

一 永吉両隠居座敷内ニ被入置候処、

篤君様御内実は御兄弟之御事ニ付、此節之御一条御恩

赦被仰付候ては、何様可有之哉之旨、駿河殿より豊後殿

江御相談被申越候得共、何分返答ニ困との事承候ニ付、

御問合御指、出被下候ハ、夫を入 御覽、猶又口書を以

可申上旨相答置候申上候処、

御前ニも右通 思召被為入候付、今度御一条ニ付ては

御恩赦可有之哉承申上候様被仰付候ニ付、奉畏若御恩

赦調之伺無御座節は

思召を以被

仰上候て御宜哉ニ奉存候旨申上候処、其通と 御沙汰

被遊候ニ付、豊後殿江以書面申上越候、

一 崎元休右衛門事、小瘡相煩急速全快之程も難計と医師

申候由、就ては御国元江罷下り養生仕度との事、当詰

御断之願書、御家老方より被差出候付入

御覽候処、被成御免候との御事ニ付、左候得は跡差支

申候故、川上孫太郎事来春出府之筈御座候得共、直ニ

出府被仰付度從豊後殿伺ニ付申上候処、伺通被仰付候

間、山口喜三右衛門へ相達候、

一 染川喜三左衛門転役之伺有之候処、余り早きとの 御

沙汰ニ付、右之義も山口喜三右衛門江相達候、

一 船造立拜借之義、先不被遊 御沙汰との趣御書取承知

仕候付、是も右同人江相達置候、

一 梵鐘調へ方之義ニ付ては、当分召置候様ニとの御事候

間、其趣寺社奉行江為問合候、仁左衛門首尾也、

一 平岡八郎太夫事御馬廻之場被仰付候、就ては当分通此

御屋敷被召置被下候様、極内伊東正兵衛江申候由承候、

左候て新番忝人不足いたし可申候間、大迫源十郎か新

納十郎か之内当御屋敷江詰被仰付被下候様、是又平岡

より内々正兵衛江為申由承候ニ付申上候処、兩人共同

通被仰付候、

一 当年は干粕別て沢山出来ニ付、掛り御徒目付江骨折被

成下度趣、早川務より山田壯右衛門迄申越候由、就て

は務申談見合を以骨折為戴候様、名越彦太夫江可申越

旨被仰付候付、今日便より問合いたし候、仁左衛門首

尾也、

一 御右筆頭

肝付壯右衛門

一 御右筆

野崎次郎

一同見習

川田彦五郎

右之通被仰付候 仰出、山口喜三右衛門へ相渡ス、

一 琉球表へ被仰付置候蒸氣船之義、兎角琉人共御請申上

兼候付、右問合之趣入

御聽置候旨、琉球江返答いたし置候様被仰付候間、山

口喜三右衛門江相達置候、

一 明三日阿部様江御内用之儀ニ付被為入御逢被遊度との

趣、今夕半田嘉藤次御使相勤候処被遊御承知、夕は玄

猪ニ付再御登 城被成ニ付、御登城前四ツ時迄ニ被遊

御出候ハ、御逢可被遊との御返詞被為在候段、右同人

首尾書を以申越候間、則御殿江差出当番以御小納戸差

上候、

十月三日

一 今朝五時早目御供揃被仰出候得共、五ツ時過御出にて、

御掛合通阿部伊勢守様江被為入御逢被遊候由にて、九

時比被遊

御帰殿候、

一 明四日於大圓寺

廣大院様御十三回忌御法事ニ付、四ツ時御供揃にて可

被遊 御參詣候旨被

仰出候ニ付、 御出之 仰出御家老座江差出させ

候、

十月四日、晴

一 今日大圓寺 御參詣之筈候処、少々御風邪氣ニ被為入

御出御延引被仰出候ニ付、則豊後殿并芝同役方江申遣

候、

一金五百両

右は 富印御用として玄碩より相請取、山田壯右衛

門へ相渡ス、

一 右同三百両

右同断にて右同人より請取、御用部屋江納置、

一 八時過罷出御目見仕候て何事等左之通、

一 廣大院様御法事ニ付、

太守様御參詣御比合御伺之書面、并

宰相様御代拜として南部様被成御出御伺、且

宰相様より御高割之外御献備之御伺書御留守居より出

上り候由、蓑田傳兵衛より差出候書面三通入

御覽候処、思召寄不被為在候付相廻候様、有馬仁左衛門江相渡候、

一南部様御代拝ニ付ては、

御前源壽院江御立寄被為在候ハ、南部様ニも被為入候様、左候ハ、御先番ニは不被為及段も、御留守居を以申上候様可仕哉奉伺候処、御面働之御事候得共、そふなければ成間敷との

御沙汰ニ付、左候ハ、其趣南部様江申上相成候様可仕旨申上置候、

一此節福嶋半次郎交代にて出立ニ付、是迄致精勤殊ニ困窮成者ニ付、当人より之願ニは無之候得共、安田助左衛門出立之砌は百兩被成下候付、御相談可被成との事にて伺書相請取候付申上候処、其様成事にて宜との御沙汰奉伺候、

一御入御当日数多之人足入込候間、為見締人足頭而三人可被遣候ニ付右之者入置候処、御手当有之候様番之頭鈴木莊五郎殿・池野勇一郎殿より被相渡候書面入 御覽候処、至極宜との 御沙汰ニ御座候、右書面は差返し候様有馬仁左衛門へ申聞相渡候、

一昨夜致出府候由にて、吉村助作・横山慶左衛門罷出

御機嫌伺申上之、

一先便福崎助八江蕃錢都て差登せ候様申遣置候処、今日相届候

十月五日

一四ツ後奥江罷出御目見仕、左之通入

御覽候処、都て伺済ニ相成候、

一御入城御当日御先詰并御供ニ被相越候御留守居初御仕向之伺式通、

右は豊後殿へ差出候、此通被仰付候間御留守居江御下ケ被下候様ニと、口達を以申上候、

一大野丹次嫡子吉太郎事、御鷹匠見習被仰付候事書之仰出、豊後殿へ相渡ス、

一廣大院様御法事ニ付

太守様

宰相様より御献備御伺済ニ付、猶又奥より差出候草稿、大迫藤十郎差出候付入

御覽、則右同人江相渡候、

一御門前之寺之門直し方之義、早川五郎兵衛より申上候

趣有之、就ては相応ニ及御入価候ニ付、門は本之通ニ  
て、墓所之分不見得様さへいたし申候ハ、何様御座候  
哉、其通ニて何も

御前には少しも御構不被為在との

御沙汰ニ付、其通五郎兵衛江相達置候事、

一 福嶋半次郎近々出立ニ付、骨折として三十両可被下哉

之同有之申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、朱書入

伺書豊後殿江相達、書面も相渡候、

一文政十二丑年

一 御使番

一文政十三寅年二年目

一 御鉄砲奉行

天保三辰年三ヶ年目

一 町奉行格

文政十三寅年

一 御使番

天保三辰年三ヶ年目

一 御鉄砲奉行

天保六未年四ヶ年目

一 御留守居

嘉永六年丑より四ヶ年ニ相成

帖佐彦左衛門

一 御納戸奉行

染川喜三左衛門

右 襄田傳兵衛より拙者為含と申候て差出候事、

十月六日

一 廣大院様御法事

御参詣ニ付、御先例之通御膳差上可申哉源壽院より伺

出候付、急速被仰渡度旨半田嘉藤次より申越候ニ付、

当番岩元太右衛門を以奉伺候処、何様とも宜との

御沙汰被為在候由致承知候、御手当有之候様今朝半田

嘉藤〔次脱乙〕・西筑〔次脱乙〕右衛門へ宛申越候、

一 福崎助八より為差登候蕃国金箱共、重久玄碩江引渡し  
候、

一 熊野御拜借金当月迄ニ付、御月延之願昨日差出候由、

脇田仁兵衛より首尾書差出候、

一金三千両

右は御趣法方江

一同八百拾九両壹歩

右は御国元金山方江御内用方御取替有之候ニ付、右之通爰許定式統之内より御国元江差下し候様、右ニ付本行之金子は御趣法方へ召仕候様被仰付、重久玄碩より御金相請取候ニ付、蒲生郷右衛門江向ケ差廻し候、

但右之趣は三原藤五郎江相達、同人より豊後殿江致

披露、大坂江本行之義は豊後殿より御問合相成候

様三原藤五郎へ口合置候事、

一金七両貳歩

右は水戸様より日本史御賞ニ付、右之通為持取ニ遣候

事、

一四ツ後奥江罷出御目見仕、御目付并御広敷番之頭江被

差出候表御広敷向席割之絵図式枚入 御覽、半田嘉藤

次江相渡候、

一廣大院様御十三回御法事ニ付増上寺江御立寄被為入、

南部様ニも御同様ニ付、半田嘉藤次江相達置候、

一白井太郎三他所縁組伺入

御入、御家老座へ相下ル、

一早川五郎兵衛方江相下ケ置候大元丸引方ニ付、致入札

候新銭座住居之者外二三人之間合相濟候ニ付、入御

覽候処、前兩人は不宜候間、跡三川嶋の者控置候様被仰付、藤五郎へ為見置候、

十月八日

一今日四ツ時御供揃御出ニて源壽院江被為入、御長御召替被遊候て、 方丈

廣大院様御牌殿江 御拝被遊、再源壽院江被為入

御召替之上被遊御立、八ツ過澁谷御屋敷江被遊 御帰

殿候、

一南部遠江守様〔鷹嶺、八戸藩主〕ニも

宰相様為御代拝源壽院江被成御出候、御先番等は此御

方より兼相勤候、

一源壽院ニて

御二方様共御二度御膳被召上候、御膳所より相廻候、

但御先番人数御賄之義は御膳所仕出し重詰ニて候、

御供方は毎も之御弁当被下候、一身已下下行被下

之、

一源壽院より 御菓子進上有之候由

一源壽院江 御目見被仰付候由

十月九日

一四ツ過奥江罷出御目見仕、伺等左之通、

一伊東善兵衛事御細工奉行にて寺社方取次之伺書通

一種子田市兵衛長崎御使者之伺

一新番并中小姓来春

御下国御供被仰付候名書を以同書通

一高木主水正様より此節道造之義被仰渡候処、御屋敷ニ

五間三尺程御座候付、御序ニ此御方より御造立（イマ）為被下

度御願之書付書通、

一井上左太夫殿組屋敷前通百姓受持之場所も有之、全体

右之道筋は百姓作場道と申所にて、車留之場所ニ御座

候処、堀田備中守様より車通し具候様御頼ニ付差通し

候処、先年寅年此御方様御普請ニ付車通し具候様御

頼ニ付、右之振合を以差通、尤道悪く相成候ハ、御取

繕被下候間、此節も御取繕被下候様ニとの趣、絵図面

相添惣代之者より御留守居方江差出候書面、右六行入

御覽候処、都て御都合能何済ニ相成候ニ付、伊東正兵

衛（老方）へ相渡、御家来座（老方）へ被差返候、

一西郷吉兵衛事、御発駕前迄は当分通御庭方江召置候様、

野村與一郎事は、川越は前以首尾之義も有之候ハ、其

節御庭方相放、其節谷村十右衛門事御庭方務にて中小

姓にて罷登居候ニ付、本之通御庭方江為勤候様、尤当

人事来年迄相勤宜と申事之由拾より申上候間、右取計

候様被仰付候付、則右之趣伊東正兵衛を以御家老座江

為相達候、谷村江は此涯内達は有之可然段も、同人を

以御家老座江（連方）為通置候、

一百姓地之処近々御願済ニ可相成候間、下地之分は仕合

方有之宜との趣山崎拾より承候、

一御屋敷向之百姓地、仮木屋建候場所之義も不遠可相済

候間、其内是又下地はいたし候様右同人より承候ニ付、

右式（イマ）桁之義重久玄碩江相達置候、

一道作りニ付ては、御屋敷之車裏御門より出入有之候様、

表通融は差留具候様拾より承候ニ付、森川孫太夫江相

達置候、

十月十四日

一四ツ後罷出御目見仕候て、被仰付置候水野土佐守様之

御領新宮へ、田中仁右衛門・永井清左衛門其外山師之

者共被差越候節、何篇御手厚御取扱有之候ニ付、御仕

向之儀取調へ入御覽候、

一松平阿波守様江御国内深浦江大元丸致漂着候節、御修覆等ニ付ても段々御手厚被成進候ニ付、御仕向并被下向之取調へ書入 御覽候処、右御所様江之御仕向等伺通相済候、

一御留守ニ被為成候ハ、御徒目付之義は格別御用も無御座候得共、御側役被召置候ハ、取締向申渡候人も無御座候間、宍人可被召置哉、其義ニ御座候ハ、御国元江罷在候者は皆初旅之者ニ付、野村與四郎被仰付、御下国中は御庭方兼務被仰付何様御座候哉申上候処、何れ宍人は不召置候ては相成間敷との 御沙汰にて伺通被仰付候、

一先日橋口今彦差越、先度高輪江地震御迎之御小座被召建候義御委敷難方迄も御廻し被下、其表御国元江申上越、尤銅瓦にては何様可被為在哉、乍去御場所は御十分無御座段申上越ニ相成候処、地震之御座は御取止にて、御休息を銅瓦葺いたし候様被仰付越候ニ付、其段私迄申置との事ニ付、是亦達 御内聴置候、一表御門結構ニ御成就ニ相成申候、就ては馬荷并不淨物等差出申候ては疵も付可申候間、塵出し御門を御門外之脇ニ御取立相成申候ハ、何様可被為在哉奉伺候処、

公義之御都合何様可有之哉被仰付義ニ御座候ハ、御留守居へ申談可仕旨申上候処、其通いたせとの 御沙汰ニ御座候ニ付、粗は西筑右衛門江口合置候、一黒川氏より日下部伊三次江、此節

御一条ニ付御用頼等及混雜候段、以書面被申聞候由にて、山田壯右衛門処伊三次參、右書面等差出候由にて山田より被入 御覽候由、就ては御内定ニ相成居候御留守居様御初御仕向手寄を以承候との趣にて、黒川氏存寄承候方可然との 御沙汰も被為在候付、右取調へ書書写し壯右衛門江相渡候、

一御入城御当日は 御前様よりも御軽く御仕向被為在候哉奉伺候処、夫ニは被為及間敷との 御沙汰ニ付、先年有馬様江姫君様被為 入候節、晴雲院様より御仕向被為在候筋相見得申候段申上候処、左候ハ、有之候方宜との 御沙汰ニ御座候、

十月十六日、伺等左之通、



一 御前様

篤君様より御先詰并御供ニ被罷出候御人数江御贈物之  
取調へ書忝通、伺通被仰付候、

屋敷御改為見分  
被差越候

諏訪庄右衛門殿

一 昨十五日屋敷改役被差越、外通百姓地御拘之場所見分

一同貳百疋

相濟候ニ付、右江付添候者共江之御向調へ書山崎拾よ

一 料理代百疋

り申出忝通、是も伺通被仰付との御事ニ候、

右付添用人

一 木藤宗之丞、法元太郎左衛門、来巳年 御下国御供可

鷲頭藤左衛門

被仰付哉奉伺候処、伺通被仰付との御事ニ候、

一同五拾疋ツ、

本文 蓑田傳兵衛へ

右供侍

一 岩下佐次右衛門御在府御刀番被仰付候哉奉伺候処、右

式人

同断、

一 錢貳貫文

一 御入城御当日御広敷江被相控候御人数江御料理等被遣

但壹人ニ付貳百文ツ、

候義ニ付、広間のミニては行届兼候間、表御小姓差引

右鑓持已下

被仰付度との趣豊後殿より伺忝通、右は罷出居候方宜

拾人

との 御沙汰ニ付、伊東正兵衛を以御家老座書役勤蓑

一 金子三百疋ツ、

田傳兵衛へ為達候、尤書面も右同人江為相渡候、

屋敷御改

一 昨日於御城阿部様江御逢被遊候ニ付、御挨拶之御使相

西尾寛一郎殿  
根來五左衛門殿

勤候様被仰付候付、御届有之候ニ付御首尾申上置候、

一同百疋ツ、

一 金子五百疋

西尾殿用人

一 御料理代金貳百疋

式人

諏訪殿用人

一人

根來殿用人

式人

一丹後嶋 式反

一金五百疋

一御料理代金貳百疋

岩崎半藏

一金百疋ツ、

一料理代金五拾疋ツ、

澁谷村年寄

茂太郎

十郎兵衛

一料理代五拾疋ツ、

右同所村役人

三人

御鳥見

原 金次郎殿

一金子五百疋ツ、

一御料理代金貳百疋ツ、

御鳥見

黒野源左衛門殿

永井二郎殿

米良庄藏殿

一金子貳百疋ツ、

一料理代金五拾疋ツ、

御場肝煎

鏑木金吾

右は澁谷御屋敷内御拘屋敷、御借地之分地所御振替地

ニ御願立有之候筈ニ付、為内見分右御役々被差越候ニ

付、為御挨拶被下方有之候様奉存此段申上候、以上、

但御料理之義は当日被差出之筈候へ共、依御内話料

金ニテ御廻し相成候義ニ御座候、

辰十月十五日 山崎 拾

十月十九日

本文 御覽濟ニ相成候、

一堀田備中守殿御渡候御書付写卷通相達候間、被得其意

御同席中不残様、無遅滞早々可有通達候、答之儀は先

々從銘々不及挨拶、各より伊澤〔政務〕美作守江可被申聞候、  
以上、

十月十七日

大目付

松平薩摩守殿

松平安藝守殿

右留守居

一備中守事外国御用取扱被 仰付、当分之内月番は被成  
御免、海防月番は一手ニ引請取扱、御勝手月番之義は  
是迄之通相勤候様被 仰出候間、諸向よりは迄海防月  
番江差出候諸伺届書等、向後備中守江差出候様可被致  
候、

右之通向々江可被相達候、

十月

十月十八日

一金三千五百両玄碩より請取、内六百両壯右衛門江渡、  
亦三百両は御用引扱、残りは都て御側御用人江相廻候、

十月廿日

一明日初建御道具御廻しニ付、諸向御手当も有之候ニ付、

暮時迄相詰候、

一禁裏御拝領之御品入御長持ニ給符御用可被遊哉之旨、

御留守居より伺之書面、御家老座より被差出候付達

御聴候処、伺通被仰付候付則書面相下ル、

給符左之通、

禁裏より御拝領品

一明日は御道具初て御廻しニ付、奥表御酒御取肴御賄可  
被成下旨被仰出候ニ付、懸之向罷出候様御家老座へ申  
出候、

一御道具御廻之儀明廿一日御廻しニ相成候様、先達大奥  
より御差図御座候ニ付、御廻しニ相成可申との趣を以  
書付ニいたし、御留守居より阿部伊勢守様江御届申上  
候方ニも可有御座哉、又明日御廻し相済候処にて阿部  
様御届申上候様可仕哉、御留守居より相伺候付申上候  
処、伺通被仰付候間、則西筑右衛門江相達候、

十月廿一日、今晚迄雨降にて候処、夜明前より空相

晴快晴ニ相成候、

一今朝晩半時揃にて同刻前より致出殿候、

一 禁裏より御拝領品初御長持式拾六、御簞笥九、鈞台十五、合五十、五ツ時前より御式台前より差出置、五ツ時少し過表御門より御繰出しニ相成候、右御行列立は別帳ニ留置候、

一 御繰出し相成候上、豊後殿御用部屋江被罷出御祝義被申上之、

一 初て御道具御廻しニ付、御酒・御吸物・御取肴御賄被下之、

一 御近習通之御役々於座御祝被申上候、

一 御道具ニ相付候御留守居初御目見以上熨斗目、足輕は羽織袴、

一 前田筑前守罷出、六ツ時表御門御清メ有之、御供物も有之候、略ス、

一 松平美濃守様江御書被進候付、長崎助左衛門江相渡ス、

一 清水源兵衛困窮ニ付、弟養正より極内御内訴申上候趣有之候付、養正御取替を以同人江金廿両引渡候処、式日迄格護致置具候様承候ニ付、正兵衛へ一往相渡預置候、

一 壹部金三百両

右は

君様御方御用として玄碩より御用部屋へ為請取候、一重陽之 御内書并御切紙、豊後殿より中小姓を以被相廻候ニ付、仁之助へ為持候て八郎江為相渡候、

十月廿二日

一来ル廿五日御廻しニ相成候

君様之御道具、

上様被遊御見分候ニ付、御跡にて北小路并豊後殿拜見被仰付候、

一 今日より先日御国元式日相届居候間、問合等入

御覽候様伊集院貞より致承知候ニ付差上置候処、愛之助を以御下ケ被下候ニ付、都て伊東正兵衛江相渡、御家老座江為差返候、

十月廿三日

一 今日四ツ後奥江罷出、同等左之通、

一 御広敷御用人江川上四郎兵衛を伺ふ伺通

一 御目付江鈴木彌藤次并小森新之丞式人之伺

右小森之義ニ付ては、豊後殿御存寄之義も有之候処、尤ニ思召候、乍去鈴木は伺通にて、小森之場は田中七

右衛門江被仰付候との 御沙汰被為在候、

一金山奉行禰寝孫兵衛を伺并産物方江橋口次兵衛を伺有之候処、豊後殿御考ニは橋口は老人ニ付、禰寝を被仰付候ては何様可有之哉、左候て金山奉行は松岡十太夫を被仰付候方何様有之哉と承候ニ付、其趣申上候処、其通御承知被遊下候ハ、松岡は道奉行御役替にて、金山奉行勤被仰付との御沙汰被為在候、

一御使番伺之諸家様江御返し沙汰之義、伺之通被仰付候、一名越彦太夫より申越候御手綱方致出精候ニ付、品能被仰付被下度早川務より申出候由にて、河俣新六・久保八郎此両人名前之間合之義ニ付ては、余り年数も無之、又御手綱方逆も近比之義御座候ニ付、何分品能被仰付候義は宜有御座間敷奉存候間、此節骨折被下方之義を被仰付候事故、夫にて宜は有御座間敷哉と申上候処、其通にて宜との 御沙汰被為在候、

一來年頭御式之義、 御逗留ニ付不被遊

御請候筋ニ豊後殿より伺入 御覽候処、伺通被仰付候、一來春 御下国ニ付中小姓御供、今四人不足いたし候ニ付四人被相伺候書付入

御覽候処、伺通被仰付候、

一位田勤左衛門今度出立ニ付、金子三百疋被下候調へ御使番より申出候ニ付、御内輪より千疋被下哉之伺有之、其通被仰付候、

一琉球人立ニ付関船御造立之伺、是は承天丸・萬年丸三艘にて五艘分位は随分可相濟候間、今一往致吟味奉伺候様被仰付候、左候て右之間合御下ケ被下候、

一君様御入城後、海陸両双江懸ケ御国元江御左右申上候様可被仰付哉、左候て奥向御使ニても可被仰付哉之伺申上候処、奥向御使ニは不及との 御沙汰被為在候、

一無御滞 御入城ニ付

近衛家御一統様江御祝義被進候義、伺之通被仰付候、一石見殿御病氣ニ付、御役御断被申出候義ニ付て之御間合御下ケ被下候ニ付、願之通被成御免候間、 仰出 正兵衛江為認候、

一早川五郎兵衛より、御手山方御繰登せ品ニ付、年分船六七艘ツ、御船繰被仰渡申出上通、

右は御当地にて払船有之、式百余にて修覆いたし候ハハ、四百少々余ニ可及との趣山崎拾より被遊御聞、華田喜三左衛門江吟味被仰付候処、新規御造立ニ相成候ハ、千両位ニも及可申、就ては余程最易有之候と申候

由、外ニも八百兩位いたし候艘も有之候由 御内話ニ

御座候ニ付、右之趣も相添、豊後殿御出殿無之候故、

書役山口喜三左衛門へ相渡候、

一御手山方付役無之候ては不取締ニ付、兩人被仰付度同

人申出ニ付達

御内聽、山口喜三左衛門へ相渡ス、

一御広敷御用人江御役替

川上四郎兵衛

一御目付へ御役替

田中七右衛門

一 道奉行ニて金山奉行勤へ

松岡十太夫

一御目付江右同断

鈴木彌藤次

一石見殿病氣ニ付御役免之願有之、願之通被仰付候趣

右之通 仰出山口喜三左衛門へ相渡ス、

一産物方掛

彌渡孫兵衛

右は事書之 仰出

右も喜三右衛門へ渡ス、

御手山方御産物追々被差廻御壳捌ニ相成事御座候処、

是迄は日州表御米積船等之序、且は大砲被差廻候節、

御繰登せ相成候位にて、繰計之義ニ御座候処、追々御

産物品開立候様取扱可仕旨被仰付、艘木其外之品々於

御当地御壳捌之義御届済ニも相成、其上築地江御産物

御囲場被仰付、於同所入札等之取扱も仕候付ては、諸

品多分御繰登せ無之候ては、邂逅右通被仰付候詮も無

之事候間、以来壹ヶ年六七艘ツ、被究置、是非御船繰

を以御差登相成候様被仰付度義と奉存候、左様御座候

得は於御当地捌方宜敷品、又は捌兼候と申品も可有御

座候付、夫等之處は時々之景氣精々承繕、御趣法掛御

用人江申越候様可仕候間、応其時宜御繰登取計候様被

仰付置度義と奉存候、左候得は自然と御産物も開立、

永統御利益罷成可申哉と奉存候、孰ニも諸品可成丈ヶ

余分ニ御差統無之候ては、氣合能入札等仕候ものも毎

々品切ニも罷成候得は、競ひ後れにて不景氣成立候は

案中と奉存候間、是非共年々六七艘位ツ、は御差統有

之候様被仰付置度、左候得はおのつから往々御利潤相

増可申儀と奉存候、此段申上候、以上、

辰十月廿一日

早川五郎兵衛

御兵具方足輕

三人

右は御手山方御産物御売捌之義、追々開立候様被 仰

付、築地江御囲場被仰付、於同所入札等取扱候ニ付て

は、入札人等差越品々見分ケ方且納屋出シ入、品ニ寄

儀作又は手入等不致候ては、夫形御売捌不相成品も有

之、輕きもの共江相任せ取扱為致候ては、自然不取締

之義も有之、猶追々品物御繰登せ取納方之節も、取馴

候者召付置不申候ては旁御用弁不仕候付、御手山御産

物方付役と申名目にて右之通被仰付候得は、別て御用

弁も可仕と奉存候、此段申上候、以上、

但申出候通被仰付義ニ御座候ハ、人柄之義は物頭

江問合申付候様可仕候、いつれ往々多端之御用向

骨折取扱為致候付ては、外ニ振合を以苦勞銀被成

下候様奉存候、尤兼て櫻田御屋敷江被召置度儀と

奉存候、

辰十月廿一日

早川五郎兵衛

来月十一日

篤君様御入 城ニ付ては、別て御用多御混雜之御事

候付、是迄

大奥江相勤下宿いたし候者、其外惣女中身寄之者、来

廿六日より

御上り相濟迄之間 大奥は勿論、部屋方江差通し候

義一切不相成候条御年寄江相達、惣女中ニも奉承知、

専表使見締行届候様可被相達候、

但遮て無扱用向有之、不致參上候て不叶訳も有之候

ハ、其段御側役江申出、差免候ハ、御年寄・表

使江引合可被差通候、

右之通被 仰付候事、

十月

十月廿八日

一 今日四ツ後奥江罷出御目見仕、左之通伺事等仕候、

一 駿河殿より豊後殿江以自書申越候、

宰相様御參府ニ付御家老被召附候義、弥御供被仰付事

候ハ、御自分奉願度之趣被申越候間、内々私江御相談

と被仰候ニ付御内慮奉伺候処、右通被仰付ては御着城

涯何も不相分、尤御家老御供之義は御好不被遊候付

宰相様御免之程いか、と 御沙汰ニ付、左様御座候、  
駿河江豊後より何とか返答不致候ては相済間敷存申候  
ニ付、被申越候趣御尤ニ候得共御先例も無之事故、先  
只今通りにて宜は無之哉など、及返答申候ハ、何様  
御座候哉申上候処、夫にて宜との 御沙汰ニ付、右  
通之義ニ付程能御返答被成可宜哉ニ存申候と、豊後殿  
江申上置候、

一新番差支候由ニ付、表御小姓之内より四人差寄伺有之  
候得共、当務差支ニも及可申候間、先式人被仰付候て  
何様可有御座哉と申上候処、其通被仰付候ニ付、正兵  
衛江申聞候て御家老座江為達候、

一養正・玄悦より申出候奥医師被仰付度との名前入  
御覽候処、猶又養正へ御尋可被遊との御沙汰にて、書  
付 御請取被遊候、

一伊集院藤九郎御国元出立之御御取替申出候由之処、近  
比仰渡も有之、其上御在金も無之候ニ付、江戸にて可申  
出旨及返答置候旨、名越彦太夫より申越候申上候て、  
三十両此涯御取替被仰付被下度申上候処、御許容被遊  
候ニ付、則藤九郎江引渡候、左候て以後奥向出立之節  
は何様心得可然哉、何分其辺之事迄も致承知度名越よ

り申越候ニ付申上候て、是迄は御納戸五拾両位迄、奥  
御小姓・奥御茶道杯は三十両位御取替被仰付候間、其  
通被仰付候ハ、以来取極置申上候処、伺通被仰付候、  
一青山了節義病氣旁ニ付金六十兩御取替、名越迄申出候  
由にて、願書等同人より相廻し候付是又入 御覽候  
処、又かとの 御沙汰ニ付、余り繁く之事ニ御座候間、  
此節十兩計御取替可被仰付哉と申上候処、其通にて宜  
候付、決て親之考も不宜候との 御沙汰被為在、来正  
月は表へ差出候様ニとの事迄も承知仕候ニ付、左様御  
座候ハ、矢張表御小姓は奥へ引鉤申候ニ付、寺社方、  
御勘定方之間可申上旨申上置候、

十月廿九日

一今日三度目御道具御廻シニ付、暁七半時より致出殿候、  
五時ニ御繰出し相済、今日は別て之快晴、御都合宜候、  
一八ツ時余程前御道具無相納候平川口より之御左右、早  
川五郎兵衛より申越候、亦夕刻早川より御道具へ付添  
候御役々御料理頂戴、并白銀御留守居より持人迄頂戴  
被仰付候段申越候、一々御小納戸より達 御聴候、  
一今日式中急、鯨嶋覺兵衛外ニ足輕言人被差立候、



一四ツ後奥江罷出御目見仕、馬場早目出府被仰付度御国元同役江之

一伊集院藤九郎御刀番被仰付候義、直ニ仰出を以奉伺候処、伺通被仰付との御事ニ付、伊藤正兵衛を以御家老座へ為相廻候、

一近衛様江被進之御書一通、

一宰相様江被進候御書一通御渡被下候付、鈴木喜之助へ相渡、毎之通又箱入付封方、たし差出給候様申置候、無間出来候ニ付、

近衛様へ之御書は京都御留守居へ向仕出ス、

宰相様江之御書は御家老座へ正兵衛を以為指出候、

一金三百兩

右は錫御壳上ケ一条ニ付、長岡兵馬并高橋周輔、鉄ヤ久右衛門等御世話申上候ニ付被下方として、玄碩より請取早川五郎兵衛江相渡、銘々取分取仕立方之義は、早川方にて取計候賦也、

一金廿兩

右は表御門受負之事候得共、結構ニ出来上り、其上乘り最易格別御蔭も無之程之義候付、右之通為骨折可被成下哉、伺濟ニ相成候由玄碩より申出候ニ付、同人江

御内用方之内より相渡候、

十月晦日

一金五百兩

右之通玄碩より相請取山田壯右衛門へ相渡候、

富印御用ニ付て之金子也、

一今日は美濃守様訓練場不凶御出之由承候ニ付、早速罷出候処、疾ニ被為入候ニ付御挨拶等申上相詰候処、夕刻

太守様にも被為入候、相濟候て御茶屋江被為入候、御

雑煮不御取敢被進候、暮少し過御立ニ相成候、畢て

御前にも御引入被遊候、

一金五百疋

右は入江駒之丞炮術之師範家大風ニ被吹破候由ニ付、外門弟よりも合力有之候故、右之通被仰付被下との御事ニ付、差出呉候様山田壯右衛門より承候ニ付、伊東相達為渡候

十一月朔日

一今日 御登 城被遊候、八時前被遊御帰殿候、

一今日

富印様御方江

太守様

御前様其外御子様方御招被遊候由、

一篤君様より御城代初御側御用人・御側役其外奥向江、

御酒、御取肴頂戴被仰付候、

一今日阿部様より御家老中御呼出ニ付、豊後殿被罷出候  
處、

篤君様近々御縁組被仰出候御内意御書取、渡邊惣兵衛  
を以被相渡候由、右は御直渡之筈候得共、御退城より  
直ニ講武館江被為入候ニ付、御直渡之筋ニ相心得候様  
ニとの趣ニて候由、豊後殿被罷出被申出、書面も被差  
出候ニ付則入 御聽候處、山田壯右衛門を以被相下、  
奥江も早々申上候様 御沙汰之由承知仕候ニ付、直  
ニ梶原清右衛門へ右書面相渡被申上候様相達候處、無  
程申上相濟候由ニて書面被致返却候、

一金式百兩御内用方として御趣法方より相廻候、

十一月二日

一金子貳百足

御徒頭 壹人

一金百足ツ、

御徒 四人

右は御道見分として参候由ニて、茶、たはこ盆のミニ  
ては相濟間敷候間、御料理ニても被遣候方宜は有之間  
敷哉と永田正兵衛申出候ニ付、其通被遣候事、

十一月三日

一八ツ後罷出、左之通同事等仕候、

右善朴跡御用御頼江

御用頼  
平井善朴

御用御頼江

中通り  
村山清林

右清林中通り江

并御出入  
岩原幸伯

并御出入之義追て吟味仕可申上との事、右之通前田久  
盛より願出候由、半田嘉藤次より御内慮伺候との事  
ニ付申上候處、榮格悴は当分何かと御尋御座候ニ付、  
承り申上候様可仕旨申上置候事、

一 御家老衆より被差上候御当日之次第并御手当二冊、且御内輪次第入

御覽候処、宜との 御沙汰ニ候、乍然御伺ニ不相成候

て不相濟分は書付差上候様、左候ハ、御当日鶴殿殿江

御沙汰可被遊との御事ニ候、御留守居より相伺候と却

て返答六ヶ敷との

御沙汰も被為在候、

一 廣大院様御先例之通唐御調文可被仰付哉之伺有之、申

上通被仰付候、

一 表御門御造立ニ付飾付之義高輪通可被仰付哉、物頭よ

り之申出ニて、申出通被申渡候書面伺有之、伺通、

一 御下国料六千兩之処、不足候ニ付式千兩重被仰付度、

御趣法御用人より申出有之、駈と御分り不被遊候との

御沙汰被為在候、又何ニて及不足候哉と御尋被遊候ニ

付、猶亦糺之上可申上旨申上置候、

一 御内輪御次第之内奥医師御目見と申所、古藤養眞事は

名前不書載候方可然、無左候ては疑可申との

御沙汰被為在候、

一 御用船大元丸引出し方ニ付、三原藤五郎・井上庄太郎・

竹之下覺之丞外中村源八江掛り被仰付候、書面を以奉

伺候処、其通被仰付候、

一金百兩

但御料紙硯箱料

右

宰相様江

一金百兩

但御小篋笥料

右

御前様江

右之通被進御用として重久玄碩より相請取候て、山田

壯右衛門へ相渡候、

一金拾兩

右は金澤生魚御用ニ付為手付召渡具候様、山崎拾より

申出候ニ付相渡ス、

一金式百兩

右は御普請方御用として、御趣法方御用人より差廻し

相請取候、

一金千疋

右は伊勢炊大夫より

天照大神宮之御守札等

篤君様御入城ニ付進上仕度、中山次左衛門迄差登せ候

ニ付、為御挨拶被遣候、

一同千疋

右は御当地迄遙々為差登候御康を以被遣候、

右式行中山次左衛門江相渡候、

三原藤五郎

井上庄太郎

竹之下覺之丞

外ニ

中村源八

右は御用船大元丸引出方ニ付掛り被仰付候書付、能勢

權之助へ相渡、御家老衆へ被申出候様申聞候、

一篤君様御入城御当日

上様御見送之義、追て可被遊

御沙汰旨被仰出置候処、右は御乘輿被遊候処迄御送可

被遊との 御沙汰奉伺候ニ付、右之趣御家老衆方江可

申上旨能勢江申聞置候、

十一月四日

一金五百両

右は

富印御用品御払代として、御用部屋へ重久玄碩より請

取、

一御入城御当日御家老座初明ヶ渡候事ニ付、御用部屋ニ

階江御座被移候義ニ付伺有之達 御聴候、

一太守様御初

御方々様御互ニ御取交し之義、明後六日ニ可被遊哉之

旨、御使番より伺ニ付達

御聴候処、伺通被仰付候、

一御式台前張番所可被召建哉と御家老衆より伺有之、今

日は大奥御客様ニ付重久玄碩を以奉伺候処、宜取計候

様被仰付候付、玄碩同道いたし地所致見分候、

一明五日銀座へ焼被差出候ニ付、御留守居方江手当申渡

候、

十一月十一日、晴

一篤君様今朝五時御供揃にて、御広敷御玄喚より

御立

御出門被遊候、

一御乘輿之処、御留守居・年寄様御先立御輿脇左右、御

広敷御用人・豊後殿ニは御留守居佐野日向守様前御立  
御先立被相迎候、御玄喚庭より

公義より御迎ニ被参候御役々御供ニて候、

一御供御迎ニ被参候御徒頭・小十人頭御目付衆、此御人  
数表控席被為入御逢被遊候、御留守居様其外御広敷向  
之御方々御広敷江被控居候ニ付、是又席々江被為入、  
御目見以上之分被遊御逢候、

一御前御初上一統熨斗目、

一御側御用人・御側役御広敷薄縁江相詰管候得共、御手  
狭ニ付御式台前庭ニ、御用人初より諸士迄御通掛ニ罷  
出候、何れも脇差一本也、

一北小路刑部權少輔殿ニは御見送被致賦ニ付、行列も拝  
見被仰付度願ニ付御門外被罷出候、右ニ相添御留守居  
西筑右衛門罷出ル、此兩人は大小被帶候、

一御門外ニ御目付咄人、横目咄人為見締罷出候、

一御門番人蔭へ引入候事、

十二月十一日

一今日より出勤いたし候処被為召御目見仕候処、御家老  
衆欠跡被仰付候人柄之義ニ付御沙汰被為在候ニ付、存

寄申上候処、左候ハ、豊後へ申せとの御事ニ御座候、

一先日藤五郎江御金繰考給申上候様被仰付置候ニ付、当  
年中之処得と相考可申上旨可申聞旨被仰付候、

一長崎ニて別段御売捌ニ相成候薬種代、凡壹万余も有之  
候付、

宰相様御参府料御用候得共七千位之由候得共、御国元  
江無之由ニ付、右薬種代之内より差下し候て可宜との  
御沙汰奉伺候、

十二月十二日

一金百両

右は毎年之末御用部屋より被進有之、右之通御廻し申  
上候事、

十二月十三日

一今日

篤姫君様へ御結納被進被為済候御祝義ニ付、前広御廻  
達有之候付、五時御供揃にて

御登城被遊候、

但御召服之儀は無腰又は腰明御熨斗目、御勝手次

第と有之候ニ付、無腰御熨斗目被遊候、御刀番も御服ニ準し候、

一右ニ付御城江御先番之奥御小姓は、腰明熨斗目着用いたし候、

一徳尾藤左衛門より差越候紅花代之総帳五冊、右へ相添問合、

一豊後殿より請取置候肝付清右衛門より申出之紐ヤ利七外式人之御引揚金旁ニ付、片付方相伺候一紙、

右式行文箱ニ入付、以八郎御手許へ差上候事、

一姫君様へ寒中ニ付御献上之御目録御覽相濟候、

一金五拾兩

右は三惠庵家造立受負料之内として玄碩江相渡候、

一金百兩

右は昨十二日

隨眞院様へ被進御用として芝江申遣置候処、郷右衛門より右之通相廻候、

一金百兩

右御内用上りとして差廻候様郷右衛門江申越置候処、今日差廻候

一金五百兩

右は阿部様江被進候半方にて、此御方江御預りニ有之候処、被相廻候様

聰徳院様御沙汰之由にて、菊乃より山田壯右衛門迄申越候由にて同人より申越候趣は、先日麻布より御預り申上候御金と一緒ニ入付、良節ヲ以御金蔵江入置候間右之分同人より請取、御草り取ニても為持遣呉候様申越候ニ付、直ニ御草り取金兵衛へ為持山田壯右衛門へ遣候て、跡之御預り金は本之文箱ニ入置、拙者致切封又良節へ相渡し、本之通御金蔵江入付置候事、

十二月十五日

一今日御登 城被遊候、

一御掃殿之上御目見仕候て、登殿御家老、龍衛殿大目付、出雲殿若年寄被仰付候儀相伺候候、御前ニは思召寄不被為在候ニ付、豊後殿江右様申せとの 御沙汰被為在候、御同人江相達候処、右之通被仰付被下候ハ、難有との御受ニ付、御首尾申上置候、左候て今一人は若年寄は不被仰付候処、右は準見ニては何様可有之哉と先達て直記へ 御沙汰被遊候由承置候ニ付、猶又豊後殿江引合候処、右は江戸詰杯も出来間敷哉、就ては

此間 御沙汰ニは、吉利仲事最早何も無之候ニ付、

何ニても被仰付宜との御内話も被伺居候付、仲ならハ

可御宜との趣も承候ニ付申上候処、仲ニ候得は其上も

なき事候得共、右は何れ美濃守様、阿部様江被仰談候

上ならてハ不宜候付、若年寄之儀は思召も被為在候ニ

付追て何分被仰出答候旨、御国元へ申越置候様ニとの

御沙汰ニ付、其段も豊後殿へ相達置候、

一伊集院藤九郎事、来年十人賄料被仰付候年数ニ相成申

候間、可被仰付哉と奉伺候処、伺之通被仰付との御事

ニ御座候、

十二月十九日

一金千両

右之通玄碩江相渡、同人を以

御手許江差上候事、

一伊藤宗益殿江被遣候金子、此御殿江預置具候様玄碩へ

被申候処、今日右同人都て相請取候、

一金百八拾

右は上野江御差出置之利金ニて、西怡持参いたし候由

ニて玄碩より入

御覽候処、御用部屋江為渡との 御沙汰被為在候由

ニて、菊池藤助より請取候、

一御台様より今日御使古山 マ を以、御内祝被為済候

御廉ニて御拝領被遊候、今日 御登城ニ付御名代御先

手稻葉金之丞殿御頼ニて御引請有之候、

但御退城後ニ相成候ニ付、御疋積氣〔積カ〕ニ付御断と申御

廻勤之御口上書ニて候、

一御料理は前以より御断ニ付持出ニも不及候事、

一御先例は御門外迄御出迎之筋ニ相見得候得共、御広敷

番之頭御使之節も中御門内迄御出迎被遊候付、右通押

付候との 御沙汰被為在候付、豊後殿并御留守居江相

達候処、 御沙汰通ニて相済候、

一御先手御名代之事故我々共附添不致候事、

一御名代江は毎之通御料理被差出候、御城坊主江も右同

断、 一御使者無腰着用ニ候得共、此御殿詰人数は腰明のしめ

致着用候事、

十二月廿日

一四時早目御供揃ニて御歳暮ニ付、瑞聖寺御神殿・大圓

寺へ御參詣ニ付、御出掛り之処ニテ表御休息所江御着座被為在、鎌田出雲若年寄可被仰付旨御直達被遊候、左候て直ニ豊後殿御前江被罷出、猶又御書付読渡有之、并守衛方当詰被仰付候旨をも読渡ニテ候、右被為済直ニ御出ニ相成候、御帰殿ハツ少し過、

十二月廿二日

一今朝五時御供揃ニテ、大井御屋敷江可被為入旨被仰出置候得共、六半時比御出ニ相成候、尤御馬ニ被為召候、今日は福岡様・久留米様ニも被成御出候由、暮過より雪相応ニ積り、御駕籠ニテ四ツ時分被遊御帰殿候、

十二月廿三日

一今日



〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内 十四止

(自安政三年十二月晦日至四年三月廿一日)

〔扉〕

公私控

安政三年辰十二月廿日ヨリ  
同四年巳三月廿一日迄

(紙数五拾八枚)

十四止

御台様より

太守様

宰相様江為御歳暮之御祝詞、御広敷番之頭御使にて銀十枚ツ、干鯛一箱御戴被遊候、折節今日は御婚禮被為濟候御祝義として惣出仕ニ付、御名代は松平市正様(親良、許樂藩主)御嫡子但馬守様御頼、御客間にて御引請無御滞被為濟

候、右ニ付御先例は御老中様江御廻勤被遊候筋ニ相見得候ニ付奉伺候処、御用番様迄にて可宜との

御沙汰ニ付、其筋御留守居・御右筆江相達候、

一御使者服紗御着用ニ付、此御方ニも同し服ニ去年より相成居候由にて、のしめ着用いたし候人も有之候得共着替いたし候、乍去表御小姓は間ニ逢兼候故矢張熨斗目之俣ニ候、

一御名代中御門内迄御出迎、就ては御側役初御先立等

御前御引受之通、

一御廻勤ニ付て之御口上書、御登城中ニ付御名代を以

と有之筈之処、御退城後ニ被為成候御事故、御疝積氣(癩之)

ニ付御断御名代を以と認替候事、

一御城坊主は關山正三外ニ咎人罷出候、

十二月廿四日

一御目見奉願置候処、罷出候様承知仕、罷出候て左之通

伺事等申上候、

一平田朋之進事、引入勝ニ付自由ケ間敷は有之候得共、

親伊兵衛事致精勤候旁ニ付、御代官格蔵方目付勤被仰付、又は私江御談表御小姓ニても可被仰付哉之旨、駿

河殿豊後殿江問合有之候処、猶亦御同人より承候付問合入、御覽候て、表御小姓之方宜は有御座間敷哉と申上候処、其通被仰付候、

一市來傳藏当御役にて御広敷番之頭江御役替、

一園田彦左衛門御裁許掛江繰上、

一福嶋并樺山御裁許掛り見習江、

一中村喜多右衛門物奉行へ御役替、ならひニ琉球産物方掛り、

右伺之通被仰付との 御沙汰ニ候、

一金三拾兩ツ、

東郷左太夫

長崎助右衛門

志岐小左衛門

右は別て困窮ニ付御取替申出、難被捨置次第ニ付右通御取替被仰付、左候ハ、往々勝手向勤方被仰付候節返上方為仕可申との趣、事書を以豊後殿より被相伺候ニ付申上候処、伺通被仰付候との御都合ニ候、豊後殿江相違置候、

十二月廿五日

一今日於大奥

御台様御婚禮迄も無御滞被為濟候御祝ニ付、豊後殿初被為召、夕刻被召通種々頂戴物被仰付候、暮過相下ル、

十二月廿六日

一今日松平美濃守様四時比より被成御出則奥江御通、有馬中務大輔様ニも被成、即表御休息所へ御案内申上候、一勝川殿ニも今日は御入来之苦候ニ付、拾人扶持被遣候間、私より申述候様被仰付置候ニ付、於御勝手之間御直ニ致演説御書付御渡申候、左候て二季代即引渡之書面は役人江引渡御規之由ニ付、折節古藤養眞罷出居候ニ付同人へ相渡候、

一水戸様御家来三浦賢男罷出候ニ付、表江被為入御客間にて御逢、左候て御小座へ暫被為入御用談被為在候、畢て御暇、

一右同人江於

御前御端物御目錄被遣物有之、

十二月廿七日

一北小路刑部權少輔事近々出立ニ付御招にて、表御休息所にて御酒・御吸物御膳等被下之、就ては豊後殿相伴

致候様被仰付、外ニ私・半田嘉藤次も罷出致亭主振候

様被 仰付候、

一御前も一寸被為入御逢、

〔折備忠忠〕  
右府様江御伝言等被遊候、左候て於御前御反物二端・

白銀十五枚被遣候、

十二月廿八日

一御用船代銀今日は御下渡相成筈候処不相下候、

一御風邪氣と申御病名にて、今日

御登城不被遊候、

十二月廿九日

一今日歳暮飛脚被差立候、

一今夕御船代料三万両并金山方御前貸壹万両御下渡ニ相

成候、

一金五百両

右は上野御取替利足にて早川五郎兵衛より、御産物方

より取替置候ニ付、肝付清右衛門方江相廻呉候様承置

候ニ付、蒲生・三原・肝付江向ケ、右之通早川五郎兵

衛方江相廻候様申越候、

鳳瑞丸御船代銀

一三万両 御下渡

内三千両

右水野土佐守様〔忠実、新嘉志〕へ御返金として

山崎拾へ相渡ス、

又千五百両

右雜賀やへ右同断

又九拾両

右雜賀やへ利足

又千五百両

右高木様御屋敷代

又貳百両

右青山家右同

六千貳百九十両

右之通都て山崎拾江相渡ス、

又五千両

右御用部屋江請取

又壹万四百両

右表御払用ニ被相下候株にて肝付清右衛門請取

又八千三百拾兩

右は玄碩相請取候て御蔵江入付、

壹万九十兩

二口

壹万八千七百拾兩

一金百貳十兩

右は水野様へ貳千兩利足として山崎拾江渡ス、

但辰七月より同十二月迄一ヶ月貳拾兩ツ、

一同百兩

一龍門御上下地 五反

右は水野様より三千兩無利足にて御取替相成居候ニ

付、為御挨拶被遣山崎江相渡候、

重久玄碩より相請取候御金割書面左之通、

一金八千六百七拾三兩三分貳朱

右御在金

三万兩御船代前渡り残り

一同八千三百拾兩

〆壹万六千九百八拾三兩三分壹朱

此金

正二三月 御臨時御見賦

金山御貸

張紙本文  
一同壹万兩

大阪より定式大阪江引残し、其儘大阪江御通坂迄召置

此内千兩上野之賦

定式方  
跡九千兩二月三月御定式方江見賦

本文御在金より相渡候賦

二口

〆貳万六千九百八拾三兩三部壹朱

右全く当分御蔵御在合

大元丸其外船代

三万兩は

二万兩熊野金江返納いたし、又熊野より三万兩御

借入之賦

一金七千五百兩程

但壹ヶ月ニ貳千五百兩ツ、之見賦

当正月より三月迄三ヶ月分

右上御屋敷其外諸所御普請方

一同九百兩

但壹ヶ月ニ三百兩ツ、之見賦、当正月より三月迄三

ケ月分

右高輪御普請方

一同千五百兩程

但老ケ月ニ五百兩ツ、当正月より二月迄<sup>(三ツ)</sup>三ケ月分

右諸向御内用方御用見賦高

合金九千九百兩

右は当正月より三月迄御臨時御払高致考総申出候様承

知仕、御作事奉行江も引合之上猶亦勘考仕候処、乍見

越太体右之通可相及哉と此段申上候事、

一金六千兩

右

御下国料

一同式千兩

右

御下国御不足付、前々より重御統被仰付来候金高ニ御

座候、

一同九百兩

右女中立方

合金八千九百兩

右は

御下国料之義六千兩、女中立方九百兩と御金割ニ割置

候処、御下国料之義其通ニては御不足付、此已前より

式千兩ツ、被相嵩、女中立方都合八千九百兩御統被仰

付来候付、此節之義も右通此涯大坂より御統方可被仰

付哉と吟味仕、此段申上候、以上、

御趣法掛

辰十一月九日 御側御用人

右入 御覽候処、何様之訳ニて相嵩候哉と御尋ニ付、

何分相糺可申上旨申上置、肝付清右衛門江右之趣相達

候処、張紙通申出候付亦々申上候処、被遊御承知候、

張紙

本文

御下国ニ付ては 御行列廻り等被相嵩、且は御厩

江相拘候御払向之義、彼方引受ニ御座候処、御金繰

難波ニ付御物方御構被仰付、夫丈は御入目料相嵩候

得共、此節之儀は御出来品御手当済相成候も有之趣

ニ御座候間、本文通取調奉伺候事、

暮ニ御直ニ御渡被下候

御書取左之通、

一総屋外二軒之取揚金之義は、産物方二本立いたし国元

江差下し、左候て全く之利金御座候ハ、用部屋江納メ候て、非常手当之積金ニ可取計事、

一山口九十郎之事は、先日中山迄淡路より申來候得共、今より取替ハ六ヶ敷と申置候事、

一岡村之事は最早当人死去いたし候間、其儀ニ不及候事、

一長崎在勤矢張喜三左衛門へ申付候事、

一伏見仮や守之事吟味次第にて宜候事、

一紅花代六千九百弍部弍朱之事江戶江可差廻候、左

候て用部屋江納、非常手当積金ニ可致候事、

一安悦之事周防願通可申付、是は末川之取扱強過候故と

存候事、

一爪甲等願立之事、吟味次第可致候、

右之通写しを以豊後殿江御達し申置候、左候て此

御書取、并

智鏡院様江当年より御内々被進候御金三包ニ付て之御

書取之御案文被下候間、右弍通共正月六日御直ニ御返

上仕候、

十二月廿九日

一金三百兩

右は

智鏡院様江被進候、御金之儀は

順姫様よりも御少々、尤御難渋被遊候ニ付当年より右

之通被進候間、小野嶋江相渡候様被仰付候付、御書付

相添今晚右同人江相渡候事、

十二月晦日

一今日御目見仕候て、市來傳藏御広敷番之頭江御役替之

伺、并本城直五郎御馬廻へ繰上ヶ之伺入 御覽候処、

伺通被仰付との御事ニ候、

一重久玄碩御納戸奉行格被仰付度奉伺候処、伺通被仰付

との御事ニ候、

一山田壯右衛門事、御小納戸頭取可被仰付との

御沙汰被為在候ニ付、御請申上候、

一西筑右衛門事、御側御用人格江被仰付度、豊後殿より

伺書被差出候付申上候処、伺通被仰付との御事ニ候、

右之仰出豊後殿御詰無之候付、書役勤迫田甚藏江相渡

ス、

一御仮住居ニ付諸御稽古初御流ニ相成候、

一御庭社堂御參詣不遊候旨

御沙汰 御名代当番頭江被仰付候旨仰出、伊東正兵衛を以御家老座江為達候、

正月朔日

一四時表御休息所江

御出座にて、御城代御家老勤嶋津豊後殿三疊目にて御礼、鎌田出雲殿二疊目にて御礼、御側御用人以下一疊

目ニ五人計ツ、罷出御礼、畢て御引入被遊候、

一御城代初半切にて候、

正月二日

一今日

御風邪氣之御病名にて 御登城御断之御届、今朝以御

留守居被差出候、

正月四日

一今日南部遠江守様八時比より被成御出、御二度御膳被進、夕七半過被遊御立候、

正月五日

一松平市正様并御嫡子但馬守様御跡先ニ被成御出、年頭御祝詞被仰置候、  
一佐久間忠兵衛右同断御入来、

正月六日

一今日昼過奥江罷通

御目見仕候間、左之通、

一豊後殿当春御下国御供被仰付候仰出、是は全体 御直にて御座候得共、御名代を以被仰付可宜申上置候、

一早川五郎兵衛事産物方引合、三原藤五郎江も被仰付何様可被為在哉申上候処、藤五郎ならハ宜との御沙汰ニ

候、就ては五郎兵衛事多端之御内用向ニ付、御留守居方定式之義は被成御免候ては、いか、被為在候哉申上

候処、随分宜との御事ニ奉伺候、

一野村與四郎御徒目付、西吉兵衛川越役被仰付書面入御覽候処、 思召寄も不被為在候、

一御下国料之儀は、何れ之御金筋より可被仰付哉奉伺候処、六千御在〔兩脱カ〕金可有之との御沙汰も被為在候ニ付、左

様御座候ハ、不足丈は御旅御用心金之内より差出、跡補方は大坂より取寄可申哉申上候処、夫ニても宜との

御沙汰被為在候、

一長崎にて御売法相濟候壹万兩余之御金は、余計ニ相成候ニ付、御国元御内用方ニ可召仕、左候ハ、大坂より取寄ニ不及との 御沙汰被為在候、

正月七日

一今和泉・永吉之一件は為申越哉との御尋ニ付、問合御座候との趣申上置候、

一昼時比より松平美濃守様・伊達遠江守様・有馬中務大輔様、御年始ニ付被成御出候、

一御留守居〔折之〕ニ相成申候ハ、大奥御庭境之方念遣敷奉存候間、番所御願申上候含之処申上候処、番人は表より

一御立五時過

カ御広敷より付るかとの 御沙汰ニ付、何れニても都合宜方ニ仕度申上候処、屏之内ニ番所之分は出来居候

一加勢や外二軒之取揚金之義、山産物方本立ニいたし御国元江被差下候、左候て全く之利金有之候は御用部屋

間見れとの 御沙汰にて、 御前ニも御縁類ニ御出被遊候付拜見仕候処、至極宜御座候間、屏内之義ニ御

江相納候て、非常御手当之御積金取計候様被仰付候条、此旨御趣法掛御側御用人并御側役江申渡、早川五郎兵衛江も可申渡候、

座候間御広敷足輕を番人ニ夜は入込申候方、宜敷御座候半と申上置候、

正月

豊後

一徳尾藤左衛門より、去暮大坂表御金一体不足之処、

一金貳千疋 但御内用方より出ス、

宰相様御参府御用金等被仰渡候ニ付、此表へ伺越ニ相成候故、品々御差図有之候得共不相届候ニ付、既ニ差

一絹小倉袴地 貳反 但御小納戸方出ル、

掛之事故濱村など申談、新御借入を以御都合相濟候処ニ、爰元豊後殿より被仰越候間合相達候由にて別て致

右は御馬場後通り丈高木主水正様御貰ニ付御世話申上候ニ付、右之御家老高木新兵衛被下として山崎拾江引

心配、差控奉伺との事申越候得共、是は御留守居当前

渡候、

之取計にて、一向差控相伺候訳無之との

御沙汰被為在候、



一 太守様御初其外

御惣容様并脇方江被為入候御子様方迄、御台様よりお  
つほね様御奉文にて御拝領被為在候由、御広敷御用人  
より申出有之、

正月八日

一 松平大膳大夫様御隠居法鏡院様 御卒去ニ付、

太守様ニは御叔母様之御統にて、今夕御忌十日御服三  
十日被為受候御届有之、右は当<sup>本ノママ</sup>

正月九日、晴

一 常之通致出勤候、

一 四ツ後奥江罷出御目見仕、左之通書付并伺事等申上候、

一 戸次半兵衛八人賄料被仰付度豊後殿伺書有之、伺通被  
仰付候、

一 早川五郎兵衛御趣法江被掛置候様、<sup>〔左カ〕</sup>在候て御用之節々

罷出御用取扱候様、并多端之御内用向被仰付置候ニ付、  
定式方之儀は被成御免候との私名前書面之仰出入御覽  
候処、宜との 御沙汰ニ候、

右豊後殿江相達置候、

一 亡兵庫殿事御軍役方

御名代被仰付置候ニ付、周防様御舌人にて可御宜哉、  
又、又四郎殿にて可被仰付哉申上候処、伺通被仰付  
との御事ニ付、駿河殿より豊後殿江被差越候問合ニ  
仰出相添、能勢を以豎山郷之丞江為相渡候、

一 屹と申上候義ニは無御座候得共、今晚節分にて表豆蒔

等も仕候事ニ御座候、御藤中之御事ニは被為在候得共、  
上様奉祝上矢張例年通仕何様可被為在哉申上候処、御  
自分様ニはいか様にて御宜、御差図は不被遊との御  
事ニ付、左様御座候ハ、私より差図いたし可致<sup>ママ</sup>申と申

上置候処、先刻岡村よりも右之伺有之候得共、御差図

は不被遊との御沙汰奉伺候、右ニ付ては井上庄太郎江、

表江も不響事候ニ付、例年通豆まき等いたし可然旨申  
置候、

一 平田善太夫十人賄料被仰付度豊後殿より之伺ニ付、其  
通被仰付との御事ニ付、 仰出豎山郷之丞江渡ス、

一 市來連右衛門唐船改御役可被仰付哉、右御同人より之  
伺相濟候ニ付、 仰出右同人江相渡、

一 野村與四郎御徒目付被仰付候事書之 仰出、是も郷之  
丞江相渡、

一 德尾藤左衛門事年内御金借入方御差図を不奉待上、差掛之事故則御借入取計候義ニ付差控何度趣豊後殿迄申越、其書面入 御覽候処、是は当務にては右様之取計無之候ては、已後御差支ニ相成候儀も可有之、何も差控申上候訳無之との御沙汰ニ付、其趣豊後殿江相達置候、

一 大坂にて和薬種御売法六ヶ敷候ハ、爰元江可差登旨被仰付候付、是も豊後殿江相達置候、

一 今和泉井永吉之一条、御国元江申参たる哉との 御沙汰ニ付、差越申候由申上候、為念豊後殿江も引合候処、弥右通之事ニ御座候、

一 太守様御膝中ニ付、明後十一日來ル十五日服紗麻袴着用可致旨、豊後殿より御達有之候事、

正月十日

一 今夜八ツ時比西向御屋鋪西筑右衛門火元にて、岩元太右衛門処迄焼失いたし候由、芝より之乗切七時比參御届申上候、無程三原藤五郎・鎌田出雲殿被罷出御機嫌伺有之、右ニ付半田嘉藤次阿部伊勢守様江御届申上、就ては 御直名にて御届可被仰上哉、又は御膝中之御

事故御名代を以被仰上候哉之趣、其節は十一日朝ニ相成、右通御取次を以御内慮奉伺候処、無程御登城被遊候付、其内控居候様ニとの事にて控居候処、 御直名にて御伺被成候方宜との事故、御直名之書面御取次前迄差出候処、御留守ニは候得共御差図被為在候との事にて、御書面ニ左之通御書取を以被仰渡候、

不及差控候、

右之通被仰渡候、於席々御祝義申上候様豊後殿より被仰渡候、

正月十一日

一 豊後殿当春

御下国御供被仰付候旨、於御客間御名代鎌田出雲殿を以被仰渡、御家老之場にて山口直記相進、御書付読渡いたし候、引進蒲生郷右衛門、

一 御用部屋於二階上之間、重久玄碩御納戸奉行格勤方は迄之通、山田壯右衛門御小納戸頭取勤方右同断被仰渡候、引進メ龜山甚之丞、席詰拙者相勤候、

一 御近習番所上之間にて、伊集院藤九郎・平田善太夫人賄料被仰付候、

一市來連右衛門唐船改御役勤方は迄之通被仰付候、  
一今晚致類焼候面々江当座之御救として金子被成下度、  
豐後殿より御相談承候ニ付、奥江罷出 御目通仕申上

候処、左之通可被成下候間、上野より参居候利金之内  
より可被下候間、何分早き方宜との

御沙汰被為在候ニ付、左之通名書相廻し、三原藤五郎  
へ則為戴方取計候様申越候、

一金五拾兩ツ、  
井上逸作  
西 筑右衛門

岩元太右衛門  
井上庄太郎

伊集院卯十郎  
嶋山彌八郎

百 幸 衛  
仙波左金太

伊集院貞

右之通為戴候処、銘々御礼申上候旨藤五郎より申越候  
付、則御小納戸江差出達

御聴候、

一西筑右衛門義は火元之事ニ付、外々之通金子頂戴被仰  
付候義は宜間敷、先年

三位様御代、岩元間櫻田御屋敷江罷在候砌火を出し候  
ニ付ては、御迎も不被下五十日之逼塞被仰付候由、其  
後須田右中右同断之節、右昨今御拘者之事故

三位様思召を以金子五十兩被下候由、然処逼塞之義は  
御家老前より伺も不致候ニ付夫成相済候処、諸人色々  
為申由、就ては今度筑右衛門江同様被仰付候ては不宣  
との御沙汰ニ付、一向左様成事は承不申、至極御尤様

ニ奉存候ニ付、筑右衛門義は戴き無御座方可宜、乍去  
勤方難出来別段拝借等之願も御座候節は、其節之御吟  
味可御宜と申上置候、右之趣は豊後殿江申上置候様暨

山郷之丞江相達置候、

一今日は芝江為御使御広敷添番御入来ニ付、早川五郎兵  
衛致面会候処、松本丁辺御近火ニ付御尋被遣との事之

由ニテ、早川罷出右之通承候ニ付、以山田壯右衛門達  
御聴候処、右は先之より有之候事にて、大奥より御礼

等は伺ニ可相成候付、表ニは何も構ニ不及との 御

沙汰被為在候由、同人より承知いたし候事、

正月十二日

忌明之上以使者可被申上候、

一昨日御広敷添番<sup>マ</sup> 御使ニ付ては、猶又御年寄方江致吟味候様被仰付候由にて、御内証方へ引合有之候ニ付

正月十二日

先例相糺候処、右は御広敷江向ケ御使被遣候義先例多々有之候由、右之御礼は御年寄より申上相成事之由、御内証方書役松元覺兵衛より申出承届候、

一蕃錢御用部屋江御格護ニ相成居候処、可差上旨被仰付候ニ付、上村良節を以御手許江差上候段、能勢權之助より届承候事、

一豊後殿鎌倉御代參被相勤候一条之書面、伺相濟御下ケニ相成候ニ付、豎山郷之丞江相渡候、

一早川五郎兵衛事、御用之節々御趣法江致出席御用取扱候様被仰付候事、

但当分御忌中ニ被為入候御事故、白旗大明神江之御代參は無之、頼朝公 忠久公江之御代參計被相勤

一御塗重 一組  
右は從

筈候事、

御台様

一昨年迄にて諸家様方等江御仕向抔御省略事相濟候ニ付当年より先五ヶ年は迄之通可被仰付哉之旨、御使番より取調伺有之候ニ付申上候処、伺通被 仰付との御事ニ付、右書付豎山郷之丞江相渡右之趣相達候、

太守様江御膝中為御尋、御老女様御奉文を以被遊御拝領候旨、御年寄より承知有之候由にて御広敷御用人より届承候事、

但本文之義は昨日之場ニ留送候<sup>マ</sup>ニ付、今日之処記

本

置候、

一金八拾七両貳歩

一去ル十一日晝、西向西筑右衛門被召置候御長屋より出火にて壱棟焼失ニ付、以 御直名御差控被仰上候処、翌十二日阿部伊勢守様より以御書取左之通被仰渡候事、

元金三千兩ニ相掛、壱ヶ年五分之割合、寅六月より七ヶ月分  
右寅十二月廿三日上納

一金百五拾兩

但卯年中五分割

右卯十二月廿五日上納

一金百五拾兩

但辰年中五分利

右十二月廿日上納

合金三百八拾七兩貳步

一金拾兩

右高輪鶴之渡御広敷役所書役山本辰次郎江御内々被下

払、

一金三百兩

右今晚逢類焼候面々江被下払、

合三百拾兩

差引残り

金七拾七兩貳步

右は上野御預ヶ金方利金差引右之通御座候間、此段申

上候、以上、

巳正月十一日

肝付清右衛門

正月十四日

一金六千九拾貳兩三步壹朱

為替人

近江屋楡之助

納人

江戶白所町 ママ田カ

井筒屋善次郎

右は一昨卯年御仕登紅花御払代銀利潤銀、右之通今日

為替を以、来ル廿二日納にて差統候間、納方被仰渡度

御座候、以上、

大坂手形所印

巳正月八日

徳尾藤左衛門

豎山武兵衛殿

手形写

請取申為御替金之事

合金六千九拾貳兩三步壹朱也

右は薩州様江戸御下金、書面之金高槌ニ請取申候、

此代り金於江戸当月廿二日限、右御屋鋪豎山武兵衛殿

江御請取可被成候条、日限無相違此手形を以御納可被

成候為、其為御取替依て如件、

安政四丁巳正月八日

近江屋橋之助印

江戸田所町

并筒屋善次郎殿

右之次書

右之通差統申候間、納方被仰渡度御座候、以上、

大坂手形所印

巳正月八日

徳尾藤左衛門

豎山武兵衛殿

正月十四日

一御忌中ニ付明十五日 御登城不被遊候旨、御届被仰

上候事、

正月十八日

一今朝御忌明之御届以御留守居被仰上候事、

一宰相様当正月中御国元御発駕被遊候趣、

一御同所様御参府ニ付御献上物之御伺書通、

一右ニ付御例書書通、

右之三行、今夕以御留守居御差出ニ相成候事、

一今日四時御供揃ニて御三家様江御年頭ニ付御見舞、并

御老中様江御廻勤、〔山内豊信〕松平土佐守様へ御見舞ニて、御二

度御膳御所望之賦ニて御出被遊候処、夜五時比被遊

御帰殿、其節之御沙汰ニは、細川様・〔池田慶徳〕松平相模様・松

平阿波守様・〔池田慶徳〕松平内藏頭様江も御見舞被遊候処、御出

先ニ〔黒田齊徳〕松平美濃守様より、南部様被為入候ニ付御帰り掛

御出被進候様被仰進候ニ付、南部様江暮前被為入候と

の 御沙汰奉伺候、畢て御暇仕候、

一今朝 御出掛御小座へ被為召、重野厚之丞義

御沙汰被遊、御徒目付抔なしニ喜之助ニても勇藏ニて

も招呼、訳合承候様被仰付候ニ付、喜之助義は病氣之

由承居候ニ付、勇藏江申遣候処罷出候ニ付承候処、巨

細相分り承居候、

正月十九日

一今朝御目見奉願置候処、被為召候付罷出、勇藏より承

候趣申上候処被遊候、直ニ御下しニ相成候様申上候処、

夫ニて宜との 御沙汰ニ御座候、尤 仰出入 御覽候

処、御用相濟候ニ付早々致出立候様ニとの趣ニて可宜

との 御沙汰ニ付、至極御尤様ニ奉存候旨申上置候、

右事書之 仰出山口直記迄差廻し候、

一上野より参候利金致算当、肝付清右衛門より差出候書

面入 御覽候、

一紅花代六千余之金子、来ル廿二日納メ之徳尾藤左衛門

より問合并為替手形入 御覽候、

一当春御下り之御休泊入

御覽候処、宜との御事ニ候、

一今和泉屋敷番一条ニ付、福崎助八より三原江之間合入

御覽候処、宜との御事ニ付、右屋敷代未相済哉ニも存

申候付、是は 御下り之上御挨拶ニ相成可御宜旨申上

置候、

一御台様御系図面振り之義、御記録奉行より書認差出候

付入 御覽候処、中二娘一条は御系図ニは不出、何

そ外之物ニ記し置候方宜はなひかとの

御沙汰被為在候ニ付、其通申聞置候様可仕旨申上置候、

一永田正兵衛事、御留守居差支候節々差奇相勤候様嘉藤

次より願之旨申上、尤先例書も入 御覽候処、其通ニ

て可宜との 御沙汰被為在候、

一明廿日於瑞聖寺

大信院様二十五回御忌御相当にて御法事被為在候ニ付

御参詣之義奉伺候処、未御年頭ニも御参詣不被遊候ニ

付、

御神殿并大圓寺江も 御参詣可被遊との御沙汰被為

在候ニ付、四時御供揃にて御出之仰出、御家老座江以

書役差出候、

一右ニ付山口直記へ申遣候、左候て福壽亭御先番は橋口

今彦、大圓寺は三原藤五郎へ申遣候事、

一松平内藏頭様御客間御差支ニ付、御勝手之間江御通御

逢被成度旨本田孫九郎より承候付、罷出御取次申上候

処、此通と御書付御渡しにて、直ニ御立被成候付繰石

迄御送申上候、追て御書付拝見仕候処、年頭之御祝義

被仰置、且又昨日は此御方様より御尋被進候御挨拶も

被仰上候、右御書付伊集院藤九郎へ相渡、入 御覽候

様申合置候、左候て御尋之趣御使番座方江通し置候様

權之助江申聞置候、

一伏見御滞在中三日、大坂も先三日といたし置候様、御

都合ニ寄りては五日可被為成義も被為在との御沙汰ニ

御座候、

一御休泊付正兵衛へ相渡し候処、廿二日御日柄宜候ニ付、

其日御発ニ相成候ては何様可有之哉と申候義ニ付、其

通にて宜候旨申置候、

正月廿五日

一金五百兩

右は

君様御方去年之払残しにて、山田壯右衛門へ相渡候、

一当春より諸御弘之義は都て御趣法方江次渡候様、山田

壯右衛門以御取次致承知候事、

御中居

壹人

広敷之義は

番之頭

中西水之丞

田中

相良

右之通

白石之方、中西之方ニ可致候、

右之通御書取を以被仰下候ニ付、

仰出之義は雜仰出帳ニ留置候事、

御広敷番之頭

中西水之丞

横目勤

田中半藏

奥医師

東郷泰玄

御広敷番

相良小矢太

本文御家老座へ差出置候処、正月廿九日御書付山口直記より差廻し候ニ付、渋谷於御殿御広敷御用人梶原清右衛門へ相渡候

御側

やの

御次

もと

八重

みき

御中居

さくら

すま

花野

ひて

千坂

右之分別段

右之人数御年寄格すま其外女中御国元江被差越候付被



召附候旨、澁谷御殿ニて申渡候事、

二月朔日

正月廿九日

一 今日御目通奉願奥江罷出、左之通申上又

御沙汰之趣書記置候、

一 御発駕御日限之義奉伺候処、両三日中 御沙汰可被遊

との御事ニ候、

一 澤井玄俊三人賄料御訴訟之義河村宗澹より承候付、伺

通可被仰付との御事ニて候、然処澤井事も<sup>〔賄料之家〕</sup>家ニ

付、其趣宗澹江申聞候様 御沙汰被為入候、

一本田加賀守加階之義ニ付、伊集院太郎右衛門申越趣有

之候ニ付、申上候処、何も 思召寄も不被為在との御

事ニ付、今日飛脚より致返答候、

一 六孫王九百年御相当ニ付成就院より訴出趣有之、右ニ

付向々江調被仰渡候書面等、御家老方より被差出候ニ

付、調通銀式十枚御献備可被遊との御事ニ付、其通御

家老方江相達置候、

一 岡村事矢張血吐病身故、御城使之義は御断申上候事候

得共、外ニ被仰付候余人も無之候間、於御国元花野江

得と申聞、御供<sup>マ</sup>節ニ可被召列候付、御城使勤御請いたし候様申論し可然との 御沙汰ニ候、

一 三月中旬御暇御願書、明朝日阿部様江御留守居を以御

差出しニ相成候様、以山田壯右衛門致承知、差上置候

御願書御取直し被下候付、御右筆江為認替半田嘉藤次

へ、和田九十郎、御暇便ニ為持遣候事、

一 琉球錢鈔製御願被為在候義、跡部甲斐守殿<sup>〔奥密〕</sup>へ御内輪も

被遊候処、御勘定奉行方吟味不宜旨御咄被申上候由ニ

付、此内御願書御付札其假早川五郎兵衛江相渡、同人

より跡部殿江可致持参旨可申聞旨被仰付候、

右之通ニ付御願書早川方へ御廻し被下候様、豊後殿

江申上越候処、相請取候旨五郎兵衛より承候、

一 永田正兵衛御留守居差支候節々、差寄相勤候様ニとの

仰出入 御覽候、

一 一女中立并右へ被召附候番之頭等之

仰出も入 御覽候、

一 西十郎太・和田正之助事不頓着ニ付林八郎左衛門より

申出趣ニ付、聞合方為致候書面入 御覽候、尤右ニ付

ては故障申立早々出立被仰付、御国元着之上は諸座書

役助一旦之勤ニても可被仰付哉申上候処、夫々も御国

元にて勤方差免可然との 御沙汰ニ付、其通山口直記  
江御家老座へ可申出旨申遣候事、就ては今日飛脚と一  
緒ニ致出立候由、

二月三日

一金三百兩

右は旧臘早川五郎兵衛より御産物方江取替置候処、昨  
二日致返金候ニ付、今日重久玄碩江相渡入付方有之候  
様、尤御用部屋之御帳面消除置候旨相達置候、

一金貳百五拾兩

右は旧年御取入相成候

君様御用御払掛り有之候ニ付、右之通相渡呉候様山田  
壯右衛門より承候ニ付相渡ス、

一金百五拾兩

右は相撲被召呼候御用として山田壯右衛門より承候ニ  
付、同人江右之通相渡候、

二月九日

今日被為召候て御目見仕候処、御殿之御絵図被遊候御  
央にて、御沙汰此通三通御取仕建可被遊候間、御出

来之上表にて致吟味取極、左候て存寄之儀は申上候様  
可申聞との 御沙汰被為在候、

一此内 御沙汰被遊候岡村願にて御城使御免之儀并代り  
役花野被仰付度 思召之義共、蔦印、嶋山江 御相談  
被遊候処、随分岡村義は願通被仰付、小の野ノノ野人にて  
御差支ニ相成候節は志賀浦江被仰付可御宜、是は先例  
も御座候旁ニ付、花野義は蔦印より呼寄せ、得と申聞  
候様可仕御請可申上との事御座候由、左候てすま事は  
御年寄上席被仰付可被宜、左候ハ、蔦印より

御参府之上申上候ハ、決て否と御沙汰も被為在間敷  
奉存候旨申上候由、就ては御年寄と何ぞ相替候義も可  
有之哉、先寄候ては隙取候故取調へ置候様被仰付候間、  
伊東正兵衛江取調方則相達置候、

一肝付清右衛門より、御金御払底ニ付式千八百四拾九兩  
御下金被仰付度申出有之候ニ付申上置候処、相下候様  
被仰付候、然処玄碩・良節兩人共引入ニ付、拙者并仙  
波・御徒目付馬場直之丞差越候て式千八百五拾兩差出  
則肝付清右衛門へ相廻し候、

一三月中旬御暇被下度との趣ニ付、今朝御願書御用番御  
代り久世大和守様江御差出ニ相成候処、夕刻御留守居

御呼出ニて、御願之通御暇被下ニて可有之旨、御付札を以御差図ニ相成候事、

二月十二日

一金百兩

右御内用方

一同五拾兩

右御手許金

右之通山口直記より相廻し候ニ付請取候、首尾合は權之助也、

二月廿四日

一金七千兩

右は肝付清右衛門より御臨時并定式方江御下ケ被下候様申出有之候、右之通重久玄碩より請取、肝付清右衛門江相廻し候、

一今日調練稽古日ニ付

上様被為入候、筑後殿ニも朝より拝見ニ被罷出候、私ニも七時比より罷出候、暮前御引取ニ付我々も引取候、

二月廿五日、曇

一今日四時御供揃、御平服御上下ニて芝御屋敷江為御見分被為入、夫より松平美濃守様江被為入候、

一御出掛之節御小座江御呼被遊候ニ付罷出候処、最早校合方御座御出来之由ニ付、以来同所ニて講釈は勿論、子共素読いたし候様申達可然、左候て堀仲左衛門を厚之丞跡役マツなし、日下部伊三治も六斎位ニ罷出、右同様相勤候様被仰付との 御沙汰奉伺候、

一秀事身弱ニ付御供御断申上、就ては最早仕廻方もいたし申候ニ付、金子差支申候由旁岡村より昨日承申候付、猶亦申上宜取計旨申置候旨申上候、尤金子之儀は先年すま同様之節被下切相成申候付、其通可被仰付哉申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、左様被下之株ニ式十兩御手許より被下来申候付、是は其通可被遊哉申上候処、夫は

御手許より可被下との 御沙汰被為在候、

一秀願通御免被仰付候段、表へ相達申候て宜御座候哉申上候処、其通ニて宜御座候旨承知仕候、

一鷲仁右衛門より御取替之願申上候由、壯右衛門より承申候付、右は別段之者ニ付五拾兩位被仰付候て可宜山

口直記申談候間、弥被仰付御事候ハ、右通取計可申哉  
申上候処、伺通被仰付候、

一御道中御家老衆初并我々行列之内去年少マツ、引方被  
仰付置候処、此節御供目付より来年は琉人立も御座候  
事故、已前より被仰付度吟味之趣有之、御家老衆添書  
を以伺ニ相成居候、然此内被仰出置候事故、此節前  
之御仰出通相心得候様ニとの 御沙汰吟味書、私へ御  
下ケ被遊候、琉人立は別段之事ニ付、其節は亦御吟味  
も可有之との 御沙汰被為在候ニ付、其趣湯地市兵  
衛江為認、御供目付より差出候、吟味書、同人を以御  
家老座江為差返候

二月廿七日

寄合

縫殿助養子

御書院番

土屋佐渡守組

高三百俵

諏訪鞆負

当時学問所出役

宿所麻布谷町養父縫殿助一所

右之方奥伝にて御出入被願候付申上相成候処、表へ申  
取計候様ニとの

御沙汰被為在候由岡村より承候ニ付、毎之振合通取計  
有之候様早川五郎兵衛江口合、願書相渡置候、  
一今日御目通奉願候処、罷出候様被仰付候ニ付、直ニ罷  
出御目見仕、左之通申上又は書面入 御覽候、  
堀仲左衛門訓導師被仰付候

仰出

一 日下部伊三治義右同様被仰付候哉、又は都講にて可  
被仰付哉奉窺候処、 水戸様江御響合も有之候間、  
矢張訓導師之方宜との 御沙汰被為在候、

一 玉置周司事御用有之御国元江被差下候ニ付、父平兵衛  
同立可被仰付旨被仰付候て何様御座候哉申上候、其通  
にて宜との御事ニ御座候、

一 玉置平兵衛御供ニ付ては、何れ仕廻料不被下候ては相  
濟間敷申上候処、夫は不相濟との 御沙汰ニ付、壯右  
衛門よりも仕廻料は何卒百両被下候様可申上呉旨をも  
申上候、其通御許容被遊候、

一 芳洲事も同様いか、可被仰付哉と奉伺候処、庄太郎申  
談候様 御沙汰被為在候、折節庄太郎罷出候ニ付申談

候処、先爰元ニては五十兩位被下候ハ、可宜、下候て御国元ニて可願出義も可有之候ニ付、其節又被仰付候ハ、却て可宜義と申談致治定置候ニ付、追て可申上事、一元甫事未若年、都て玄碩より致都合置申候由、殊ニ長詰ニも相成申候事ニ付、別段二十金程も御取替被仰付被下候様承候旨申上候処、是も伺通相濟候、

一川上龍衛殿事、去年十二月十六日出火ニて難義之折柄大目附御役替被仰付候ニ付ては、夫々手当等も無之候ては不相濟候、前条困窮ニ付百五拾兩か貳百兩之間御取替被仰付度との趣、駿河殿より豊後殿江御問合有之、就ては何卒多き方ニ被仰付被下候様申上可具旨、豊後殿より山口喜三右衛門を以被申越候付、其通申上候処、伺通被仰付候付、書入を以此書役を以山口喜三右衛門

江相渡候、  
一金三拾兩

一同金貳十五兩

は 右女中立被仰付候節為仕廻料被下有之候得共、右之株

すまへ

ひてへ

御直ニ被下候株ニて 御直ニ差上候、

一富印様江相勤候女中江之被下は、

御前御方之女中同様之被下方ニも及不申哉、何様可被仰付哉と申上候処、一体

富印之女中は

御前御方之人ニて、御登之節御貸し被遣候事ニ候、右ニ付下着いたし候ハ、直ニ御本丸江相勤候者ニ付、其所を以致吟味候様、忝人は御附ニて候得共、下着之上御本丸江御奉公仕と申事候ハ、其通被仰付との 御沙汰承知仕候間、左様御座候ハ、一統同様ニ被仰付候て可御宜哉と申上候得共、猶又追て致吟味可申上事、

三月五日

一今日奉願奥江罷出御目見仕、同等左之通、

一富印江相勤候女中此節一緒ニ被差下候ニ付、仕廻料被下方書付入 御覽候処、伺通被仰付候、

一竹下清右衛門年功差出候処、今三ヶ年御規ニ不足仕候得共、水府江も骨折いたし申候付、右之御取訳を以御役被仰付候ては何様可有御座哉、右は 宰相様掛り之事ニ付

思召さへ不被為在候ハ、休之丞着之上申談候ては何様御座候哉と

一八木玄悦事御供ニ被召列候様ニ、井上庄次郎咄ニ御座候間、弥其 思召ニ被為人哉奉伺候処、弥被召列との御事ニて 御沙汰ニは、御小姓与故奥医師被仰付候ても可然、御医師も少々故我々共ニも仕合可有之と 御沙汰被為在候ニ付、御請申上候事、

一成田彦十郎・榎本九八郎事此節御暇被下置、代りも参居申候、然処長崎源五事老母有之、右より頻ニ逢度段申越候由、就ては九八郎事は又相詰申度心願之由御座候間、右へ御縁替源五御暇被下候ては何様御座候哉、藤五郎より御伺申上呉候様承候旨申上候処、伺通御暇可被下との御事ニ候、就ては成田事は長崎江差越稽古方いたし候様被仰付置候ニ付、直ニ長崎江差越共、亦御国元江罷下り候上差越共勝手次第可致との

御沙汰被為在候ニ付、即右之趣三原藤五郎へ申聞置候、一豊後殿仕廻料之義いか、可仕哉、先打置可申哉奉伺候処、先打置との 御事ニ候、

一喜田村俊宅奥医師江被仰付候義、御立迄之内ニは申上呉候様ニと麻布より承知仕候ニ付、当時節御吟味も

被遊候御事故、いか、御座候哉申上は可仕旨申上置候間、何様可被仰付哉申上候処、最早外ニも無之候ニ付直ニ申付候様被仰付候、就ては以来被仰下候節工夫無之者は御断可被仰進候間、其段は前広被仰上置候旨 聰徳院様江申上候様被仰付候、

一肥後七左衛門・宇宿彦右衛門事は最早御用済ニも相成申候由、就ては御暇可被下哉奉伺候処、御立後ニ致 出立候様被仰付候、

一芳洲事未病氣も不宜御座候由、御供之義何様可有御座哉申上候処、先日安實・靜甫など差越得と申聞候由之 処、弥御供可仕旨申候由靜甫申出候間、同人江猶又承見候様ニとの

御沙汰被為在候、折節靜甫罷出居候ニ付承候処、弥御供仕氣ニ相成居候由承届候、

一最早奥向仕廻料引渡可申旨申上置候、  
本文通三月八日宗澹江相達候、

一御留守ニは相成候ハ、  
御子様方も被為人候御事ニ付、奥医師老人ツ、泊番相勤候様、且亦黒田松柏義は口科故御用立不申候ニ付泊番ニ不及、御広敷罷出候節罷出可然候ニ付、其段宗澹

江可申達旨被仰付候、

一伊集院貞事勢高く相成候ニ付奥御小姓可被仰付候付、  
此涯可致取扱旨被仰付候ニ付、 仰出相認入 御覽

御小人泊番も為致都合宜、是迄は御小人之泊番は無之  
候間、右之通被仰付候様致吟味呉候様、是又同人より  
承候事、

志々目鎌受跡

沖 瑞益

小村純愿跡

池田隆悦

渡瀬幽察跡

安藤道積

池田隆悦跡

重信怒成

安藤道積跡

山元蘇俊

山元蘇俊跡

渡瀬幽照

重信怒成跡

上野良節

一女中共未苗代川鶴龜之踊不見候ニ付相覗度旨、是又同  
人より御直ニ相願候由、就ては不差障様取計呉候様山  
田壯右衛門より承候事、  
一御道中御机入御両掛才領は御草り取ニて、泊番御供仕  
候得は何分行届兼候ニ付、御鍵才領ニて御小人言人參  
候由ニ付、右手代り并御両掛才領等被仰付被下候ハ、

右之通段々欠跡有之差支候ニ付、清水養正より申出候  
ニ付申上候処、伺通被仰付候、

三月八日

一御式台御模様替之御願書并絵図面一枚、阿部様江御内慮被差出置候、昨七日御呼出にて、表向被差出候様以御書取被仰渡候由にて、早川五郎兵衛より脇田仁兵衛を以申越候、尤御願書之内認替相成候処も有之哉ニ五郎兵衛申越候ニ付、即能勢權之助召寄、右認方有之候様御家老方江可申出、左候て御用杯被申遣候ハ、御間後れニも可相成候間、御願書出来次第仁兵衛江被相廻候様是又可申旨申聞、御願書相渡候、

三月九日

一御郡代方御拝借被遊度御願書、今日半田嘉藤次川路左衛門尉殿江被差出候、  
一右ニ付以御書川路殿へ被遣候、右日下部伊三治御同人江致持参候、尤御仕向は同人持越候、被遣物は陣羽織丈一、常羽織ニ、段々は迄御世話ニ被遊御成候ニ付、御置産と申名目にて被遣候、其掛之衆江も御仕向有之候、

一今日は五時御供揃にて、大井御屋敷江被為入候、  
一今日は御内用向之義有之、拙者并早川五郎兵衛・仙波

市左衛門・山田壯右衛門別働にて出勤不致候、

三月十三日

一今日以上使<sup>〔広周、老中〕</sup>久世大和守様、三月中御暇被下候旨被仰渡候、  
御直御引受被遊候、

三月十四日

一明日御暇之御礼被仰上候様御奉書御到来被遊候、左候て御家来壹人被召連候様被仰渡候、

三月十五日

一今日御定刻御供揃にて  
御登城被遊候処、御懇之被<sup>本ノマヤ</sup>為蒙、無御滞御暇之御礼被為済候、  
一御服御熨斗目、相話候面々今朝は服紗麻上下にて、後刻御馬御拝領之節は、相掛候面々は熨斗目麻袴、  
一御馬御拝領之節は 御直ニ御請被遊候筋可取計旨被仰付置候付、其通にて相済候、

一今日御退城掛より櫻田御屋敷為御見分御立寄被遊候、



就ては私并仙波氏・山田氏・重久氏御先番相勤候様被仰付罷越候、早川氏御預之事故罷出候、

一 早川氏より蒲焼并御菓子進上有之被召上候、

一 御立後暫致滞座候処、飯酒取肴等振舞有之候、

一 我服は羽織袴にて罷出候、

三月十六日

一 今日 勝姫様 智鏡院様

晴雲院様為御暇乞被為入候由、

三月十七日

一 今日四時御供揃にて、松平美濃守様江為御暇乞被為入候、右御出掛御目見御願於御小座段々同事仕候処、伺之通被仰付候、

一 龜山甚之丞事出立ニ付難決之由、御内々御取替被仰付何様可有之哉と豊後より承候付申上候処、伺通被仰付候、員数は七十両にて候、

一 有馬次郎右衛門事右同断ニ付、金五十両御取替右同し、

一 平田善太夫事当年蔵方御訴訟申上候積ニ付、其節上納可仕候間、其内金四十両位御取替被仰付被下度、伺通

於被仰付は未三部銀少々残居申候付、右より引渡候様可仕哉、是も豊後殿より承候ニ付申上候処、伺通被仰付候、

一 福永仁右衛門事、最早高輪御普請も相済申候由ニ付、当務之方へ相勤申候ては何様御座候哉、是亦豊後殿より承候付申上候処、此御屋敷へ為移との御事ニ付、御長屋取調させ可仕旨申上候処、右ニ付ては相良左平太老人にては芝之方御懸念ニ思召候ニ付、梶原清右衛門を芝へ移し、其跡ニ仁右衛門引越候て宜との御沙汰ニ御座候、

一 松木弘安御供被仰付候

仰出入 御覽候処、御番之儀も御供之御医師同様繰廻し相勤候様被仰付候、

一 八木玄悦御広敷医師被仰付候

仰出入 御覽候処、是も無御滞相済候ニ付伊東正兵衛へ相渡候、

一 龜山御取替一条豊後殿より承候分は、福永直之丞へ申聞、豊後殿江申上給候様申置候、

一 早川五郎兵衛養女之義も申上候処、彼者宜候間十九日高輪江被為入候付、其節嶋山江御談可被遊候間、夫迄

は待てとの 御沙汰承知仕候、

一有馬次郎右衛門御取替金は、伊東正兵衛名代を以為渡候処、夕刻当人入来にて御礼承候、

一今日は四時比より

〔山田氏正室〕〔松平珠實室〕

親姫様、眞華院様 時之助様奥江被為入候由、夫故

御前霞ヶ關より御二度不被召上

御帰殿候由、

三月廿一日

一今日被為召候ニ付奥江罷出 御目通仕候処、

典姫様 寧姫様御弘メ之義、休之丞へ 御沙汰被遊洩

候ニ付同人江申合、左候て松平右近將監様江御縁組被

為整度御相談も被仰進候付同人へ申候様、且亦早川養

女一条も最初御暇願出候節は休之丞御取次之由ニ付、

委敷事も承及候義も可有之候間承候様被仰付候、

一川崎御泊之義も御差支無御座候間何様可被遊哉申上候

処、先日は御供目付其外より御泊出来不申候付、四日

ニ延呉候様壯右衛門を以承候事故、神奈川と被遊候と

の御事ニ思召候との御沙汰何共恐入奉存候、尚又昨日

為致吟味候処、川崎御泊ニ相成何ぞ御差支無之候旨申

出候段申上候処、左候ハ、最初之思召通川崎へ御泊可被遊との

御沙汰ニ付、御受申上候、就ては

尾張様より申来候手紙見たかとの

御沙汰ニ付、未見不申候得共咄は委細承申候旨御答申

上候、

一來ル廿三日

公辺御機嫌為御伺牧野備前守様へ御見舞被遊候ニ付、

明廿二日御逢之義申込候様、左候て堀田様へ御逢被遊

度思召候ニ付、牧野様より堀田様江罷出申込候様被仰

付候ニ付、御前相下り候上半田嘉藤次江相達置候、

一來ル廿九日阿部様江御逢被遊度、若御差支被為在候ハ

ハ二日ニ被遊度との

御沙汰承知仕候ニ付、右は今先ニ寄候て尚又可奉伺事、

仙波江も右之趣口合置候、

一秀代り一条も、高輪江被為成候節、鳶印・島山江も御

沙汰被遊候処、右両人は一緒ニ居不申事故、承合追て

何分可申上旨被申上置候由、尤休之丞江も 御沙汰被

遊候との

本ノママ

一御拘女中は 御立後被遊、山田壯右衛門家内一緒ニ御

差下し可被遊との

御沙汰奉窺候、

一アメリカ一件も阿部様江御咄被遊候ニ付、琉球江之一

件も其節申遣可然との御事ニ御座候、

〔大久保忠敬室〕

一寵姫様御側女中并御次御末迄、壹役壹人ツ、御省略ニ

付御減少被下度表より申出候由候得共、三人にて御差

支ニも被為及候御事故御許容不被遊、尤御隠居様御方

同様ニ付是以御差支ニ付御減少被遊候替り、夫丈は御

手元より御差出被成筈之由、勿論

寵姫様ニは御家督前之御事ニ付、御押付被遊候ても随

分可被為濟事候得共、最初千両位御持參之筈候処相替

り候ニ付夫を御役人共色々申候由ニ付、此節千両御取

替被成進か、又は年々五拾兩被進候哉と嶋山申事候間、

何れ可宜哉と 御沙汰ニ付、一体

寵姫様江被進は一番御少く被為在候ニ付、五拾兩ツ、

年々被進候方御都合可被宜旨御答申上置候、

一廿三日御对客ニ付

御逢被遊候節、御仮御養子御封書にて御差出被遊候御

事ニ被為在候間、弥又次郎殿にて可被為在哉申上候処、

弥其通之事と 御沙汰被為在候ニ付、左候ハ、高輪江

可申上哉又不被為及候哉奉伺候処、最早其儀ニ不及との御沙汰ニ付、川上孫太郎へ又次郎殿御名相認有之候様相違、草稿相渡ス、

公用控及公私控者。

順聖公御側役。豎〔山脱カ〕武兵衛利武。所手記。以其自筆原本。

写之別為十四冊。起于嘉永七年寅七月廿五日。終于安

政四年巳三月廿一日。按利武自以嘉永二年十一月十二

日為

公御附時以御側御用人行御側役事。至安政五年

公薨時。奉職于 公側。凡十一年云。

明治廿八年六月編集掛平田宗高誌之